

目 次

第 1 号 6月8日（金曜日）

平成30年第2回下郷町議会定例会会議録（第1号）	1
議事日程第1号	2
開会	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
町長提案理由の説明	4
休会の件	1 2
散会	1 2

第 2 号 6月13日（水曜日）

平成30年第2回下郷町議会定例会会議録（第2号）	1 5
議事日程第2号	1 6
開議	1 7
一般質問	1 7
猪股謙喜君	1 7
湯田健二君	2 7
山名田久美子君	3 2
星 輝夫君	3 8
室井亜男君	4 2
散会	5 0

第 3 号 6月14日（木曜日）

平成30年第2回下郷町議会定例会会議録（第3号）	5 3
議事日程第3号	5 4
開議	5 5
一般質問	5 5
湯田純朗君	5 5
小椋淑孝君	6 5
玉川邦夫君	7 1
散会	8 0

第 4 号 6月15日（金曜日）

平成30年第2回下郷町議会定例会会議録（第4号）	8 1
議事日程第4号	8 2
開議	8 3

報告第 2 号	平成 29 年度下郷町一般会計の繰越明許費について……………	8 3
報告第 3 号	平成 29 年度下郷町簡易水道事業特別会計の繰越明許費について……	8 4
議案第 33 号	専決処分につき承認を求めることについて…………… (専決第 3 号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定につ いて)	8 5
議案第 34 号	専決処分につき承認を求めることについて…………… (専決第 4 号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 の設定について)	9 3
議案第 35 号	専決処分につき承認を求めることについて…………… (専決第 5 号 平成 29 年度下郷町一般会計補正予算 (第 8 号))	9 4
議案第 36 号	専決処分につき承認を求めることについて…………… (専決第 6 号 平成 29 年度下郷町国民健康保険特別会計補正予 算 (第 5 号))	9 7
議案第 37 号	副町長の選任について……………	9 8
議案第 38 号	監査委員の選任について……………	10 2
議案第 39 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	10 2
議案第 40 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	10 3
議案第 41 号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	10 4
議案第 42 号	下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について…	10 4
議案第 43 号	下郷町公営住宅 (1—1 号棟) 建設工事請負契約について……………	10 7
議案第 44 号	平成 30 年度下郷町一般会計補正予算 (第 1 号) ……………	11 0
議案第 45 号	平成 30 年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) ……	11 0
閉会……………		11 7

平成30年第2回下郷町議会定例会会議録第1号

招 集 年 月 日	平成３０年６月８日				
本会議の会期	平成３０年６月８日から６月１５日までの８日間				
招 集 の 場 所	下郷町役場議場				
本 日 の 会 議	開会	平成３０年６月８日 午前１０時００分			議長 佐 藤 盛 雄
	散会	平成３０年６月８日 午前１０時４６分			議長 佐 藤 盛 雄
応 招 議 員	１番	星 輝 夫	２番	玉 川 邦 夫	
	３番	室 井 亜 男	４番	星 政 征	
	５番	湯 田 純 朗	６番	小 椋 淑 孝	
	７番	佐 藤 勤	８番	猪 股 謙 喜	
	９番	湯 田 健 二	１０番	山名田 久美子	
	１１番	小 玉 智 和	１２番	佐 藤 盛 雄	
不 応 招 議 員	なし				
出 席 議 員	１番	星 輝 夫	２番	玉 川 邦 夫	
	３番	室 井 亜 男	４番	星 政 征	
	５番	湯 田 純 朗	６番	小 椋 淑 孝	
	７番	佐 藤 勤	８番	猪 股 謙 喜	
	９番	湯 田 健 二	１０番	山名田 久美子	
	１１番	小 玉 智 和	１２番	佐 藤 盛 雄	
欠 席 議 員	なし				
会議録署名議員	１番	星 輝 夫	２番 玉 川 邦 夫		
地方自治法第 １２１条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	町 長	星 學	副 町 長	玉 川 一 郎	
	参事兼総務課長	室 井 哲	税務課長兼会計管理者	星 健 一	
	町 民 課 長	渡 部 善 一	参事兼健康福祉課長	星 修 二	
	産 業 課 長	玉 川 武 之	建 設 課 長	渡 部 芳 夫	
	教育委員会教育長	星 敏 恵	教 育 次 長	只 浦 孝 行	
	農業委員会事務局長	渡 部 浩 市			
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	事 務 局 長	渡 部 清 一	書 記	室 井 徳 人	
	書 記	芳 賀 和 也			
議 事 日 程	別紙のとおり				
会議に付した事件名	別紙のとおり				
会 議 の 経 過	別紙のとおり				

平成30年第2回下郷町議会定例会議事日程（第1号）

期日：平成30年6月8日（金）午前10時開会

開　　会

開　　議

諸般の報告

日程第　1　　会議録署名議員の指名

1 番　　星　　　輝　　夫

2 番　　玉　川　邦　　夫

日程第　2　　会期の決定

日程第　3　　町長提案理由の説明

日程第　4　　休会の件

散　　　　会

(会議の経過)

○議長（佐藤盛雄君） おはようございます。

開会に先立ちまして、ご連絡申し上げます。本日の会議が散会后、議会全員協議会を開かせていただきます。案件につきましては、お手元に配付されておりますので、よろしくご協力願います。

初めに、本年4月1日付で教育長に就任された星敏恵君が説明員として出席されておりますので、ここで就任のご挨拶を求めます。

教育長、星敏恵君。

○教育長（星敏恵君） 皆さん、おはようございます。この3月の定例議会におきまして議員の皆様方のご同意をいただき、4月1日付で教育長に任命されました星敏恵でございます。本日は、貴重な時間を割いて、挨拶の機会をいただきましたこと、まことにありがとうございます。

4月から2カ月ほどたちましたが、教育長を拝命し、その責務の重大さに身の引き締まる思いであります。この間、議員の皆様方には公私ともにご指導いただきましたこと、深く感謝と御礼を申し上げます。

下郷町の教育大綱にある新しい時代を創る人材の育成を基本理念といたしまして、下郷町の未来を担う子どもたちが、地域に「誇り」と「希望」を持ち、町民一人一人が個性や魅力を発揮して生き生きと暮らせる町づくりに向けた取り組みを基本姿勢といたしまして、微力ではございますが、最善の努力を傾注して、課題に取り組んでまいりたいと思っております。

今後とも皆様方の格段のご指導、ご鞭撻、ご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（佐藤盛雄君） ありがとうございます。

お知らせいたします。議場内、気温が上昇してきましたので、脱衣を許可します。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第2回下郷町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長から諸般の報告を順次行います。

議会事務局長、渡部清一君。

○議会事務局長（渡部清一君） おはようございます。諸般の報告をいたします。

皆様のお手元に平成30年3月定例会から今定例会までの間の議員の皆様様の活動状況を記載して配付してございます。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定による一般財団法人下郷町観光公社、南会津地方土地開発公社及び下郷町地域振興株式会社に係る財政状況に関する書類の提出がありましたので、お手元に配付してございます。

また、本年6月から平成31年3月までの議会行事予定一覧表、今定例会に説明員とし

て出席されます執行機関の職氏名一覧表、さらには議員の派遣内容を記載し、お手元に配付してございます。

以上、配付をもちまして諸般の報告といたします。

○議長（佐藤盛雄君） これで諸般の報告を終わります。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤盛雄君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において１番、星輝夫君及び２番、玉川邦夫君を指名いたします。なお、両君には、今定例会の会議録についてのご署名をお願いいたします。

日程第２ 会期の決定

○議長（佐藤盛雄君） 日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から６月15日までの８日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から６月15日までの８日間と決定いたしました。

日程第３ 町長提案理由の説明

○議長（佐藤盛雄君） 日程第３、町長提案理由の説明を行います。

町長から提案理由の説明を求めます。なお、この際当局提案に係る議案を一括上程いたします。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成30年第２回下郷町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましてはお忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会におきましては、報告２件、議案13件をご提案いたしますので、慎重なる審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

初めに、去る第１回定例会におきまして議会の構成がえが行われ、議長に佐藤盛雄議員、副議長に小玉智和議員がそれぞれ就任され、委員会の所属変更も行われるなど、新たな体制でスタートされております。

また、佐藤盛雄議長におかれましては、平成30年第２回南会津地方広域市町村圏組合議会臨時会において同組合議会副議長にご当選されました。

ここに議員各位のますますのご活躍をご祈念申し上げますとともに、申すまでもなく、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とするものであり、今後とも議会の皆様と一体となって、町民の皆様の負託に応え、美しく輝く笑顔あふれる交流のまち下郷を築いてまいりたいと存じますので、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い

を申し上げます。

続きまして、このたび春の叙勲において、元下郷町議会議員、山田武氏が旭日双光章受章の栄に浴されました。山田氏は、平成4年に初当選され、以来平成28年にご勇退されるまで、6期24年の永きにわたり町議会議員として在任され、その間、議会議長、議会運営委員会委員長、常任委員会委員長などの要職を歴任され、その豊かな経験と手腕を持って町政の進展に寄与されました。そのご功績が広く認められ、栄ある叙勲を受章されましたことは誠に喜ばしい限りであり、心からお祝いを申し上げますとともに、現在は町社会福祉協議会長としてご尽力されており、今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。

さらに、田島中学校長で退職されるまでの43年間、永年、教員として教育の振興に務められた佐藤宗意氏が瑞宝双光章を。商工会理事、そして平成21年からは商工会長として産業、観光発展の先頭に立たれておられます渡部勝男氏が旭日単光章を。平成19年に福島北署長で退職されるまでの42年間、永年、警察官として危険業務に従事された室井正氏が瑞宝双光章を受章されるなど、各界においてご活躍された方々のご功績が広く認められ、栄えある叙勲を受章されましたことは、私たち町民の誇りとするものであり、そのご努力に対しまして心から敬意を表しますとともに、お祝いを申し上げます。

それでは、提案理由の説明に先立ち、前議会以降の主な出来事についてご報告をさせていただきます。

4月3日に町内保育所で入所式、4月6日には町内小中学校で入学式が執り行われ、保育所19名、小学校22名、中学校41名の新しい生活がスタートしたところであります。

小中学校では、平成30年第1回定例会におきましてご議決を賜りました小中学校入学祝金支給条例に基づき、入学祝金の支給を行いました。今後とも子供は、地域、そしてご家庭の宝であるという理念のもと、児童生徒の健全な育成に努めてまいり所存であります。

6月に入り、農家の皆様には田植えも無事終了し、一段落かと思えます。今年は4月、5月の天候もおおむねよく、田植えも例年より早く終わったものと、一安心いたしました、昨年は、10月の収穫期に予期せぬ2度の台風の襲来があり、農家の皆様にはさぞご苦労があったものと思えます。今年の天候が大過なく恵まれ、無事収穫を迎えられますよう心から願っているところであります。

本年5月22日に閣議決定された平成29年度農業白書によりますと、担い手の高齢化や減少が課題となる中、近年若手の新規就農者数が高水準で推移しており、若手農家においては経営規模の拡大が進み、労働生産性と所得の向上を実現していると分析し、施策の展開方向として効率的、かつ安定的な農業経営の育成に向けては着実な投資が可能な農業経営の法人化、A I、I o T、ロボット、ドローン等を取り入れた革新的な技術の開発、農業者が今後伸ばしていきたい方向を後押しできる環境づくりが重要としております。本町基幹産業の1つである農業の振興を図るためにも本年度予定しております各種施策を推進するとともに、農業法人の設立に向けて今後検討をしてみたいと考えております。

今年のゴールデンウィークの期間中の観光客の入り込み状況でございますが、期間中の前半と後半は天候に恵まれたものの、中盤は降雨や曇り空となりましたが、全体的には昨年並みの入り込み数があったものと思います。具体的には大内宿で対前年比99%の横ばい、塔のへつり、湯野上温泉については昨年並みの入り込みとなっております。

また、ゴールデンウィーク前半の4月29日、30日には戸赤地区のやまざくらまつりや三ツ井地区のかたくりまつりが区民の皆様のご努力により開催され、多くの来訪者をお迎えしたようであります。

さらに、町観光公社事業につきましては、4月28日から30日にかけて、町物産館において今年度新規事業としまして新緑まつりを開催し、延べ約600人の観光客が訪れております。

また、5月26日、27日の2日間については、養鱒公園において藤まつりを開催し、こちらも約400人ほどの入り込みがあったようでございます。町観光公社では、本年度月1回のペースで各種事業を展開する計画を立て、誘客に結びつけたく考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

続いて、リバティ会津につきましては、開通1周年を迎える4月21日に記念式典が開催されました。当日は、本町への着地型観光事業と連携し、40名のお客様を迎え入れ、大内宿や若郷湖ダムを訪れております。

県のサポート事業の補助金を活用し、実施しております観光循環バスにつきましても4月28日、出発式を行い、既に運行をしております。補助事業の2年目となる今年度、さらにPR等に努め、2次交通の充実につなげたいと考えております。

なお、桜の開花につきましては例年より数日早まりましたが、見ごろの時期には昨年度改修しました湯野上温泉駅駐車場に大型バスが連日駐車し、桜を観賞するツアーも数々あったようであります。今後は、夏の猿楽台地のソバ、秋の観音沼の森林公園の紅葉に向けて観光キャラバンなどを通して誘客につなげてまいりたいと思います。

5月20日には、第15回時空の路ヒルクライム in 会津が会津美里町本郷庁舎をスタートに開催されました。町内外から定員の800名の参加があり、ゴールの氷玉峠頂上まで13.5キロを一気に駆け上がり、ゴール付近ではおもてなし会場も設置され、選手たちにしんごろうや金子牧場のじゅうねんアイス等が振る舞われるなど、有意義な交流となったようであります。今年も前夜祭会場となった大内宿の山形屋では多くの人々が参加し、にぎわいを見せておりました。

5月19日には、観光庁長官の田村明比古氏が大内宿の視察に訪れ、歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進に力を入れ、意欲ある地域の取り組みを支援していく旨のお話がありました。

5月27日には、第51回小野岳山開きが区内並びに小野区の協力をいただきまして開催、町内外から176名の方々が参加され、心地よい汗を流していただきました。

6月3日には、100万年ウォークが町観光公社着地型事業として開催され、町内外から430名ほどの参加がありました。今回は、新たなおもてなしとして大高嶺バラコースや、2つの約10キロコースの方々にソフトクリームの提供と、参加者全員に養鱒公園釣竿無

料券をサプライズで準備し、大変好評を得ております。

次に、5月28日には私が町内企業を訪問し、企業が抱える課題や要望などを伺いながら懇談をしてまいりました。懇談の中では、総じて労働力の確保に苦慮されているようであり、従業員の住宅の確保にもご苦労されている現状がうかがえたところであります。今後は、行政としてできることは何かを見きわめながら支援策を講ずるとともに、本年ご議決を賜りました企業支援事業補助金の効果的な活用を図らなければならないものと考えているところであります。

5月29日には、会津総合開発協議会による国への要望活動が行われ、会津縦貫道の整備促進、栃木西部・会津南道路の事業化など、会津を拓く重点要望事項について、議長さんとともに強く要望したところであります。

さらに、6月5日には地域高規格道路の整備促進が広域観光周遊ルートの形成や観光振興による交流人口の拡大に必要不可欠であることから、会津縦貫道路と栃木西部・会津南道路の一体的な整備を重点要望として国道121号改良促進期成同盟会による国への要望活動が行われました。今後とも議員の皆様のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

5月30日には、地方創生有識者会議が開催され、議長さんを初め総務文教、産業厚生 の両常任委員会委員長さんに委員として参画をいただき、平成28年3月に策定しましたまち・ひと・しごと創生総合戦略関連事業の評価、検証を行っていただいたところであります。人口減少、少子高齢化など、本町を取り巻く環境は大きく変化しておりますが、下郷町人口ビジョンで示した町の将来展望を達成するためにも委員の方々から貴重なご意見を頂戴したところであります。

南会津地方広域市町村圏組合新消防庁舎建設事業につきましては、去る5月30日に招集されました平成30年第2回南会津地方広域市町村圏組合議会臨時会において、関連する工事請負契約等が全て原案のとおり可決され、去る6月3日、新消防庁舎起工式が執り行われるなど、着々とその整備が進められているところであります。

ここで残念なお知らせでございますが、去る5月31日、本町職員、佐藤隆行主任主査が急逝されました。同職員は、平成9年4月に採用され、本年4月1日からは福島県との相互人事交流により、南会津地方振興局企画商工部に派遣をし、その職務に励んでいたところであります。2年間の派遣を終え、本町に復職した際には、その経験をもとに活躍いただけるものと大いに期待していたところであり、その訃報は痛恨のきわみであります。ここに改めてご冥福をお祈り申し上げますとともに、議会の皆様へご報告申し上げます。

さて、現在、平成30年第1回定例会においてご議決を賜りました予算について順調に執行させていただいております。

今後とも引き続き、行政の役割を果たすため、国や県の動向を注視しながら、町民各位の福祉の増進に努めてまいりたいと考えておりますので、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、本定例会にご提案申し上げます報告2件、議案13件についてご説明を申し

上げます。

初めに、報告第2号及び報告第3号でございますが、平成30年第1回定例会においてご議決をいただきました繰越明許費につきまして繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告をするものであります。

報告第2号 平成29年度下郷町一般会計の繰越明許費についてでございますが、土木費において道路新設改良事業（町道沼尾1号線）、公営住宅建替事業（姫川団地）の2つの事業、総額で6,078万3,000円を平成30年度に繰り越したものであります。財源内訳につきましては、国庫支出金等の未収入特定財源3,898万4,000円、一般財源2,179万9,000円を計上いたしております。

報告第3号 平成29年度下郷町簡易水道事業特別会計の繰越明許費についてでございますが、簡易水道費におきまして水道管布設替事業（桧原地区）で896万4,000円を平成30年度に繰り越したものであります。財源内訳につきましては、県支出金の未収入特定財源479万3,000円、一般財源417万1,000円を計上いたしております。

次に、議案第33号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第3号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定について）でございますが、地方税法等の一部を改正する法律等が平成30年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、同日から一部改正法等を適用させる必要があるため、下郷町税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項本文の規定により、同年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

改正の内容につきましては、個人町民税の基礎控除等の見直し、たばこ税の税率引き上げ等の見直し、生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援等に関し所要の改正を行ったものであります。

次に、議案第34号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第4号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について）でございますが、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、同日から一部改正施行令を適用させる必要があるため、下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項本文の規定により、同年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

改正の内容につきましては、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を現行の54万円から58万円に引き上げ、また国民健康保険税の軽減措置に係る所得判定基準の引き上げ等に関し所要の改正を行ったものであります。

次に、議案第35号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第5号 平成29年度下郷町一般会計補正予算（第8号））でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,302万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億8,902万円とするものであります。

歳入につきましては、地方譲与税、各種交付金及び地方交付税の額の確定による補正

計上であり、歳出において予備費により収支の調整をいたしております。

以上、地方自治法第179条第1項本文の規定により、平成30年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第36号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第6号 平成29年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））でございますが、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ385万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億1,115万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金等の額の確定によるもの。

歳出につきましては、事業費に係る国庫支出金等の額が確定したことによる財源内訳の補正であり、予備費により収支の調整をいたしております。

以上、地方自治法第179条第1項本文の規定により、平成30年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第37号 副町長の選任についてでございますが、現副町長、玉川一郎氏の任期が本年6月15日をもって満了となりますことから、引き続き同氏を選任いたしたく、ご提案申し上げるものであります。

玉川氏は、昭和49年3月、神奈川大学第二経済学部経済学科をご卒業され、同年4月1日に町臨時事務補佐員として、昭和52年4月1日には町事務吏員として任用され、以来平成24年3月31日に定年退職されるまで、永年、町職員として本町行政の進展に努めてこられました。その間、総務課庶務係長、住民課保険年金係長、農林課農地係長、教育委員会学校教育係長、総務課主幹、議会事務局長などを歴任され、その行政各般にわたる豊かな経験と知識をもって平成26年6月16日から現在まで、副町長として私を補佐し、政策及び企画をつかさどり、職員の担任する事務を監督するその職務を全うされております。このことから副町長として適任者と考え、引き続き同氏を副町長に選任したく、議会の同意をお願いするものであります。

次に、議案第38号 監査委員の選任についてでございますが、現代表監査委員の渡部正晴氏の任期が本年6月30日をもって満了となりますことから、引き続き同氏を選任したく、ご提案申し上げるものであります。

渡部氏は、税務統括官及び税理士としての豊富な経験と専門的知識をもって町代表監査委員として平成18年7月1日から現在まで、3期12年にわたりその卓越する識見でその職務を全うしてこられました。このことから引き続き同氏を監査委員に選任したく、議会の同意をお願いするものであります。

次に、議案第39号及び議案第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、現委員のうち星能哲氏、五十嵐正雄氏の2名の任期が本年6月30日をもって満了となりますことから、ご提案を申し上げるものであります。

星能哲氏におかれましては、平成27年7月1日から現在まで、委員としてその職務を全うしてこられ、誠実で、信望も厚く、引き続き固定資産評価審査委員会委員に選任したく、議会の同意をお願いするものであります。

また、これまで委員としてお願いしておりました五十嵐正雄氏におかれましては、平

成24年7月1日から現在まで、2期6年にわたり税務行政にご尽力をいただきましたが、ご本人の辞職の意思により、新たに下郷町大字塩生字下夕原1247番地1、小山敏喜氏を選任したく、ご提案申し上げるものであります。

小山氏におかれましては、平成22年4月から2年間、町駐在員として町政各般にわたるご協力をいただき、その間、区長協議会副会長を務めるなど、実直で、地域の信望も厚く、また納税貯蓄組合長として納税意識の高揚に努められた経験をお持ちであることから、ここに固定資産評価審査委員会委員に選任したく、議会の同意をお願いするものであります。

次に、議案第41号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、現委員のうち五十嵐博氏の任期が本年9月30日をもって満了となりますことから、ご提案申し上げるものであります。

五十嵐氏におかれましては、平成15年10月1日から5期15年の長きにわたり人権行政にご尽力いただきましたが、本人の辞職の意思により、新たに下郷町大字高隣字居平甲661番地、黒森正敬氏を推薦したく、ご提案申し上げるものであります。

黒森氏におかれましては、郵便局にお勤めでありましたが、ご退職後、明宗寺に入られ、現在は明宗寺住職の傍ら、非常勤として郵便局に勤務されており、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方であることから、人権擁護委員候補者として推薦したく、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第42号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定でございますが、国民健康保険制度はこれまで市町村単位で運営してまいりましたが、市町村間の負担の格差や小規模市町村の財政の不安定さなどの問題を抱えており、このような状況を改善し、負担の公平化と財政運営の安定化を図り、もって持続可能な医療保険制度とするため、本年度から都道府県単位で国保運営をすることとなったところであります。役割としては、都道府県は財政運営や効率的な事業の実施等を担い、市町村は資格管理、保険給付、保険税の賦課、徴収等を担ってまいります。

新制度下では、福島県は市町村への保険給付に要する費用を一部を除き全額交付し、市町村は福島県が決定する国民健康保険事業費給付金を納付するため、福島県から示されている市町村ごとの標準保険料率をもとに税率を決定し、保険税を賦課、徴収することとなります。今回の改正は、福島県から示された本年度の市町村ごとの国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率をもとに、本町における保険税率の改定を行うため、所要の改定を行うものであります。

次に、議案第43号 下郷町公営住宅（1－1号棟）建設工事請負契約についてでございますが、現在整備を進めております姫川団地につきまして今回新たに1棟を新築するものであります。

去る5月28日、4社からなる指名競争入札の結果、下郷町大字湯野字上沼袋乙843番地、三立土建株式会社、代表取締役、浅沼秀俊が5,648万4,000円で落札いたしましたので、本契約を締結したく、議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第44号 平成30年度下郷町一般会計補正予算（第1号）でございますが、

既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1,863万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億6,563万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、分担金で、沢田堰融雪災害に係る農業施設工事受益者分担金16万6,000円、国庫補助金関係では障害者福祉制度改正に伴うシステム改修補助金として障害者総合支援事業費補助金19万5,000円、社会保障・税番号制度システム整備費補助金137万7,000円、地方創生推進交付金100万円、消防防災施設整備費補助金538万6,000円をそれぞれ計上するものであります。消防防災施設整備費補助金につきましては耐震性貯水槽を2基、沢田地内及び湯野上地内に設置するものであります。本事業が補助事業として採択されましたので、今回計上するものでございます。

県補助金の消費者風評対策市町村支援事業交付金500万円につきましては、当初予算において本事業に係る経費を計上しておりましたが、本事業が補助事業として採択されたことから、今回歳入につきまして補正計上するものでございます。

雑入では、倉区防犯灯の整備に係るコミュニティ助成事業補助金250万円、中妻地内の防火水槽が会津縦貫南道路の用地となりますことから、その補償料として防火水槽補償料300万8,000円をそれぞれ計上するものであります。

歳出の主なものにつきましては、給料、職員手当、共済費等の人件費でございますが、これは主に4月1日付の人事異動に伴う増減であります。

企画費では、歳入でご説明申し上げました倉区防犯灯の整備に係るコミュニティ助成事業補助金250万円を計上し、また飲食サービス業等創業・持続化支援事業補助金を200万円計上しておりますが、飲食サービス業等創業・持続化支援事業につきましては地方創生推進交付金を充当する事業でございます。

諸費では、社会保障・税番号制度システム整備委託料137万7,000円。

障害者福祉費では、障害者福祉制度改正に伴うシステム改修委託料39万1,000円をそれぞれ計上するものであります。

農地費では、水門堰土砂撤去に係る重機等借上料86万4,000円。

観光費では、大内宿観光案内所公衆トイレ修繕料54万円。

消防施設費では、沼尾、田代地区の消火栓修繕料239万3,000円。歳入でご説明申し上げました耐震性貯水槽設置工事費2,140万8,000円をそれぞれ増額計上するものであります。

社会教育総務費の集落集会施設等整備補助金40万5,000円につきましては、中妻集会所床修繕工事及び枝松集会所トイレ改修工事に係る補助金でございます。

農業施設現年災害復旧費では、沢田堰融雪災害に係る費用を執行しておりますが、予算不足により今後の災害に対応できなくなるおそれもあることから、増額計上するものであります。

林業施設現年災害復旧費につきましては、林道大峠線の崩落に係る復旧工事請負費700万円を計上し、予備費により収支の調整をするものであります。

次に、議案第45号 平成30年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ235万円を減額し、歳入歳出予算の総

額をそれぞれ8億3,544万8,000円とするものであります。国民健康保険特別会計につきましては、前年度の所得の確定等による本算定及び議案第42号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定についてご説明を申し上げました保険税率の改正によるもので、これらに伴う歳入歳出予算について補正計上したものであります。

歳入につきましては、国民健康保険税が一般分、退職分を合わせまして534万9,000円の減額、また財源調整のため国保基金から繰入金で299万9,000円増額計上しており、歳出において予備費により収支の調整をするものであります。

以上、本定例会にご提案いたしました議案等についてご説明を申し上げました。詳細につきましては、後ほど所管課長等から説明させますので、慎重なる審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤盛雄君） ただいま町長の提案理由の説明の中で一部修正ございますので、発言を許します。

町長、星學君。

○町長（星學君） 提案理由の中で読み違えがございましたので、もう一度申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の選任の件でございますが、星能哲氏を「のうてつ」と読みましたので、ご訂正願います。

それから、もう一点は、51ページの国民健康保険事業費納付金を給付金と申し上げましたので、納付金と改めます。ご訂正願いたい。

以上でございます。よろしくお願いします。

日程第4 休会の件

○議長（佐藤盛雄君） 日程第4、休会の件を議題とします。

お諮りします。6月9日は土曜日のため、6月10日は日曜日のため、6月11日及び12日は議案思考のため、それぞれ休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、6月9日、10日、11日及び12日の4日間を休会とすることに決定しました。再開本会議は6月13日であります。

議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（佐藤盛雄君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでございました。（午前10時46分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年6月8日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

平成30年第2回下郷町議会定例会会議録第2号

招 集 年 月 日	平成３０年６月８日				
本会議の会期	平成３０年６月８日から６月１５日までの８日間				
招 集 の 場 所	下郷町役場議場				
本 日 の 会 議	開議	平成３０年６月１３日　午前１０時００分			議長 佐 藤 盛 雄
	散会	平成３０年６月１３日　午後　２時０８分			議長 佐 藤 盛 雄
応 招 議 員	１番	星	輝 夫	２番	玉 川 邦 夫
	３番	室 井 亜 男		４番	星 政 征
	５番	湯 田 純 朗		６番	小 椋 淑 孝
	７番	佐 藤 勤		８番	猪 股 謙 喜
	９番	湯 田 健 二		１０番	山名田 久美子
	１１番	小 玉 智 和		１２番	佐 藤 盛 雄
不 応 招 議 員	なし				
出 席 議 員	１番	星	輝 夫	２番	玉 川 邦 夫
	３番	室 井 亜 男		４番	星 政 征
	５番	湯 田 純 朗		６番	小 椋 淑 孝
	７番	佐 藤 勤		８番	猪 股 謙 喜
	９番	湯 田 健 二		１０番	山名田 久美子
	１１番	小 玉 智 和		１２番	佐 藤 盛 雄
欠 席 議 員	なし				
会議録署名議員	１番	星	輝 夫	２番 玉 川 邦 夫	
地方自治法第 １２１条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	町 長	星	學	副 町 長	玉 川 一 郎
	参事兼総務課長	室 井	哲	税務課長兼会計管理者	星 健 一
	町 民 課 長	渡 部	善 一	参事兼健康福祉課長	星 修 二
	産 業 課 長	玉 川	武 之	建 設 課 長	渡 部 芳 夫
	教育委員会教育長	星	敏 恵	教 育 次 長	只 浦 孝 行
	農業委員会事務局長	渡 部	浩 市		
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	事 務 局 長	渡 部	清 一	書 記	室 井 徳 人
	書 記	芳 賀	和 也		
議 事 日 程	別紙のとおり				
会議に付した事件名	別紙のとおり				
会 議 の 経 過	別紙のとおり				

平成 3 0 年第 2 回下郷町議会定例会議事日程（第 2 号）

期日：平成 3 0 年 6 月 1 3 日（水）午前 1 0 時開議

開	議	
日程第	1	一般質問
散	会	

(会議の経過)

○議長（佐藤盛雄君） おはようございます。

お知らせいたします。議場内、気温が上昇してまいりましたので、脱衣を許可します。
ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（佐藤盛雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） それでは、8番、猪股謙喜、一般質問通告書に基づき一般質問を行います。大きく3つ行います。

1つ目、檜原、倉村の水田の水不足についての件を質問いたします。田植えが終わりおおよそ一月、基盤整備事業が終了したばかりの檜原、倉村の水田に水不足が発生しました。以前から阿賀川からの取水に不安があり、改修すべきとの声が上がっており、町も対策協議会を設置し、県に要望してきた経緯があります。そこで、次の項目について質問いたします。1つ目、今回の水不足の原因とその対策を説明してほしいということです。

2つ目、今回の対策のための費用とその分担はどうするのかをお尋ねいたします。

3つ目、協議会ではどのような意見が出ているのか。また、本年度は協議会を開催し、県への要望を行ったのかどうか、以上ご質問いたします。

次に、戸石川流域の活性化についてお尋ねいたします。戸石川流域は、道路が県道、河川は1級河川で、ともに県が管理となっております。よって町は、直接改良、改修ができません。ただただ県に要望し続けるしかありません。そこで、この流域に対し、より具体的な総合計画を作成することで、これからの改良、改修を早め、住民の暮らしを守ることを考えたと思います。県道下郷本郷線では、昨年から栄富工区に動きが見られ、現在はこの動きを町はどう捉えているのか教えてほしいということが1つございます。

次に、総合的な計画を作成することで、県道と河川の整備が現在よりも早く進み、地域の資源である下野街道、かたくりの花、山桜、水車やバッテリーのある山村風景、旧校舎を利用した交流施設、各集落にある石塔群など、たくさんある素材が活かされると思います。こういったことをどう町は考えているのかお尋ねいたします。

最後に、栄富工区の改良、改修を見越し、林中、姫川、成岡へのでこ入れも急務と思います。この件に関しまして町はどう考えているのかお尋ねいたします。

最後の質問になります。町職員に対する研修についてでございます。現在新採用職員への研修はどうなっているのか、そして町独自の研修を行っているのかどうかお尋ねいたします。挨拶は、社会人として基本的な行為であります、できない職員が増えてい

ます。ところで、職員が町民の病状を話したという話を聞きました。守秘義務は当然のことではありますが、それ以外に職員が外で聞いた話を広めるようなことはいかななものかと思います。公務員として自覚し、人としての資質を疑われる行動をとらないよう、全職員に徹底していただきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。ご回答よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 8番、猪股謙喜議員のご質問にお答えします。

大きな1つ目の檜原、倉村の水田の水不足についてでございますが、まず今回の水不足の原因とその対策を説明してほしいについてでございますが、倉檜堰に取水しております阿賀川の河川水が例年より比較して減少していることによる水不足であり、その原因につきましては地域の方々の情報等から勘案しますと、温暖化の影響はもとより、本年3月、4月における例年以上の気温上昇により雪解けが早まり、短期間で川に流れてしまったことが要因の一つと考えられます。今回の対策としましては、取水口上流の堆積土砂の撤去による水量増加作業実施及び水中ポンプ2基を使用して取水流量の増加を図る方法にしております。

次に、今回の対応のための費用と負担はどうなるのかでございますが、費用につきましては取水口土砂撤去費が重機借り上げにより約20万円程度であります。流速増加を図るための発電機、水中ポンプ等の設置については、設置日数により費用が変動いたします。一昨年度の水不足に際しまして実施しました内容から試算しますと、各機器の1日当たりの借上料は約1万4,000円程度でありまして、機械借上料については町負担として、その動力に係る燃料費につきましては一昨年と同様、倉村、檜原の両地区において負担していただくこととしております。

次に、協議会ではどのような意見が出ているのか。また、本年度は協議会を開催し、県に要望を行ったのかでございますが、平成26年12月に設置しました倉檜堰改修促進協議会においては、これまで阿賀川の河川改修工事の早期実現に向け、県及び関係機関への要望活動の強化や県で実施している倉檜堰取水取り口付近の河川測量結果情報を県、町、協議会が共有することで河川の変化についてお互いに確認し、事業を推進していくこととの意見をいただいております。本年度の協議会総会実施については、7月以降を予定しておりますので、その際に活動内容について協議し、県への要望活動等を継続して行っていくこととしております。

次に、2点目の戸石川流域の活性化についてでございますが、まず県道下郷会津本郷線に関するご質問ですが、当路線が含まれる会津美里町との桧和田・市野・氷玉峠県道改良促進期成同盟会や南会津建設事務所との事業調整会議を持って早期の事業化、完成に向けて長年要望を続けているところでございます。栄富工区、県道下郷本郷線での動きが見られるとの内容でございますが、南会津建設事務所からの情報によりますと、国道121号、289号の変則交差点を改修するための測量設計を現在実施中のことであります。この動きに対して町といたしましては、桧和田・市野・氷玉峠県道改良促進期成同盟会

に含まれる県道下郷会津本郷線、栄富工区の整備促進を図るため、情報の共有化と早急な整備促進について強く要望してまいる考えであります。

次に、栄富工区の改良を見越した林中、姫川、成岡へのでこ入れであります。戸石川流域の道路整備につきましては地域基幹道路としての役割を担っていることから、第5次振興計画の第1章、住みやすい美しい町づくりにおける施策として、国道289号線からのスムーズな連携、栄富、倉水地区のバイパス化として、林中倉水間を地域幹線道路として主要計画に位置づけております。さらに、議員ご指摘のとおり戸石川流域においては、戸赤の山桜や桑取火のかたくりの群生地、国指定史跡の下野街道など、多くの観光資源を有しております。日本の原風景とも言える自然と調和したこれらの資源は、景観的にもすぐれておりますので、県道と河川の整備を進めることで戸石川流域のすばらしい自然や史跡が生かされるものと考えております。また、地域創生での町総合戦略にも位置づけられておるように、観光資源の磨き上げと積極的な交流事業の推進により、観光資源をブラッシュアップ化することで交流人口が増加し、関連産業や雇用の創出、移住、定住策など産業経済や地域開発につながることも期待しております。

また、ご質問の地域における個別的な総合的な計画につきましては、先ほども説明したとおり振興計画や総合戦略の施策にも位置づけておりますので、確実に推進する中で、今後も県道改良、河川整備を県と協議しながら、加速化できるよう対策を講じてまいりたいと存じますので、ご理解とご協力をお願いします。

次に、3点目の町職員に対する研修についてでございますが、現在新規採用職員への研修については社会人、公務員としての意識の確立やルールを理解、業務を遂行する上で必要な能力の開発に向け、基本的な知識等の習得を図るため、ふくしま自治研修センターで行われています新規採用職員、前期、後期の研修を受講させております。さらに、平成28年度からは南会津地方町村会と南会津地方振興局が合同で管内町村若手職員の能力向上や管内の実情を学ぶ目的で南会津地方若手職員研修会を実施しており、採用5年目までの職員を対象として参加させております。また、町独自の研修といたしましては、毎年4月の辞令交付後に新規採用職員に向けての研修会を開催し、地方公務員法に基づく職務上の義務や身分上の義務、特に信用失墜行為の禁止や守秘義務については重点的に研修を行い、公務員倫理の向上に努めております。また、例年5月ごろに私と副町長が新規採用職員に対し訓話を行い、各課長が講師となり、各課の所管業務等について新規採用職員に対しまして研修を行い、町主要施設等の現地視察研修を行っています。議員おただしの公務員としての自覚等を全職員に徹底していただきたいにつきましては、本年4月に全職員に対し、地方公務員の服務規律の確保についてを通知し、周知徹底を図ったところでありますが、今後とも服務規律の確保はもとより、挨拶についても課長会議、研修を通じて全職員に周知徹底していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問はありませんか。

8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） それでは、8番、再質問いたします。

まず、阿賀川、櫛倉の問題ですが、原因と水不足、河川そのものの水不足というような答えでしたが、私が8日の日に長野橋から見た感じでは河川が長野の集落寄りに大分寄ったというような感じで、長野向かいと言われているほうは水がほとんど来ていない。実際に高低差見れば長野向かいのほうがちょっと高いと。長野寄りのほうは大分河川が掘られているというようなふうに見えました。これ20年前、もっとそれ以前からも取水口の部分どうにかならないかということで問題視されていましたし、河川、阿賀川が氾濫し、水を引き込むための堤防、テトラポッド等を投入して、何とか倉櫛堰に水を引き込もうという努力を県と一緒にやってきた経緯は存じていますが、投入したテトラポッドが川の半ばよりもちょっと長野方面までは走っているのですが、それが切れたところからどんどん河川が掘られているというようなふうに見受けられますので、まずそこら辺をどういうふうに取り水しやすいように持っていくのかなという話し合いが必要になってくるのかなと思います。

災害復旧で変な言い方ですが、片目をつぶって今まで県のほうではやってくれたというような経緯は聞いたこともございます、以前。ですので、片目をつぶってというのはやはりあまり正しいと言うとおかしいのですが、あまりよくないので、忙しいとき、緊急な場合は片目をつぶってもらうしかないのですが、やはり抜本的な部分というのはそういった現状、恐らく県の河川のほうも把握していると思いますので、そこら辺からやはり攻めていくというか、理解していただくような形に持っていくしかないのかなと思います。現に協議会では、そのような話も出ているとは思いますが、実際協議会立ち上げ以前も随分要望してきたと思います。それでも、なかなかこの部分、話に聞きますと、阿賀川の両岸、土地の確定がまだなところがあるとか、そういった部分も聞きますし、テトラポッドが長野まで行かないのは長野地区の耕作者、土地所有者がやはり自分の土地がそれによって流されてしまうのではないかなというような心配をしているのだという話も以前から聞いております。そういった部分で果たして今後協議会の中身が下郷だけの構成委員でありますので、やはり阿賀川の抜本的な改修ということであれば、現住所である南会津町のせめて長野地区の人たちともやはり協力を図り、今後そういった活動やるべきではないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

費用負担は1日1万4,000円、それからガソリン代等、倉村、櫛原、以前負担したとおりにやるということでございますので、それは了承いたしました。いずれにしろ協議会等、今までの組織で年に1回の総会、それから陳情というか、要望活動ですか、それだけしかないということなので、協議会自体がやはり圧力団体として県や関係団体に要望するにはもっと力をつけなければならないと思いますので、やはり構成メンバー等の補強なども必要ではないかと考えますので、その辺ご回答よろしく願いいたします。

それから、協議会の中で現状の水路を掘削する、水門から上流部分を掘削する、河床を低くするというような意見などはなかったのでしょうか。見たところ今ポンプアップしている青い導管ですか、あれがやはり水面から大分出ているところがあります。ということは、それは高くなっているわけです。水平ではないということです、水路自体が。ですから、せめてそこら辺を掘削すれば、もう少しスムーズに水が堰のほうに流れてい

くのかなというふうに現状で見て思ったので、そこら辺の話し合いがあったかどうか、まず再質問でお尋ねします。

次に、戸石川流域の活性化につきましてですが、まずあそこ商店がありまして、なかなか立ち退きの交渉がうまくいかなかった、買収の交渉がうまくいかなかったところがありますが、去年あたりから動きが出てきたということでお尋ねいたしました。これからまだ測量設計を行ったということですが、これ当初の計画です、交差点だと何年前ですか、20年くらい前になるのですか、想像図みたいなものを見せていただきましたが、それとは今回大分違った設計になるのかどうか、ご存じでありましたら教えていただきたいと思います。

それから、町長も戸石川流域の観光資源も含めた素材、私が素材と言いましたが、観光の資源、認めていらっしゃると思いますが、振興計画、基本構想、基本計画までは書いてありますが、実施するに当たりやはり補助金ありきの実施計画、それから過疎債ありきの実施計画でずっと今まで振興計画、目標達成として財源確保、それから実行はそういう形で補助金、財源の確保をまず念頭にやってきております。私が申し上げたのは、先に計画ありきで、財源は計画に沿ってどこからでも引っ張ってくるというような言い方で今回提案したつもりでございます。町長の答弁だと今までどおり書いてありますから、そのとおりにやっていきますという回答ですが、やはり振興計画を実行するには補助金のある道路、それから農業関係等は実行しやすいですが、観光や生活に関するものというのは補助金なかなかないというので、どうしても振興計画の達成にはちょっとできるところとできないところと随分差が出てきてしまうわけですが、戸石川沿い、高齢化、それからなおかつ集落の存亡も危惧されるような状態でございます。そういった総合政策自体に補助金がつくのかどうか等も含めて、やはり今後活性化、つまり住めるようになる、住みやすくなる、新しく住んでもらえるというようなものが活性化だろうと思います。今活性化に手をつけても10年たつとみんな10歳年をとるわけです。やはり若い人も戻ってこれるとか、移住してくれるとか、そういったのも含めないとなかなか活性化というのはできませんので、町中一遍にやれと言いませんが、せめて戸石川流域だけでもなかなか今まで町の直接投資というのはなかったわけですから、そういった部分をやはり林中、成岡、姫川含めて戸石川流域という部分での計画、振興計画に基づいた計画です、さらに実行に移せるような計画を立てていただきたいなと思って質問したわけでございます。町長の答弁、今までどおりの振興計画にあるからということですが、これからはやはり目標が、振興計画をどういうふうに達成するのかというのが町の町づくりに大変重要になってくると思います。補助金があるから振興計画に基づいた計画の一つを実現するというやり方は今までどおりでしょうが、今後はやはり計画をつくったら何が何でも財源を見つけて計画を実行するという姿勢が必要ではないのかなと思いますので、その件町長、今の振興計画31年まででございます。今後振興計画新しくつくるようになると思いますので、そういったものも踏まえて町長の今のお考えがありましたらよろしくお答えお願いいたします。

最後に、職員の研修の件でございますが、以前どおりのものは自治会館での研修、こ

それは以前どおりやっております、新しいものと町村会と振興局を中心に5年目までの若手職員を研修するということですが、5年目までの若手職員の研修というのは業務命令というか、どういうふうに出席させているのか。職務として全員行かせているのか、それとも選抜して、それぞれの部署の忙しさ等もあるでしょうから、そういったのも考えて選抜しての研修なのかお尋ねいたします。

職員としてどうあるべきかというのが基本の研修でさまざまなことをやっておりますが、それ以前に人間としてとか、社会人としてどうあるべきかというものに基づいての職員研修でございます。町長が新採用職員に対しては、副町長と一緒に訓示をしてきたということですが、町長、副町長の訓示の中身です、どういったことを期待して職員に訓示をされたのか、その中身を幾つか教えていただきたいなと思います。

それから、各課長による研修等、教育と言ったらおかしいのですか、もやっているということですが、幾つか例がありましたらよろしく願いいたします。

それから、以前町の自主研修としてはグリーンハウスをお願いしてホテルでの何日かの研修というのがありましたが、それはいつやめたのか、やめた理由は何なのかをお尋ねいたします。やはり町を離れ、家を離れ、知らないところにぽんと投げ出されてそこで仕事をするというのは、なかなか人生の中でも機会はないわけですし、家から通って研修をするというものとはやはりちょっと違う気持ちがするのではないかなと思ってたわけなのです、ホテルでの研修というのは。そういった部分でやはり高校、大学でいろんな経験は積んでいますが、18年、22年と、まだ人としてそんなに社会経験はないと。勤めた先が下郷町が一番最初だというような新採用での職員、ほとんどではないかと思えます。そういった社会人になりたての職員に対して、公務員の部分も大事でしょうが、やはり社会人としてどう生きてもらうか、町のために今後貢献してもらうわけですから、そういった部分、まずは社会人であること、そして公務員であることだと思うのです。そういった部分が両方、職員の場合は公務員の部分もありますから両方必要ですが、やはり私が質問の最後に申し上げたように人としての資質を疑われるような行為、例えば業務上ではなくてもあの人は経済的に大変なのだとか、あの人は又聞きかもしれないですけども、あの人が滞納しているみたいですよとか、そういったものはやはり役場職員の口から出てはいけないようなことだと思います。別に職務上知り得た事実ではないのです、又聞きだったりうわさ話だったりもあるわけですから。そういったものは守秘義務には当たらないと。でも、人としてそういった部分、やはり軽々しく口に出すような職員がいては困るなと思いますので、ひとつそういった部分をぜひ徹底して、社会人として人として下郷町の職員であってほしいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 8番、猪股謙喜議員の再質問に対してお答えしたいと思います。

倉村、檜原堰の取水口に関しては、記録からすると平成14年ごろから取水口についての取り口を改善してほしいというようなことがございまして、16年ごろですか、農業災

害を充てて頭首工、テトラポッドと言われる十字ブロックを積んで、そして取水口に水が入るように対策を講じたわけですが、途中でいろいろな理由がありまして、3分の1、半分ぐらいですか、それで取りやめた経過がございまして、それが取りやめたせいなのかどうかちょっとわかりませんが、流れが右岸側に行ってしまった、要するに長野側に行ってしまったというのが今までの河川の流れの形になっています。それで、それを何とかしようということで25年、26年にかけて農林事務所さんで取水口を上を上げようと、386メートルぐらい上げようというような計画で積算してもらった経過がございします。その経過は、要するに事業費として5億5,000万円かかりますねと。受益者負担が17%かかりますよというような話になりまして、それは約9,000万円ぐらいになるようです。そうしますと、受益者にそのようなことを出すことがなかなか難しいので、私が町長になってから河川改修を先にやっていただくということでやれば、何とか河川改修は全面的に県の管理ですから、そういうことでお願いした。そして、協議会を設立して、地域の代表者もやっぱり県のほうに要望に行っていていただいて、ぜひ水不足のときに改修できるということで今まで進めてきた経過がございします。それで、いろいろ協議会設立した後も要望活動あるいは各党にお願いしたり、県のほうにお願いしていたわけですが、なかなか河川改修というのは計画に入らないと改修ができないということの返事で、河川改修の地域でないということが今まで言われてきて現在に至っているわけですが、それでは町でどうするのかと、地域のためには、ではどうするのかということで、29年の春先に河川の流れを見ていただくため、国の方に直接私がお願いして見ていただきました。そして、一番金のかからない方法でどうするのかということで提案も聞いていますので、今後協議会と、それから建設事務所と農林事務所と協議してから、それが許しが出るならばその方法もとってもいいのではないかと、こう私は考えています。いずれにしても、協議会にかけて、そして建設事務所に相談し、農林事務所にも相談してそのように対応できれば、漁業組合にも影響ない冬場の事業となりますので。

それから、もう一点はやっぱり専門的な大学の教授を呼んで、方法についてもう一度検討していただくということも今年の事業として、協議会の事業として取り組んでいきたいなと考えて、国の人から大学の先生も紹介されておりますので、今後協議会の総会と役員会が開かれたならば、そのように対応していただくようお願いしたいと、こう考えています。いずれにしても、時間のかかることですので、いろいろな要望活動をしつかりとやっていきたいと、こう思いますので、ご理解いただきたいと、こう思います。

それから、戸石川の流域活性化の関係でございしますが、全く議員のおっしゃるとおりでございまして、戸石川流域の活性化事業については今までもなかなか手をつけられない部分もございましたし、以前前町長が1,000万円の事業でいろいろな事業をやってきた経過もございしますが、その事業でいろいろなイベント事業を展開しておりました。私は、議員さんがいろいろおっしゃいましたが、私の第1回目の説明ではやはり振興計画の中で整備していくということの第1回目答弁でしたけれども、これではやはりまだ5年間見直しして、また同じような文言になってしまっただけでは困るということで、私の構想の中ではやっぱり戸石川流域の地域活性化対策計画を作成するための準備をしていかなくて

はならないだろうと、早目に。それを立ち上げて、地域の人意見を聞きながら、そしてどのようにしていくことが一番ベターなのかということも考えて、30年度には立ち上げも必要ですので、議員様方のご理解をいただいて、設立の準備していけばと、こう考えておりますので、ただいま再質問の中でいろいろ提案をしていただきましたけれども、そのような結論で私は進めていきたいなと、こう考えております。

それから、最後の職員の研修のことですが、町としても新採用の研修は実際行っていますし、私自身の訓示の内容については、まず何が何でも役場に来た方には頭を下げろと、とにかく。頭を下げて怒る人はいないのだから頭を下げなさいと。それから、地域に帰ったら地域の協力をしなさいということをまず言っています。それから、自分の健康が大事だから健康に注意しろと。風邪引かれて休んでしまったでは何もならないということで、そういう3つの点だけ言っています。それは、45分の中ですから、私に与えられたのは。その中でいろいろな町の計画等なんかも出しながら、そういう基本的にはその3つをやっています。

それから、大きな中身で言うと、各課長は業務内容の説明ですから。副町長は、ここにおられますから発言してもらいます。私が聞いているわけではないですから、そのようにしていただきたいと。

それから、グリーンハウスの研修の中身ですが、私はグリーンハウスは新採用でなくて、ある程度経験した人が行ったほうが効果が上がるのではないかとということで、私が町長になって2年目のときに新人の研修については一応中止しております。やはり何も知らないで行って、ただグリーンハウスの内容の中身はわかりませんが、恐らく客相手のことですから、ホテルマンとしてのやっています。あと、レストラン関係。ですから、もう少し経験を踏んだ中でやったほうが効果が上がるのではないかとということで今現在中止しているというのが理由でございます。そのかわり新しい研修会では、振興局と町村会が実施している研修を始めてくださいということで5年以内の職員を対象にしてやっていますけれども、これは自分が行きたい人は手を挙げてくださいということでやらせていますので、人数が多いときもあるし、少ないときもあるので、本人の日程に合わせて希望をとって参加させているというのが実態でございます。

最後に、職員としての守秘義務、人間としての資質の問題について十分これから職員に徹底して指導してまいりますので、ご了解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 次に、答弁を求めます。

副町長、玉川一郎君。

○副町長（玉川一郎君） 8番議員の一般質問に副町長としての職員研修にどういう話をしたかということで若干述べさせていただきます。今年30年度の新規採用職員につきましては、今年の5月15日、16日の2日にわたって行いました。それで、まず冒頭町長からの職員に対する訓示、そしてその後は各課長による各課の業務内容についての説明。そして、2日目は町にあります公共施設等、中身の業務内容について説明をした後、最後に私から新規採用職員の皆さんにお話の時間をいただきまして、約30分ほど皆さんに話

をしてきました。それは、やはり役場に入って公務員としての自覚を持って仕事に進むこと。あとこれからいろいろな課があるわけですが、役場職員としての自覚を持って常に対応すること。そして、最後には先ほど町長から言われましたように、役場に来た人は全てお客様なので、挨拶はどんな人にも、役場職員にも挨拶をするようにということ。を最後に申し上げまして、私からの話としてやったわけですが、やはり皆さんが仕事、職員としての自信、あと町民から信頼される職員になってほしいということで皆さんにお願いして、訓話としてお話ししたところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。ほかないですか。

続きまして、再々質問はありませんか。

8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） それでは、8番、再々質問をいたします。

まず、桧倉堰の件での対応、町長から詳しく現在までのと今後のお話いただきましたが、ちょっとその中で言葉が短くてわからなかったところがありましたので、その点ちょっと質問させていただきます。まず、阿賀川の河川改修においては計画に入らないと河川改修できないということですが、どんな計画に入らないと河川改修できないのかということと、それから河川改修の地域ではないという言い方だったのでしょうか。地域ではないということと河川改修が無理というのが同じ意味合いなのかどうか、それも含めてちょっと質問したいと思います。

それから次に、戸石川の件は組織を立ち上げたいということですが、昨年でしたか、道路の水抜から上の県道の部分、舟鼻峠までの県道の部分の期成同盟会というか、組織をつくって今後県に道路の改修、要望していくというような組織もでき上がりましたが、あのときは立ち上げ総会で行政区長さんも参加されていましたが、質問や要望等一切なかったのです、残念ながら。ですから、組織をつくっても要望事項とかのない、ただ町長のリーダーシップで組織つくったけれども、会員というか、組織に入った人が意見がないというものではなかなか組織としても形だけになってしまいます。ですから、やはり充て職というのも大事でしょうが、一般公募等も含めて、当然行政区長さん等が入っていただかなければならないと思いますが、戸石川の流域からの一般公募、町全体からの一般公募等も含めて総合的な計画づくりとなるとと思いますので、そういったメンバー構成の件に関しましては、いろいろ意見の出やすいような組織にしていきたいなと思いますので、ぜひそういった件を考えていただきたいなと思います。

最後に、研修の件でございますが、町長と副町長、かぶったところ、似たようなところの訓示ということでございますが、町長、副町長もやはり人間としてという部分、大変重要にしているということが訓示にあらわれているなと思いました。ただ、頭を下げろと、挨拶しろ、目礼だと気がつかないのです。頭を下げてもらってもこっちの視界、頭を下げてもらってはいるけれども、頭を下げている人からの視界から外れていけば見えないのです。していないと同じなのです。やはり声に出してやるべきかなと。それも2メートルぐらいで消えるような声ではやらないほうがいいのかなと。やはり大きい声

を出すというのは、最初は恥ずかしいですけども、やはり声を出すことが普通になれば日常の会話もそうですし、ふだんの生活でも声が出るようになるわけですから、やはり挨拶はもう本当に小学校、保育所の話まで戻ってしまうのかなと思いますけれども、声に出してもらって、声が出ない役場職員では職員務まらないです。大人になると声を出して挨拶するというのはなかなか、特に学生では友達同士のおつき合いが主ですけども、社会人になるといろんな年齢の人たちとのかかわりが増えるわけですから、やはりまずは恥ずかしさというのがありますので、恥ずかしくなくなるまでいっぱいとにかく声を出して挨拶していただきたいなと。聞こえないのはしないのと一緒ですので、ぜひともそこら辺、町長、副町長自ら率先してやっていただければ、多分職員も追随してやるのではないのかなと思います。各課長さんもそうです。やっぱり各課長さんも自らおはようと、職員が朝一で職員と顔が合ったらおはようございますというように声をかけて、向こうからの声がちっちゃかったら、何だ、きょう朝御飯食べてこなかったのかぐらいの冗談言えるぐらいやはり相手にも声を出してもらえると。そういった日常の部分でやはりなれてもらう。そうすればお客様に対しても来客に声が出てくるのではないかと思いますので、管理職の皆さんもぜひとも大きな声で職員に対して、それから来客、来ていただいた方に対してもやはり大きな声でまず挨拶からやっていただきたいなと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。今の挨拶の件は別に回答いただかなくて結構ですので、2件よろしく願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、8番、猪股謙喜議員の再々質問にお答えしたいと思います。

河川計画について若干説明不足だったので申し上げますが、県では河川計画を5年に1回あるいは10年に1回と、5年が一番短いのですが、計画をつくる、見直しをするというのが決まりだそうです。決まりというか、県の決まり、県でやっている計画づくりだと思いますが。阿賀川の地域、要するに南会津町の長野向かい、八千窪というのですが、八千窪の改修したところから加藤谷川と阿賀川が合流する地点まで、これが河川計画に入っていないというのが今倉檜堰の改修がおくれている理由なのです。河川改修計画に入っていれば、それなりの改修河川計画をして計画に入れてもらうのですが、災害以外はやっていない。要するに建設事務所で言っている河川計画は、そこには入っていないと。地域的には八千窪から加藤谷川と阿賀川の合流地点までだと。そこまでは頭首工だとか落差工だとかはつくっています。その区間だけはやっていないのです。とにかくそれが入らないでは河川が整備されないというのが実態でございますので、ご理解いただければと思います。

それから、戸石川の流域の協議会の立ち上げでございますが、当然議員さんがおっしゃるとおりでございますが、道路の改修事業については協議会という名前ですが、同盟会と同じですから、道路改修の促進の同盟会、これはあくまでも道路に限った要望をやっていくということでご理解いただいているわけですが、今回の戸石川流域の活性化のための計画の立ち上げは、やはり地域全体の計画についての道路以外についてはそう

いうものを計画に入れながらどのように進めていくかということですので、その辺の理解をいただきたいと思いますし、当然メンバーはそういうあらゆるセクションというか、町民から選んでいただければと、こう思っていますので、その辺についてはそのように進めていきたいと思っています。

職員の研修については、おっしゃるとおり今後指導してまいりたいと思いますので、研修というか、守秘義務もそうですし、人間としての資質が問われる問題ですから、そのように今後とも指導していきたいと、こう考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁漏れはございませんか。

○８番（猪股謙喜君） ありません。

○議長（佐藤盛雄君） これで８番、猪股謙喜君の一般質問を終わります。

ただいまより休憩します。（午前１０時５６分）

○議長（佐藤盛雄君） 再開します。（午前１１時０５分）

次に、９番、湯田健二君。

○９番（湯田健二君） 議席９番、湯田健二、通告に基づいて３件について質問いたします。

まず１つ目、町道弥五島白岩線の改良について。今会津縦貫南道路、湯野上バイパス 8.3キロメートルが国直轄事業として進められております。田代白岩間のトンネル工 2.5キロメートルは、本体工事のための仮設工事と下部工事が着手されております。工事車両の往来が激しくなっております。これが白岩区民も一日も早い開通を望んでいるところであります。一方、県道高崎田島線の湯野上、白岩、向平までは、これの工事用道路として工事が進められております。しかし、白岩水門間は冬期間はもちろん、大型車は交通どめとなっております。この改良計画は進んでいない状況でございます。また、町道弥五島白岩線は生活道路としての重要路線でありながら、通称阿久戸坂の改良は、今の赤い橋、塔のへつり橋が昭和55年３月に完成しても今もそのままである。改良がなされていない。この区間は、平成23年ごろに町で改良するため路線測量がなされましたが、地権者の方の同意が得られず、断念した経緯がございます。県においては、白岩水門間のこれらの解消のため、バイパス化の計画もあるとのことではありますが、今もって何の話もございません。平成28年、一昨年に塔のへつり橋より白岩の集会場までの測量をしたと聞いておりますが、なおこの区間の今まで同意が得られなかった１人については同意を得たということでございます。いずれにしても、白岩区民は生活道路として一日も早い完成を望んでおります。これが県で施工するのかあるいは町道弥五島白岩線でございますので、町で実施計画するか、答弁を求めます。

２つ目になりますが、農業振興についてお尋ねいたします。町は、昭和30年合併以来、農業を基幹産業として位置づけ、精力的に推進を図ってきたところでございます。昭和20年から30年代の食糧難解消のため、国はあらゆる増産計画を打ち出し、農産物の条件整備である圃場整備と品種改良、その実施により、40年代後半には米の消費を上回る生産量になり、特に主食である米は過剰ぎみとなったということで、昭和47年より減反政

策が打ち出されました。この間、転作作物等への奨励金、補助金が交付され、一時は水田の収入を上回るほどでありました。しかし、この政策も昨年度で廃止になり、この補助金、交付金もなくなり、農家の収入もこの交付金を頼りにしていたため、規模拡大をしてきた農家の皆さんには大打撃になっております。聞くところによると、そのために他町村では、まず単独で少しでも農家のためにと補助金を出していると聞いております。このような状況の中、町は水田農業確立のためどのような対策を講ずるのか。また、今年の作付面積は増産傾向にあると聞くが、本町での作付はどのような状況にあるかお尋ねします。

②としまして、本町は農業振興を図るため、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、昭和45年に地域指定を受け、下郷町農業振興地域整備計画が策定されました。これらをもとにしまして、国県等の補助金を受け、農業全般に対して推進を図ってきたところである。本計画は、実情に合わせ約10年くらいを目途に見直しをするとなっております。私の知るところでは、平成14年7月に見直しを図られたが、その後見直しはなく現在に至っていると思われます。基幹産業として位置づけされている農業振興は、停滞していると言われても過言ではないと思われます。耕作放棄地の増大、後継者不足等、諸問題が山積している状況にあります。今町では見直し作業に入っていると聞いておりますが、そのスケジュールはどのようになっているかお伺いいたします。

最後の3つ目でございますが、林業の振興についてお尋ねします。町域の88%を占める森林、原野は、景観形成や水源涵養、災害防止などの機能を備えており、国土保全等公益的な役割を担っております。戦後、里山整備として造林が実施されてきました。今伐期を迎えております。一部を除き安価な外材に押され採算が合わず、手入れも行き届かない現況にある。このために鳥獣被害等も増大傾向にあると言っても過言ではないと思います。国は、今国会において森林管理制度を創設する森林管理法案を提出し、可決、成立の見込みと聞いております。これに基づく新制度は、市町村が主体的に管理するという文言が入っており、林業の再生が期待されるところであります。民有林の整備の推進はもちろんでございますが、町民の財産である町有山林造林面積は26カ所、約160ヘクタールが合併前の昭和20年代より造林され、合併されて今現在に至っているところでございます。これらの管理は、どのように実施されてきたか。その状況は、どのようになっているか答弁を求めます。

以上、3点申し上げましたので、ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 9番、湯田健二議員のご質問にお答えいたします。

大きな1点目の町道弥五島白岩線の改良についてでございますが、白岩、阿久戸地区は幅員狹隘で、車両交互に支障を来しているところがあります。通称阿久戸坂は12%の大変危険な急勾配でございます。町では、平成22年度に測量設計として塔のへつり橋から県道高隣田島線の延長220メートルまでのバイパス概略設計を実施しましたが、一部の土地所有者から同意が得られず、町として事業化へ至っておりませんでした。南会津建

設事務所からの情報ですと、現在県道バイパス化を検討継続中のことでありますので、町としても同区間の県道バイパス化につきましては、引き続き協議を重ねてまいる考えであります。あわせて県道高岡田島線改修促進期成同盟会で白岩水門間の冬期間の交通不能区間解消を含めた要望を今後も力強く要望してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、大きな2点目の農業振興でございますが、まず1点目の町は水田農業確立のためにどのような対策を講じるのかでございますが、ご指摘のとおり米の生産調整目標、いわゆる減反政策につきましては、現政府の方針により平成29年度でもって廃止となりました。これにより農家ごとの面積の制限がなくなり、自由に作付が可能となりましたが、経営所得安定対策交付金の1反当たり7,500円の米直接支払交付金もあわせて廃止となりました。町でも東北農政局など、国への要望には代替となる新たな交付金の設置や本町のような中山間地の小規模農家への補助金の創設などを切に訴えております。転作作物への交付金は継続されますが、新設交付金等の有無に関しては現在のところ情報がございません。このような中、町農業再生協議会では水田農業対策会議を設置し、地域や関係機関との連携を深めるとともに、同時に平成26年度がんばる農業支援事業補助金を創設し、きめ細かな農家支援を目指す事業を展開しております。同事業も5年目を迎えております。今年度も水稻生産にかかわる農家の負担軽減のため、1反当たり1,500円の補助支援を稲作農家支援事業として継続して実施することとしております。加えて農家への個別支援のほか、中山間地域の直接支払交付金事業や多面的支払交付金事業などにおいて各地区に対して補助を行うなど、総合的かつ継続的に町の農業を支援していきたいと考えております。今後とも小規模農家や農業再生協議会を初めとする関係各位のご意見などを聞きながら、営農推進事業に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

次に、水稻の作付面積でございますが、本町の本年度の作付面積は前年比で9ヘクタールの減少で418ヘクタールを見込んでおる状況です。

2つ目に、農業振興地域整備計画の見直しスケジュールでございますが、農業振興地域の整備につきましては当町の農業振興を図るため、実情に合わせて整備計画を見直していくこととされており、今後平成30年度、31年度の2カ年計画で総合見直しを図りたいと考えております。当整備計画につきましては、町の農業振興を図る上で最上位の計画であり、今後庁内検討調整委員会を立ち上げるとともに、農用地区域の線引き、農業振興について農家の皆様に対してアンケートによる農家意識調査を実施し、今年度末までには整備計画の原案作成を行ってまいりたいと考えております。その原案をもとに、農業振興地域整備促進協議会を設置し、計画策定を進めていく考えであります。当町の農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化や後継者不足など大変厳しいものがありますが、農業者や関係各位の皆様のご意見をいただきながら、諸問題に柔軟かつ丁寧に対処してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

次に、大きな3点目の林業の振興についてでございますが、町有林の管理状況でございますが、雪起こし、下刈りとあわせて除伐・間伐施業を森林環境保全直接支援事業等、

補助事業を活用しながら管理を進めております。しかしながら、急傾斜地で伐採や搬出に必要な作業道の開設が困難なこと、また既設の林道に面しているところでも幅員狭小のため、大型林業機械の搬入が困難であるなどの理由から一部荒廃が進むなど、今後の本格的な主伐に関し、多くの課題に直面しておるのが現状でございます。現在比較的条件のよい箇所でも補助金と売買金を合わせましても収支がマイナスであることから、町有林のみならず、民有林におきましても今後の森林整備事業には非常に厳しいものと思われませんが、現在国での森林経営管理法案などの動向を見きわめながら、湯田議員の言われる鳥獣被害対策や森林の持つ多面的機能の発揮のためには、森林の整備に欠かすことのできない重要なものと認識しておりますので、新たに創設される予定の全国森林環境税などを積極的に活用して、継続的な森林整備を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問はありませんか。

9番、湯田健二君。

○9番（湯田健二君） 答弁ありがとうございました。

確かに平成29年度で長く続いた減反政策も終わりということで、国はお金は出さないと。今まで集落的に、担い手農家に集める、集めるということで戸別補償7,500円配分した。ということで集めた方がもう災難であると言っても過言ではないと私は感じます。国では廃止はしましたが、大体このぐらいいはつくってちょうだいということを言っているのです。私は、矛盾していると思います。そういう中で今後恐らく経済団体である中央会さんももうかなり激怒しておりますので、本当に7,500円という金額は確かに過大では、それを求めるわけではないのですが、少しでもやはり農家に金が入るような施策が今後打ち出さなければ、本当に規模拡大は皆無に等しいと言っても過言でないと思いますので、機会あるたびに町も力強くやはり中山間地の状況の悪いところでも米をつくっているのだということで、ぜひとも何とかして次の予算にはやっぱり復活していただくようにお願いしたいと思います。

また、前後しましたが、白岩の町道でございますが、やはり町民が安全で安心して生活できると。それは、平等であるというのが私は歴代の町長の方針だと思います。そういう中でさかのぼりますが、10年くらい前になりますか、私が1期目当選したときですが、保護者会の皆さんからうちの子供たちが一番不公平であるという声が上がったのです。それは、バスが通っていないからなのです。そういう中で当時の教育長さん、住民課長さんをお願いして、何とか生活道路、生活のバス路線を開通できないかとお願いしたところ、本当に町民課さんも住民課も一生懸命生活安全係ですか、やっていただきました。そういう中で会津バスさんも来ていただきましたが、やはり狭いところはいいのですが、阿久戸坂がだめである、直角のカーブでもう十二、三%だから、バスは不可能であるということでございました。それで、将来的には改良すれば、うちのほうでは町の協議会のほうに了解しても結構ですよというような回答を得まして、教育長さんは大変であるということで、湯野上タクシーさんでマイクロバスで片道だけ今小学校の子供さんが行っているわけです。中学生はバスがないので、父ちゃん、母ちゃん、じいちゃん、ばあ

ちゃんが今送り迎えしているのです。そういう状況がここ10年続いてきたのです。それ見た場合に県道のバイパスなかなか大変でしょうが、せめて坂だけでも何とかしていただきまして、我々も年とっていくわけですから、免許証返上した場合にうちの中にいるわけにはいきません、バスぐらい通していただければ、何とか白岩の皆さんも安心できるのではないかなということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、林業の関係なのですが、町の担当者のほうでは知っていると思いますが、確かに今外材に押されて厳しいところがございます。ちょうど白岩の又見山、これ我々の町有地なのですが。大規模林道の東、芦ノ原と白岩の境のところなのですが、そこに県行造林やっているのです。それは地権者が白岩と。県行造林の県との協議で今ちょうど間伐の季節が来たのです。去年、29年度に間伐をしたのです。去年、1月30日に白岩のほうにこれだけで売れましたよと、配分しますよと来たのです。杉とカラマツで474立方メートル、収入金が487万3,000円。これ森林組合に伐木全部出して、残った金を2分の1県、2分の1が所有者ということで、1立方メートル当たり1万円になっているのです、若干ですが。ですから、この中の県のほうに聞いたら一番いいのはカラマツが今すごく売れるということで、県内でもかなりの高額な材質がよいということで、栃木のほうの業者に取引されたということでございまして、それを見た場合に町の伐期来ている山が相当あるのです。確かに今町長がもう急傾斜で条件が悪いということなのですが、私の持っている資料では中山ではもう70年、大内では50年たっているのです、間もなく。間伐もすれば何とか私は収入になるのではないかな。ただ、条件のいいところから間伐をして立派な木に育てていただければなと思いますが、この点についてお伺ひいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、9番、湯田健二議員の再質問にお答えしたいと思います。

議員がおっしゃるとおり米の直接払い交付金が29年度で終了しましたことは、誠に残念でございます。そして、新設の交付金についてもまだ見通しが立っていないという現状ですので、農家の皆様には、米づくりの皆さんには大変収入が減ってくるという心配でございます。再生協議会でもあらゆる手段を考えて予算の計上をして、昨年度より予算の増額を目指してやってきましたけれども、いずれにしましても国の施策でやっていただければ、これは収入につながりませんので、新設交付金の要望もしっかりとやっていきたいと、こう考えております。

次に、町道弥五島白岩線の阿久戸坂の関係は、以前概略設計もしながら実施できなかったということで、今度は高隣田島線のバイパス化というようなことで県も概略設計したようなことをお聞きしていますけれども、その辺をもう少し煮詰めて県と、そしてはっきりしたことができれば概略設計を町でやって、そして地権者の了解得ればそのようにしなければバスも通れないということになってしまいますから、その辺は詰めの作業をしていきたいと、県と、このように思っています。

それから、林業の振興については、ただいま町有林の林業の関係ですが、昨年度から森林環境保全直接支援事業を活用して、大内の沼尻地区の町有林において9ヘクタールの間伐と2ヘクタールの保育間伐を作業道1.7キロメートルを整備して行っています。当事業での間伐搬出材のうち、1,300立方を集成材やチップ材として420万円で売買しております。以上で森林の振興については実施しているということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 再々質問はありませんか。

○9番（湯田健二君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁漏れありませんね。

（何事か声あり）

○議長（佐藤盛雄君） これで9番、湯田健二君の一般質問を終わります。

次に、10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 議席番号10番、山名田でございます。通告に基づき一般質問をさせていただきます。3点について質問いたします。

まず初めに、防災頭巾の備えについてご質問いたします。昨年9月の定例会で全国瞬時警報システム、Jアラートの対策と備えについて、防災頭巾などを備えることが必要なのではないかと一般質問でさせていただきました。学校での訓練は、地震などを想定し実施し、防災意識を高めているが、防災頭巾などの備えも検討していくと答弁されました。その後どのような検討がされたのか、そして備える考えはあるのか伺いたします。

2点目でございます。地域おこし協力隊について質問いたします。地域おこし協力隊は、昨年に引き続き予算化され募集をしているようですが、現在応募の状況はどのようなになっているのか伺いたします。先日の新聞報道では、ある町に4名が採用されました。そのうち2人が町採用の協力隊員、あと2人は県と町が共同採用する協力隊員となっております。県地域協力隊は、県と市町村が共同で配置しており、2年目以降は町の協力隊員となるということです。このような制度があることはご存じだったのでしょうか。そして、今年度は協力隊の確保のため、どのような取り組みをされるのか考えをお伺いたします。

3点目でございます。下郷町商工会で取り組んでいる下郷町と連携した共通IC型ポイントカード事業についてです。昨年10月5日に運用を開始した下郷町と連携した共通IC型ポイントカード、しもごろーカードは、これまでの登録者、約4,000人となっております。ポイントカード事業は、消費を流失せず、町内を循環させ、町内の小売店、飲食店、ガソリンスタンド燃料店、コンビニ、スーパー、観光お土産店、宿泊施設など71事業所、また銀行、郵便局、JA、駅など16事業所での来店ポイント、この来店ポイントの取り組みは全国的にも珍しく注目されております。行政においてもしもごう健康ポイントの取り組みを実施していただいているところでございます。観光客や町外の方も利用できるポイントカードであり、リピーターを増やすためにも効果を発揮できるものと

考えております。町内11事業者の飲食店加盟店でポイントラリーを実施し、全箇所制覇すると500ポイントがもらえる企画など、町長も参加していただき、町民はもとより、町外の方からも大変好評を得ました。商工会が取り組んでいる下郷町と連携した共通IC型ポイントカード、しもごろーカード事業に対し、町としての支援策と取り組みの状況について町長の考えをお伺いいたします。

また、下郷町健康福祉課が実施しているしもごろー健康ポイントカードの昨年の実績と今年度の取り組みについてお伺いいたします。

以上、3点についてご質問いたしました。ご答弁よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 次に、10番、山名田久美子議員のご質問にお答えします。

1点目の防災頭巾の備えについての件でございますが、昨年は北朝鮮からのミサイル発射により、全国瞬時警報システム、Jアラートの緊急放送が2件あり、これを受けて町では国、県などから情報収集や緊急の課長会議を招集するなどの対応を行っております。現在の国際情勢を見ますと、緊張がほぐれつつあると思いますが、今後も注視していく必要があります。このような中、地震や台風などの自然災害に対する町民の防災意識の高揚も必要と考えられます。本町では、例年多くの町民にご参加をいただき、防災訓練を実施しており、昨年の防災訓練は郡の防災訓練と合同で実施したことでありますが、町内小学校からは旭田小の児童の皆さんにも参加していただきました。また、小中学校では学校独自で避難訓練も実施しております。

さて、ご質問であります防災頭巾の備えについてでございますが、昨年9月の定例会以降、町民の皆様の人命保護を最優先とした中で、担当課での検討を進めてまいりました。独立行政法人国民生活センターが行った防災頭巾の安全性テストによると、防災頭巾は火の粉を防いだり、本などの軽量の落下物から頭部を守るという点では、ある程度効果である。一方、衝撃吸収や防災などの点で安全でない場合も出てくるという結果が示されております。このようなことから、導入に関しては各学校の防災計画とあわせて子供たちの人命保護最優先とした観点から、継続して慎重に検討を進めていかなければならないと考えております。

2点目の地域おこし協力隊についてでございますが、昨年から必要な予算を計上し、人口減少、過疎化や高齢化が進む本町におきまして、地域以外の人材を確保して、その定着を図り、地域の活性化及び定住促進を目的に進めているところでございます。募集方法については、1つには町として町のホームページや地域おこし協力隊の専用ポータルサイトを活用し、昨年5月から募集を重ねました。今年5月末現在で問い合わせが7件、応募が2件ございましたが、採用はございません。それは、辞退者が1名と住所要件がなかった、町内であったためということです。

2つ目には、県と市町村が共同で地域おこし協力隊を採用する制度についてでございますが、福島県では地域で受け継がれている伝統産業の後継者の対応として、福島県地域おこし協力隊を募集しております。伝統産業に携わる方の高齢化や後継者不足が深刻

な問題となっていることから、あくまで地域における伝統産業の後継者の育成として市町村ニーズに対応した制度となっており、町としてもこの制度は理解しております。地域産業については、原則として福島県伝統的工芸品指定要綱に基づき、知事が指定した工芸品の生産、加工、販売等に限られるため、本町では該当する産業はないことから、この事業を活用していない状況となっております。県内の状況を見ますと、募集している西会津町では、会津張り子の伝統技術の後継者育成を目指す協力隊、会津美里町では会津本郷焼の後継者などの地域の伝統産業の未来を担う協力隊として現在募集しているようです。なお、平成30年4月1日現在、34町村、35自治体で102名の地域おこし協力隊が活動しており、うち県と市町村が共同で設置している協力隊員は10名となっております。

次に、今年度の協力隊の確保についてどのような取り組みを考えているのかというご質問でございますが、1点目として当初予算、29年5月からの募集で、業務内容は地域行事及びコミュニティ振興のための活動、農林業、商業、観光振興に関する活動、地域資源の発掘、活用、販路拡大等に関する活動などとなっておりますが、平成29年の8月からの募集の業務内容では、応募しやすいように具体的な業務内容に変更しております。その業務内容は、町観光協会でのイベントの運営や情報発信、クラインガルテン下郷での管理運営の補助や情報発信、農作業を行いながら農業技術や経営手法を取得し、就農を目指すなど、わかりやすい表現に変更しました。

2点目として、引き続き地域おこし協力隊の専用ポータルサイトへの掲載、町ホームページの上に専用のバナーを張り、よりわかりやすく検索が可能となりました。さらに、募集チラシについても町のイメージに合ったデザインに変え、各団体での首都圏での観光PRイベント、各種会合での配布など検討していきたいと考えております。あわせて今年度からは、南会津地方振興局と連携を図りながら、合同募集説明会やプロモーション活動へ積極的に参加し、さらに旅行エージェントへの広報依頼等などを行い、PRに努め、下郷町の魅力を広めながら協力隊の募集を図っていききたいと考えております。

次に、3点目の下郷町商工会で取り組んでいる下郷町と連携した共通IC型ポイントカード、しもごろーカード事業についてでございますが、この事業は福島県地域創生総合支援事業、サポート事業の補助を受け、昨年10月に新ポイントカード事業がスタートしました。以前のふじっこカードからしもごろーカードへデザインも変更し、その親しみやすさや各事業所の協力もあり、努力もあり、直近の数字では約4,200枚の発行登録があったようです。事業の2年目となる商工会サポート事業へは、県が事業費の3分の2を補助しており、残りの3分の1のうち自己財源の半分と補助対象がない経費の人件費合わせて400万円ほど町で補助支援をしているところです。ご指摘のとおりしもごろーカードは、町内在住の方のみならず、町外の方や観光客の方もご利用できますので、町内循環型経済、各店舗における消費者の購買意欲の向上、リピーターの増加が期待でき、さらには町でも健康ポイントとしてポイントを付与していることもあり、飲食店のポイントラリーなど新聞やテレビ等で取り上げられるなど、県内でも注目を集めております。

取り組み状況ですが、今年度商工会ではしもごろーカードイベントポイントラリーと

称し、7月29日に桑取火かたくりまつりから6月10日の大内宿茶会まで各種祭り、ウォーキング参加者への参加特典として100ポイントを付与するなど事業推進を図っているところでございます。本事業推進に当たっては、商工会、4郵便局、東邦銀行、農協、社会福祉協議会、町観光公社、町森林組合が連携し、来店ポイントの調印式などもさきに行っておりまして、町の商工観光の振興に関係団体が一体となって手を組んでおります。今年度は、町内イベントの魅力発信事業として各種イベント事業などの連携、連動を図りながら参加者にポイントを付与し、町内外の来客周遊につなげ、発行枚数及び会員の増加に努めるとともに、地域の活性化につなげていきたいと思っております。町でもポイントを町内の商店で数多く利用していただくよう、これら関係機関、団体と連携をとりながら、しもごろーカードのPR、普及推進を今後も支援していきたいと考えております。

また、町が実施するしもごろ健康ポイントカード事業につきましては、健康しもごろ21計画に基づき、健康寿命の延命を目指し、町民の一人一人が目標を持つことにより健康づくりの習慣と関心を高め、健康的な生活習慣の定着を推進することを目的として昨年度より開始しております。昨年度につきましては、初めての事業であり、370名分の予算を確保していたところですが、10個のスタンプを獲得し、500ポイントを付与した方は65名にとどまり、スタンプが一、二個足りなくて達成できない方も多数あったようでございます。2年目となる本年度につきましては、多くの町民の皆様が500ポイントを獲得できるスタンプの付与の見直しを行い、昨年度は健康診断に対して2つのスタンプ、各種がん検診は検診後と前ごとに1つのスタンプでしたが、今年度は下郷町国民健康保険加入者の特定健康健診に関しては3つのスタンプ、がん検診の中でも罹患率の高い肺がん、大腸がん、胃がん検診に関しては各2つのスタンプを付与することとし、多くの町民の皆様が500ポイントを獲得し、ひいては受診率の向上とさらなる健康意識の高揚につながればと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問はありませんか。

10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 再質問をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、去年は北朝鮮のミサイル関係でJアラートが2件。これは、やはり皆さんも驚いたことだと思うのですが、昨日シンガポールでアメリカと北朝鮮の会談が終わりました。核ミサイル、そういったものがなくなるのかと言ったら、まだまだ不安はあるのではないかと思います。やっぱりそういったことあるいはあときのう地震速報が出て会津震度1、下郷町と夜ちょっと出たのですが、実際どこが震源地だったかわかりませんが、やはりそういった地震に対してもここ下郷町は結構地震に強いとは言っても、やはりそういったことというのはこれからも起き得ることかと思うのです。そういったときに防災頭巾とここに言いましたけれども、それにとらわれず、やはり防災頭巾というのは皆さん布製だとかいろいろ考えられていると思うのですが、やはりヘルメット型、今大分進んでいると思うのです。金額的なものを言

えばかなり高いものかとは思いますが、そういったものもあるかと思しますので、防災頭巾という名前にとらわれず、人命を守るという意味での対策をやはり考えていただきたい。これは、小中学生、学生だけではなく町民にも言えることだと思いますので、やはりこういったものを購入していくとか、そういったことも考えていく必要性があるのではないかというふうに思います。

あと、地域おこし協力隊についてなのですが、先ほど言われた伝統産業、工芸についての県の考え方、41項目あるとは聞いているのですがけれども、その中にやはり下郷町では該当する、そういった産業がないということなのです、裏返せば。そういったことを考えますと、やはり県に対しても伝統産業だけではなく、観光地を持つこういったところに対する、いわゆる観光での地域協力隊といったもの、そういったものもやはり該当させていただけるような要請も必要なのではないかというふうに考えます。それとまた、せっかく7件問い合わせがあって2件応募があったけれども、1人は町内の方だったということでは、これは確かに採用されるところまでいっていないのかなと思うのですが、1名辞退された方の、もしよければどんなことが問題で辞退されたのか、お話しできる範囲で結構ですので、その辺を教えていただけないでしょうか。

それから、3点目の下郷のポイントカードに、しもごろーに関してなのですが、やはり先ほど町長が言われたように昨年健康ポイントで9個までいったのですが、届かず、本当に500ポイントを断念したという方、やっぱりいらしたのです。実際に370名分予算をとっていて、多分これ金額にすると20万円ぐらいだったかと思うのですが、65名、3万円くらいだったのでしょ。その程度しかやっぱりポイントを還元できなかったということで、今年の取り組みとして特定健診で3個とか特定がん検診で2個、そういったことでポイントがもらいやすくなるのかなというふうには思うのですが、やはりポイントというのは今はポイントがかなりはやっておりまして、皆さん集めるのがとっても楽しみというのもあって、ただこれは下郷の中で使っていただいて何ぼになるかと思しますので、集められた方はぜひ下郷町内で使っていただきたいなという思いがあります。そういった点でやはり集めていくための施策というのは、商工会でも今年いろいろ考えているようですので、そういったところを私たちも応援していかなければいけないなというふうには思っているところです。県もやはり健康に対していろんな施策を出しているかと思しますし、やっぱり町挙げて病気にならない、健康でいられるような町づくりをしていく上でも、こういったポイント制度を利用しながら町民の健康を守っていくという意味でやはり引き続きお願いしたいところであります。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 10番、山名田久美子議員の再質問にお答えしたいと思います。

防災頭巾の関係でございまして、頭巾に限らずヘルメット型の頭巾というのですか、ヘルメット型の防災設備、かぶり物というのですか、そういうことも必要ではないかということですが、1回目でも答弁したとおり、各学校の防災計画とあわせて子供たちの

人命保護、町民の人命保護につながるわけですが、そういうことについてももう少し検討しながら進めていくことをここで申し上げたいと思います。

それから、地域協力隊の関係ですが、辞退理由については私も理由はちょっと今わかりませんが、いずれにしても本人が辞退したということには変わりはないと思うのですが、その辺をどういう形で辞退したのかは、それはこの場ではちょっと理由がわからないということでございます。

それから、ポイントカード、下郷のカードの健康健診についての取り扱いですが、今年度は見直しして健康づくり、それから町民の健康を守るという意味では、ぜひ健診率を高めながら、そしてポイントがたまったら町内で使用していただくということが大切ですので、これからも引き続きご理解とご協力をお願いして、町民の皆さん方が健康であるように30年度は進めていきたい、こう考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 再々質問はありませんか。

次に、副町長、玉川一郎君。

○副町長（玉川一郎君） ただいまの10番議員の質問の中で、地域おこし隊の応募状況で1名が辞退したという先ほどの町長からの答弁がありました。その内容について若干詳しく説明しますと、昨年の29年度の応募の状況の中で7月1日から10月31日までの間に募集した地域おこし隊について、千葉県の女性の方から応募したいということで郵送、履歴書が役場のほうに送られてきたのですが、その後本人の都合により辞退したいということで審査は受けずに不合格にしたという経緯でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 間もなく正午となりますが、このまま会議を続行したいと思います。ご協力をお願いいたします。

再々質問はありませんか。

10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） ありがとうございます。

1点だけお聞きします。地域おこし協力隊に関してなのですが、私もちょっと心当たりがあって言ったのですが、ちょっとその前に就職が決まってしまったというような状況もありましたけれども、やはりいろんなところから情報を集めるということは必要なかと思っておりますので、ただホームページ、ポータルサイト、そういったところだけに頼るのではなく、やはり足を運んでいく必要性もあるのかなというふうには痛感しているのです。奥会津というと、確かに三島、柳津、西会津、もうどんどん地域おこし協力隊が来ているのです。それだけ魅力ある町なのかなと思いつつも、これだけ私は下郷も魅力あるところだと思っておりますので、ぜひ来ていただきたいし、私も知り合いがいたら声をかけたいとは思っているのですけれども、そういったところで皆さん、職員の方も大変かとは思っているのですけれども、ホームページ、ポータルサイトだけにこだわらず、本当に知り合い一人一人に声をかける必要性があるのではないかなと思っているのですが、その点はどうか、最後に質問させていただきます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 10番、山名田久美子議員の再々質問にお答えしますが、地域おこし協力隊の募集についてはホームページや町の機関を利用しての応募だけでなく、やはり町民の皆様の協力や団体の協力があって応募されるのではないかと考えていますので、私は直接役場、町長室に来た方にもお願いしている経緯がございます。皆さんからいいお話があれば、ぜひご紹介いただいて地域協力隊になっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） これで10番、山名田久美子君の一般質問を終わります。

ただいまより休憩します。（午後 0時00分）

○議長（佐藤盛雄君） 再開いたします。（午後 1時00分）

次に、1番、星輝夫君。

○1番（星輝夫君） 皆様、こんにちは。議席番号1番の星輝夫でございますけれども、今回も一般質問させていただきます。なお、今回3項目ほどでございまして、児童生徒の安全管理体制について、2つ目にスノーシェッド内の事故防止策について、3つ目に新たな循環バス運行について、ひとつよろしく願いいたします。

1番、児童生徒の安全管理体制について。新年度がスタートしてはや2カ月が過ぎました。今年も保育所に、小学校に、中学校にと新たな希望を胸に子供たちが入学しました。時代の変化は、環境の変化にもあらわれてきました。過去になかった事象が現実になったことです。それは、野生動物が堂々と人の前に出現してきたことであります。いるはずのない場所にイノシシがあらわれて畑を荒らし、猿が人を威嚇し、熊が人を襲います。学校付近でも野生動物が目撃されたと聞いたことがあります。町では、野生動物の危険性についてどのように考えているのかお伺いいたします。

また、遊具についても使用禁止のまま放置されていたり、危険とのテープが張りめぐらされてあります。これらの危険性についての考えを伺いたいと思います。

けがや事故が発生する前に町民、子供たちの危険や恐怖を取り除いてほしいが、当局独自の安全対策はあるのか、それとも今までと同じなのかを伺いたいと思います。

2番、スノーシェッド内での事故防止策についてでございます。小野岳下にあるスノーシェッド内の事故が昨今頻発しているように思います。冬期間は路面凍結によるスリップ事故、また先般はご存じの大型車両による衝突事故であります。事故が起これば当然一時的に道路が封鎖となり、回避できる事故もあれば回避できない事故もあります。例えば路面凍結による事故は、対応次第で回避できるではないでしょうか。昼間でも透明で視認性のよいアクリル板を柱の間にはめ込み、外気の侵入を防ぐ保温対策などがあると思います。国道だから国や県がというのではなく、初期的な対応を町が講じてもいいのではないのでしょうか。また、町民の安全を第一に考えた対策に期待したいが、当局

の考えを伺いたいと思います。

3 番目、新たな循環バスの運行について。現在運行されている路線バス、会津バスは、町内の小中学生の通学用が目的と思われる。なぜならば時間帯がそのように設定されているからである。また、季節観光による循環バスがあるが、本町民の利用はほとんどいないと思います。会津バスに幾ら補助金を出してバスの運行をしても、小中学生しか利用していない状況であります。本町民の高齢化率は高い。高齢町民の利用拡大を視野に新たな循環バスとして、平日のみ週 1 ないし 2 日、午前 1 便、午後 1 便の運行はできないのでしょうか。昨今、高齢者による自動車事故が話題となっているものであります。本町は、車がなければ生活が厳しい地域であります。ゆえに高齢になって免許返納ができないのであります。本町に長年暮らした高齢者の足となる町内循環バス運行の補助金ならば不満の声も上がらないと思いますが、当局の考えを伺いたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 1 番、星輝夫議員のご質問にお答えします。

1 点目の児童生徒の安全管理体制でございますが、初めに野生動物の危険性ですが、本年度 4 月より民家付近での目撃情報が多発しており、指摘どおり本来いるはずのない場所に出没している状況でございます。町としても喫緊の課題と認識しており、特に人身被害のおそれが高いツキノワグマについては、被害申請があった場合は即日町許可による捕獲対応を下郷町有害鳥獣捕獲隊に依頼しているところであります。平成 29 年度に組織された下郷町鳥獣被害対策実施隊についても学校付近での出没情報があった場合、児童生徒の安全を最優先とし、敷地周辺を重点的に巡回して対策を実施しており、野生動物の危険性については十分に認識しているところでございます。また、熊出没に関する学校関係の対応についてでございますが、児童生徒の通学路や学校付近で熊が目撃された場合は、教育委員会より直ちに関係小中学校へ電話連絡の上、注意を促しております。また、学校側においては保護者一斉メールを通信等で保護者に伝え、伝達するほか、集団登校や教師によるバス停までの見送りなど、学校ごとに安全対策がとられております。今後も学校関係者などと連携をとりながら、児童生徒の安全確保に万全を期したいと考えております。

次に、学校施設の遊具でございますが、これらについて毎年年度初めに専門業者により一斉点検を実施しているところです。今年度も 4 月に実施し、既に結果報告を受けているところですが、遊具の老朽化や腐食または設置当時の構造が今の安全基準に適合していないという案件もありまして、危険な遊具として判断されたものは小学校全校合わせて 9 件ございます。教育委員会では、これらの危険と判断された遊具は使用させないあるいは毎回教職員が点検した上で使用するよう学校側へ通知しております。これまでも老朽化した遊具の撤去、更新を進めてきたところですが、予算的な問題がございますことから、危険性の高いものや体育の授業で使用するものから優先して着手してまいりました。今回ご指摘いただきました現在使用禁止としている遊具については、本年度の

予算範囲内で危険度の高いものから撤去する計画であります。その上で学校からの要望を踏まえながら、今後計画的な更新を検討したいと考えております。

次に、2点目のスノーシェッド内での事故防止策についてでございますが、湯野上スノーシェッド付近は急カーブの上、事故多発地点箇所であります。過去には落石が発生しており、S字カーブなどにより大型車両等通行に支障を来す大変危険な箇所であると認識しております。先日発生しました事故による車両火災時は、約6時間にわたり通行止めとなり、県道湯野上会津高田線經由下郷会津本郷線への迂回路により通勤、通学に多大な影響があり、通常よりも多く時間を要して、利用者に対して大変不便を来しているところであります。道路管理者である南会津建設事務所では、これまでの安全対策としてスノーシェッド付近の舗装グルーピング、凍結抑制剤自動散布機の設置、ドットラインと減速マークの設置、カーブ箇所のカラー舗装化、警戒標識の設置、注意喚起のための矢印設置を行っており、今後の対策としてドットラインの追加を予定しているとの情報を得ております。議員ご提案の保温対策の一つとして、町がアクリル板等を設置する件については、道路管理者以外の者が当該道路に工事を行う場合は、道路法第24条、承認工事の手続が必要となり、今回の対策は承認工事の定義に当てはまらない内容と判断されるもので、道路管理者による対応になるかと思います。

なお、本年5月28日に開催されました南会津建設事務所との事業調整会議では、車両火災時の写真を添付し、小沼崎バイパス早期完成を南会津建設事務所へ要望しております。今後は、当該箇所が会津縦貫南道路4工区内の小沼崎バイパス箇所に当てはまりますので、事業主体であります県土木部、南会津建設事務所へ早期開通の要望を会津縦貫道整備促進期成同盟会及び下郷町会津縦貫南道路対策協議会をもって強力に要望していきたいと考えております。

次に、3点目の新たな循環バスの運行でございますが、現在町内で運行しております路線バスは各路線とも小中学校の登下校時に合わせ、5路線が運行を行っております。平成28年10月から平成29年9月までの5路線を合わせた乗客人数は延べ19万5,208人で、うち150人の児童生徒数が利用しており、会津バスへの委託料として本年度は地方路線バス運行委託料が2,859万7,000円を予算計上させていただいております。ご指摘にありますように現在路線バスの運行については、高齢者を含めた一般市民の利用については非常に少ない状況になっていることや自家用車がない場合の通院や買い物などの日常生活の不自由さなどについては十分認識しております。こうした状況を踏まえ、平成26年度に高齢者タクシー助成事業を導入したところでもあります。しかしながら、小中学生の足として路線バス、観光客等の2次交通の手段としての観光循環バスなど、それぞれの利活用目的に沿って運行しておるところでございます。タクシーの利用については、台数に制限があることやバスに比べ料金が割高であることなどからデメリットとして考えられますが、料金が割高な点については相乗りなどで負担を軽減することができます。また、タクシーは高齢者自身の都合のよい時間に利用することができ、議員が言われる決まった時間で運行する高齢市民を視野にした循環バスよりも優位性があると判断した結果によるものであります。ご理解をいただきたいと思います。

以上でよろしく願います。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問はありませんか。

1 番、星輝夫君。

○1 番（星輝夫君） それでは、再質問させていただきます。

まず、1 点目の児童生徒による安全管理体制についてでございますけれども、ただいまの答弁の中で努力しているということはわかりました。それで、私がこのことを質問したというのは、1 カ月前に町内の小学校の運動会がありました。そこで、校庭の脇の草刈りやったのですけれども、そのときに父兄たちが言いました。いや、困ってしまったと。なぜだと言ったら、学校の近くに熊が出たと。それまでには児童たちは一斉登校、一斉下校だったそうです。しかし、熊が出てきてからは、親が、保護者が送迎しなくてはいけないということで、それで仕事を休んでまでそういった対応をしたという父兄もいたのですけれども。そこで、私は思うのですけれども、山際にフェンスなどを設置をし、危険及び安全確認を私はとってもらいたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

それから、遊具関係でございますけれども、バックネットの裏に危険というテープ張りめぐらされてありました。ちょうど放課後ですから、子供たちがソフトの練習を部活をやっておりました。もしボールが遊具のところに行ったらとらなくてはならないと思います。それこそそのときに倒れてしまったら一大事、大事故になると思いますので、そこら辺の答弁を今回新たな教育長さんになっておりますので、教育長さんの答弁よろしく願います。

それから、スノーシェッド内での事故防止策についてですけれども、確かに国道ですから国、県が工事やるのが当然でしょう。しかし、町民は国、県、関係ないのです。いかに事故を防いでもらえるかと、そういうことなのです。今後強力に関係機関に要望活動を行って事故を減らす、そういった対策をとってもらいたいと思います。

それから、最後の新たな循環バス運行でございますけれども、先ほども述べましたように高齢者であって免許を返納したい。しかし、足がないからできないのです。高齢者も買い物にも行くでしょう、役場にも来るでしょう、農協にも行くでしょう、郵便局にも行くでしょう、それから病院にも行くと思います。やはりそういった人たちの足となるような循環バスを私は運行すべきだと思います。それから、例でございますけれども、隣町の会津若松市湊町でも循環バスやりまして、テレビで放映され、かなり反響を呼んだと聞いております。それから、磐梯町でもやっておりますので、ぜひよろしく願いたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

教育長、星敏恵君。

○教育長（星敏恵君） ただいま星議員の遊具の関係でございますが、遊具について本年度の点検結果について危険という判定された遊具があるということで、これにつきまして毎年危険箇所については撤去または撤去した場合の設置ということで行っておりま

す。26年度につきましては、設置1件、修繕2件ということで、修繕または撤去という形で29年度まで各学校行っております。30年度につきましてもこういう危険な遊具が出てきた遊具につきましては、学校との協議の上、体育授業で使うものについては撤去と設置、あとは撤去してもいい部分については撤去ということで、今後学校との協議をしながら遊具についての安全確保に努めていきたいというふうに思います。また、江川小学校につきましては、木製の遊具につきましては昨年度の結果で判定ということで危険という形でテープを巻かせていただきました。これについても先ほど町長さんからお話がありましたように、危険度合いの高い順から撤去または更新という形で計画を立てたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

教育長、星敏恵君。

○教育長（星敏恵君） 先ほど1点目の山際にフェンスというふうなご質問がございました。

これについては予算のほうも大分かかるかと思いますが、そういった形で安全確保のための協議または検討ということで学校側と、また町当局と話ししていきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 1番、星輝夫議員の再質問にお答えしたいと思います。

国道118号線のスノーシェッド、小野下地内の安全対策については、県のほうに十分に要望して事故防止に努めていくようにこれからもお話をしていきたいと思ひます。ご理解願ひたいと思ひます。

それから、新たな循環バスの運行については、役場内の会議を設置して子供たちの使っているバスと、それから循環観光バスと、そのようなことについて再度研究をして、経費のかからないようにするあるいは観光循環バスも31年までサポート事業が入っていますので、その判断を今年あたりはしないといけないのではないかと考えていますので、その辺は十分に庁内、役場内で検討をした資料に基づき皆さんに説明しながら、ご理解得ながら、どのように進めたらいいかを検討してまいりたいと、こう思ひます。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 再々質問はありませんか。

1番、星輝夫君。

○1番（星輝夫君） 答弁誠にありがとうございました。ひとつよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤盛雄君） これで1番、星輝夫君の一般質問を終わります。

次に、3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 一番最後の一般質問になったみたいですから、ゆっくり明快なるご答弁をお願いを申し上げます。

町の公営住宅について質問をいたします。現在落水団地を建設中ですが、補助は受けているものの、町費として多額の投資があると思われます。そこで伺いをしますが、この建設事業における現在の進捗状況と今後の計画、さらには現時点で把握している全

体事業費と国庫などの補助金額、町費負担額をお示しいただきますようお願いを申し上げます。町費負担額については起債もあると思いますが、その起債額などの財源内訳についてもご回答をお願いします。

また、住宅使用料の滞納は依然と残っていると思われますが、先月出納閉鎖となり、9月の定例会に向けて決算書をまとめているところだとは思いますが、平成29年度の住宅使用料の収納状況はどうだったのか、各団地ごとの滞納状況をお示しを願いたい。

さらに、新しい公営住宅を建設している傍ら、各団地で空き家があると聞き及んでおりますが、現在それぞれの団地でどの程度の空き家があるのか、ご回答を願いたいと思います。

2つ目に、税金等の収納対策についてお伺いをいたします。町税は、町の大切な財源であることは誰もが承知しているところでありますが、毎年のように収納率、滞納対策について問題が提起されておりますが、昨年12月定例会においても一般質問をさせていただきました。その後の経過についてお伺いをしたいと思います。平成29年度の実績として各種町税の収納率、10歳区分における年代別の収納率をお示しをいただきますようお願いを申し上げます。

また、町税等徴収対策協議会の開催であります。前回の質問で平成27年度、28年度におのおの1回の開催、平成29年度も質問した際には8月に1回の開催で、今後より精査を行い、年度内に再度開催すると答弁されておりましたが、いつごろ開催したのか。それによって平成29年度は、税や各種料金を収納する職員にどのような対策や指示を、平成29年度の収納率にどのような効果があったのかお伺いをいたします。

3つ目に、町の公共施設についてお伺いをいたします。昨年の9月定例会において町の公共施設について質問をさせていただきましたが、平成28年度に策定した下郷町公共施設等総合管理計画において、今後40年間の公共施設の更新や大規模改修の費用が年平均で15億円ぐらいかかり、財政計画との調整は平成30年度予算以降に調整を考えているとの回答がありました。そこで、お伺いをいたします。既に平成30年度予算を執行されている状況ですが、今年の財政計画とはどのような調整が行われたのかお伺いをいたします。

また、町の公共施設の利用状況についてお伺いをいたします。田代地区にある町民体育館、隣にある公民館江川分館の町民や町民以外の利用状況、さらには湯野上地区にある老人福祉センターにおける入浴者が少し少ないように見受けられますので、入浴者の利用状況についてわかったならば、過去3年間の比較も含めてお示しをいただきますようお願いを申し上げ、質問を終わらせていただきます。明快なご答弁をお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 3番、室井亜男議員のご質問にお答えいたします。

1点目の公営住宅についてでございますが、まず姫川団地の建設事業については平成30年5月末時点で既存住宅2棟の解体と新築住宅2棟が完成し、平成29年度繰越事業に

て1棟を建設中で、8月末の完成を予定しております。事業全体の進捗状況は約3割でございまして、本年度発注の1棟が完成しますと約5割の進捗となります。今後の計画では、次年度に既存住宅2棟の解体工事と新築工事4棟を予定しております。ただし、交付金の配分によっては施工年度の延長も考慮しなければなりません。現時点での当初の全体事業は8棟、総事業費約5億8,000万円、交付金対象額5億2,000万円で交付金が2億5,000万円を見込んでおります。これまで29年度は3棟、交付金対象額が1億9,270万6,000円、交付金が9,249万9,000円、30年度は1棟、交付金対象額が3,849万2,000円で、交付金が1,847万6,000円となっております。現在のところ起債については充当していません。

次に、平成29年度の住宅使用料の収納状況でございますが、29年の町営住宅使用料、現年度分調定額2,596万600円、収入額2,231万2,700円、86%です。前年対比でプラス3.1%。繰越滞納分、調定額6,138万876円、収入額264万3,240円、4.3%、前年度対比でマイナス1.1%となっております。また、各団地の滞納の状況でございますが、現年度分の滞納額として刈合団地173万3,200円、姫川団地36万6,400円、下中平団地65万7,100円、落合団地32万1,200円、湯野上団地57万円、特定公共賃貸住宅ゼロ円、合計で364万7,900円となっております。

各団地の空き家状況でございますが、現在刈合団地3部屋、姫川団地はなし、政策空き家として8部屋ございます。下中平団地1部屋、落合団地2部屋、湯野上団地1部屋、特定公賃住宅1部屋となり、計7部屋となっております。

2点目の収納対策でございますが、まず平成29年度の実績として各種町税の収納率でございますが、町県民税で99.27%、前年度比0.2%の増、法人町民税で99.22%、前年比で0.56%減、固定資産税で99.45%、前年比で0.27%増、軽自動車で98.64%、前年比で0.37%増、町たばこ税で100%、入湯税で85.28%、前年比で14.72%減、国民健康保険税で94.74%、前年比で0.43%増、町税等の合計で98.6%で、前年比0.23%増でございます。また、10歳区分における年代別の収納率でございますが、町県民税は20代が98.72%、30代が90.12%、40代が94.11%、50代が96.50%、60代が99.34%、70代が98.95%、80代が98.32%、90代以上が100%で、固定資産税は20代が100%、30代が94.63%、40代が97.22%、50代が97.07%、60代が98.27%、70代が98.70%、80代が98.66%、90代以上が99.43%となっております。軽自動車税は、10代が100%、20代が99.06%、30代が100%、40代が98.26%、50代が98.36%、60代が97.86%、70代が99.49%、80代が98.37%、90代以上が100%。国保税は、10代が3.96%、20代が37.48%、30代が83.52%、40代が81.68%、50代が90.80%、60代が96.48%、70代が98.07%、80代が91.47%、90代以上が100%でございます。なお、今回の年代別集計に当たり、固定資産税及び軽自動車税につきましては法人関係も除かれております。

次に、町税等の徴収対策連絡協議会の開催状況でございますが、前回の平成29年12月定例会におきまして、室井議員の質問に対し、平成29年8月に1回開催し、12月以降個々の精査を図り、年度内に開催を予定すると答弁したところでありますが、年度末の申告時期と重なり、年度内の開催は行うことができませんでした。しかし、職員に対して

はこれまでの滞納者への対応はもちろん、新規滞納者の予防対策と徴収率のアップに重点を置き、対応するように担当課長を通じて指示していたところでございます。

終わりに、平成29年度の収納率の効果でございますが、町税等徴収対策連絡協議会の開催は実施することができませんでしたが、臨戸訪問の強化により、平成29年度の収納率は98.65%で、前年比0.23%の増となったところでございます。

次に、3点目の町の公共施設でございますが、財政計画との調整につきましては平成32年度までに施設類ごとの個別施設計画の策定が義務づけられているところから、この中で財政状況を勘案し、方針等を示すものと考えております。このようなことから、議員のおただしの平成30年度の予算につきましては、公共施設等総合管理計画に基づくものではなく、老人福祉センターなどの管理事業として29年度、30年度で空調施設更新工事などの整備をしているところであり、ご理解をいただきたいと思います。

また、町の公共施設の利用状況でございますが、町民体育館については平成29年度が町民が2,252人、町民以外が1,698人で、計3,950人。平成28年度は町民が3,311人で、町民以外が1,584人で、計4,895人。平成27年度につきましては、町内、町外の集計をしておりませんので、合計で5,167人となっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、公民館江川分館という名称になっていきますけれども、公民館につきましては、町民と町民以外の集計をしておりませんでしたので、総利用者数で平成29年度が1,220人、平成28年度が1,238人、平成27年度が866人となっております。

老人福祉センターにおける入浴者の利用状況についてのご質問ですが、過去3年間の利用延べ人数は平成27年度が町民の3,874人、町民以外が424人で計4,298人。平成28年度が町民が3,169人、町民以外が401人、計3,570人で前年比で728人の減。平成29年度が町民が2,942人、町民以外が407人、計3,349人で前年比221人の減であります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問はありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 二、三ちょっと聞きたいと思います。新しい住宅を新築している、空き家もある、滞納もある、非常に我々町民から言わせると矛盾をしているというようなことが言わざるを得ない。例えば滞納している場合によく明け渡し訴訟等ということがあるように思われますが、前1回質問したときにそのようなことを言ったのですが、その滞納、明け渡し訴訟というものは今現在そういうふうな人がいるのかどうか。いたならば教えていただきますようお願いいたします。何人かということだけで結構です。明け渡し訴訟等があった場合には、町は請求権、滞納をしている者に対する請求権というものはいつまであるのか。明け渡して、例えば東京とかそちらのほうに行ってしまった場合には、請求権というものはどこまであって、何十年も永久的にそれについていくのかどうか。税金が5年間ぐらいあってもない、こうでもないということで逃げ切った場合には払う必要はないというようなことをよく言われますが、そういうようなことがどのぐらいまであるのか、ひとつ教えていただきますようお願いを申し上げます。

これを見ますと、空き家というものが全部で今答弁の中で7棟ぐらいあるみたいに感

じるのですが、この7棟の中で町のほうで修理もしなければならなくて空き家になっているのがこのうちの何棟ぐらいあるのか、教えていただきますようお願いを申し上げます。

考えてみれば住宅が全部でざっと計算して80世帯ぐらい入るような、下郷町に落水住宅を昔の住宅を計算をすればそのぐらいあって、そこに夫婦2人で入った場合に人口対策にもなるのかなと、こういうようなことで今まで住宅を新築してきたわけですが、そういうようなことを考えた場合に、少し住宅に入る場合に今現在保証人というものは何人にとっているのか、わかったならば教えていただきますようお願いを申し上げます。

収納対策でございますが、開催は町税等徴収対策協議会、いろんな理由で忙しくてできなかったと、こういうことでございますが、納税貯蓄組合というものがどのぐらいあって、どのような補助金の算定をしておられるのか。よく納税貯蓄組合で口座振替というものがやっているように見受けられるわけですが、口座振替というものはどのぐらいやっておられるのか。1つここで聞きたいのは、自動車の県税あたりはコンビニあたりで収納をしているわけですが、軽自動車税だけはコンビニではできないみたいですが、こういうようなコンビニ収納あたりを自動車の県税あたりみたいにはできないものだろうか。もう少し手っ取り早いことができないものだろうか、このようなことを考えたことがあるのですが、そういうようなことがあるのかないのか。

1つは、町税で町長も答弁したのが初めてだと思うのですが、各種町税の収納率が10歳区分に10代、20代、30代、40代、私も聞いたのが初めてです。答弁したのも初めてだと思うのですが。そういう中でどのぐらいの年代が何が払いが悪いのかというようなことが今回見えてきたような気がいたすわけでございますが、いろいろ勉強になりまして、この年代別を後で、先ほど町長、あまり早口に言われたものですから、ちょっとわからなかった部分があるものですから、10代、20代、30代の答弁したものが、差し支えなかったならばペーパーでコピーで結構ですから、後でお願いしたいと思います。できなかったら結構です。

最後になりますが、町の公共施設について大規模改修費用、いろんなことがこれから出てくるわけでございますが、莫大な金額がかかりそうでございますが。そこで、ちょっと私気になっていることは老人福祉センターあたりの入浴利用状況というものが27、28、29、だんだん何か全体的に下がっているような状況でございますが、あまりにも時間的に少し早過ぎるのではないだろうか。私は、甲子トンネルをくぐって甲子温泉の大衆浴場のちゃぼランドというお風呂があるのですが、あそこが夜9時半までやっているのです。そうすると、御飯食べてからでも9時半ですから、ちょっと行ってこようかということで行って、プールで泳いで運動のために少し9時半ごろまでいてくる場合があるのですが。あその場合、西郷の村民に100円で入られる補助金を出しているのです、100円で。そして、9時半までですから、毎日来ているのもいるのです。そういうようなことをやれとはおっしゃいませんが、時間をもう少し長くするなり、それとももう少し前から私申し上げているのですが、あその老人センターの名前をお風呂を何か老人という名前、老人しか入れないのかという名前。例えば農業協同組合というものがJA会津

よつばと愛称なのです。ですから、老人福祉センターのお風呂というものを私は愛称でもってもう少し響きのいい名前にするべきではないだろうか。登記は老人福祉センターでいいでしょう。そういうようなことができるかできないかですが、もう少し遅くまで、町民が気軽にもう少しお風呂が行けるような。ですから、今私老人センターのここには行きませんが、西郷村のちゃぼランドまたは本郷の湯陶里、そちらのほうに結構下郷の人が行っているのです、私も一緒に会うのです。ということは、湯野上に温泉があり、老人センターがあり、その風呂を入らないでよそこに金を落としてくるというちぐはぐなことが今出ているのです。ですから、やはり我が下郷町に温泉があり、もう少し気軽に入られるような工夫というものが私はしかるべきではないだろうか、町長の考えをお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 3番、室井亜男議員の再質問にお答えします。

住宅料の使用料の関係でございます。訴訟関係でございます。私も建設課長をしていた時代に訴訟の関係を早く手続をしたいということを提案した記憶がございました。それ以来そういう訴訟を起こして、未納者に対してそういう行為はしてこなかったわけですが、ずっと私が町長になってからいろいろ徴収率の関係で6,800万円も使用料が未納になっているという現実については、やはりこれは決断をしなくてはならないということで、書類の整備をしていたのが今までの時間がかかったと。対象者を1人、2人に絞ってきたわけですが、その対象者が転出したということなのです。やはりどこの町村でも訴訟の関係をやっていた町村もあったのですが、やはりこれは悪質であると、こう認めざるを得ないという使用者に限ってやってきたことが私の耳に入るわけです。その2人の悪質者という私の考えで悪質であったということの判断からそれをしようかと思ったら、それは出ていってしまったと、退去したということになって、これからさてどのような方法でやるということについては、きょうの朝、議会前にも担当者に町長室に来ていただいて、滞納者については保証人に通知を出せと、ちゃんとしっかりと書類を出しておかないと請求権が消えてしまうということで、しっかりと指示はしていたところでございます。

また、空き家の7棟については修理は退去する前に修理をしています、最低限の。ですから、入ることは十分可能でございますので、大丈夫だと思います。私が5月中旬に企業回りをして、所信表明の中でもちょっと説明させていただきましたけれども、やっぱり各企業さんの代表というか、責任者は、住むところの確保についてひとつ町の協力をお願いしたいと。ある会社さんは、今使っている建物が古くなって、それはどうしようもないというような状況になっていますので、そういう企業さんがおられますので、ぜひとも空き家の利用について推薦というか、申し込ませるように努力していきたいと考えております。

それから、当然空き家があいているということは人口が減っているということと解釈

されますので、そのようなことのないように企業にも努力をしていただいて、町でも企業に対するあらゆる援助の関係については今年度から要綱もつくっておりますので、十分に対応できるように考えておりますので、ご理解いただければと思います。

それから、納税組合の組合数と口座振替については税務課長から答弁させます。

それから、保証人については住宅を借りれば保証人になっていますので、そのために保証人の関係も死亡した方もおりましたので、その期間を整理しなさいというのが今までのやり方だったのですが、今回はそれを整理されましたので、訴訟あるいは収納対策には十分にそれを保証人には通知するようにしていきたいと思います。

それから、年代、10歳区分の収納率については、ペーパーについては何ら問題がないと思いますから配付はできると思います。

それから、公共施設の修繕の関係でございますが、大変これは前年度で調査していただいた関係で、施設が167棟というか、そういう施設がございまして、それが一番古いもので44年の設置したものというようなことで、次に古いものが老人センターなのです、45年。そんなこともありますので、老人センターには毎年修繕料を上げて、空調施設あるいは暖房用の重油だったものを灯油に切りかえるとかということで、28年、29年度実施して、30年度も空調施設を2期目の工事として取り組んでいます。いずれにしても、古い施設なものですから修繕をしなければならないと、こう考えておりますので、順次進めていきたいと。計画に基づかなくてもやはり古くなれば取りかえたり修繕しなくてはならないと考えております。

それから、老人センターの関係の名称ですが、私もこれ今までの老人センターという名称では少しあれがあるのかなということを考えていまして、ぜひとも皆さんのご協力で名称が変えてもいいということであれば、庁内で検討しながら、そして条例の改正やそういうものを進めていきたいと、ご了解願いたいと思います。

それから、補助金の関係、これはあくまでも町で直接やっているわけですので、その辺は十分に協議していかないと、私の考えで補助金を出すとかということでは町民の理解も得られませんし、やはり利用していただくことについてはいろいろな方法をとることも必要だと思っておりますので、その辺は十分に考えながら今後の対応をしていきたいと思っております。なるべく他の施設に入浴しないで、町民の方は町の施設を利用していただくような方法を今後は考えていかなくてはならないと認識しております。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

税務課長、星健一君。

○税務課長兼会計管理者（星健一君） それでは、3番議員の質問にお答えします。

まず、納税貯蓄組合の組合数でございますが、平成29年度で103組合がございました。今年度に入りまして、また新たな脱退組合も増えておるところでございます、100を切ったと思う組合数の数でございます。

あと、組合に対する補助金でございますが、こちらは均等割と世帯数割という形でございます、まず均等割でございますが、10世帯未満であれば3,000円、10世帯から20世

帯未満であれば5,000円、20世帯から30世帯であれば7,000円という均等割でお支払いしております。次に、世帯割でございますが、こちらに当たっては1世帯当たり1,000円という形の中でお支払いをしております。

あと、済みません、口座振替の件数はどれくらいあるのかというお話だったのですが、今ちょっと資料の持ち合わせがなかったものですから、大変申しわけないのですが、お答えできません。また後日お答えしたいと思います。大変申しわけありません。

あと、コンビニ収納でございますが、確かにコンビニ収納をやれば今後の納付の機会を増やすことになるわけでございますので、収納対策としても有効であると思われますので、今後検討しながら、対策を検討をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（佐藤盛雄君） 再々質問はありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） これ住宅の空き家が7つあいているのだけれども、この7つはしもうごう広報あたりで7つあいていますよという宣伝なんかあったのか。これしもうごう広報見ているのだけれども、出ていないみたいな感じするのだけれども。もう少しあいていたらあいていたように、ちょっと皆さんに示すような方法をやったりするべきではないだろうか、このように思います。

公共施設で町民体育館が29年度あたりが2,251人ということなのですが、月別は大体わかるのですか。そうすると、月別だと例えば大学の合宿だとか、そういうふうなものに来ておられるのかなとか何かというようなことが少しわかるかなと思うのですが、私の考えから申し上げますと、町民ですので、あくまでも冬、例えばグラウンドゴルフとか、そういうようなものがあの上に冬シートあたり敷いてグラウンドゴルフだとか、そういうのをやっているのですが、冬田島には昔ゲートボールだとかそういうようなものが体育館の土のところに、また若松あたりになるとドームの体育館あたりに土の体育館があるように聞いているのですが、この町民体育館も中取っ払って、耐震構造をかけるときに中を取っ払って土のグラウンドにする、土の体育館にするというのが私いいのではないだろうか。ということになりますと、例えば中学校の野球のキャッチボールとか少しのノックだとか、そういうようなものも私はできるのではないだろうか。冬土の上で運動するというのが下郷町にはないのです。グラウンドゴルフが若松のドームに行ったり、ゲートボールのときには田島の土のところに行ったり、何かよそにお世話になっているという話も聞くのですが、土というものの町民体育館をすれば私いいのではないだろうかというものを検討もしていただきますようお願いを申し上げます。いいでしょう。

あと、コンビニ収納ということを税務課長言いましたけれども、コンビニ収納をやるにはそれ相当の機械というか、何かを入れなければいけないから、ある程度のお金がかかるということもなるかと思うのですが、どのぐらいかかるのか、よく考えた上にコンビニ収納というものをあればいいかなと、このようにも思いますので、よろしくどうかお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 3番、室井亜男議員に申し上げますけれども、通告外の質問でございますが、今回は特別認めますので、それに対する答弁を求めます。

教育長、星敏恵君。

○教育長（星敏恵君） 今ご質問ございました町民体育館の月別の利用状況でございますが、29年度だと5月、659人、6月、623人、9月が539人ということで、あとはぐっと400台、100台となります。あと、28年度についても5月が651人、6月が700人、8月が531人、9月が725人ということで、月別ですと、こういった月が多く利用されているということでございます。よろしくお願いします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 空き家情報については組回覧でもやっていますが、広報による周知も必要かと思えます。なかなか組回覧でやっても見ないこともありますし、広報に入れて毎月出すということも効果が上がると思いますから、早速これは実施していきたい。

それから、町民体育館の利用状況を今教育長がお話しされましたけれども、町民体育館の今後の運営管理については非常に難しいと私は思っております。ですから、町民の方の諮問機関などを設置して検討していただくということも一つの手ではないかと私は常々思っていますので、その辺から入らないと、いよいよもって町民体育館の問題が出てくると。これは経費のかかること。直すにしても壊すにしても経費がかかります。ですから、その辺はやっぱり諮問機関に委ねて、議会の方々のご理解を得ながら進めることが私はいいのではないかと判断は今のところしています。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） これで3番、室井亜男君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開本会議は明日6月14日であります。

議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（佐藤盛雄君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 配付漏れなしと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。（午後 2時08分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 3 0 年 6 月 1 3 日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

平成30年第2回下郷町議会定例会会議録第3号

招 集 年 月 日	平成３０年６月８日						
本会議の会期	平成３０年６月８日から６月１５日までの８日間						
招 集 の 場 所	下郷町役場議場						
本 日 の 会 議	開議	平成３０年６月１４日　午前１０時００分		議長	佐　藤　盛　雄		
	散会	平成３０年６月１４日　午後　０時１３分		議長	佐　藤　盛　雄		
応 招 議 員	１番	星	輝　夫	２番	玉　川　邦　夫		
	３番	室　井	亜　男	４番	星	政　征	
	５番	湯　田	純　朗	６番	小　椋	淑　孝	
	７番	佐　藤	勤	８番	猪　股	謙　喜	
	９番	湯　田	健　二	１０番	山名田	久美子	
	１１番	小　玉	智　和	１２番	佐　藤	盛　雄	
不 応 招 議 員	なし						
出 席 議 員	１番	星	輝　夫	２番	玉　川　邦　夫		
	３番	室　井	亜　男	４番	星	政　征	
	５番	湯　田	純　朗	６番	小　椋	淑　孝	
	７番	佐　藤	勤	８番	猪　股	謙　喜	
	９番	湯　田	健　二	１０番	山名田	久美子	
	１２番	佐　藤	盛　雄				
欠 席 議 員	１１番	小　玉	智　和				
会議録署名議員	１番	星	輝　夫	２番	玉　川　邦　夫		
地方自治法第 １２１条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	町	長	星	學	副 町 長	玉　川　一　郎	
	参事兼総務課長		室　井	哲	税務課長兼会計管理者	星	健　一
	町 民 課 長		渡　部	善　一	参事兼健康福祉課長	星	修　二
	産 業 課 長		玉　川	武　之	建 設 課 長	渡　部	芳　夫
	教育委員会教育長		星	敏　恵	教 育 次 長	只　浦	孝　行
	農業委員会事務局長		渡　部	浩　市			
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	事 務 局 長		渡　部	清　一	書	記	室　井　徳　人
	書	記	芳　賀	和　也			
議 事 日 程	別紙のとおり						
会議に付した事件名	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

平成30年第2回下郷町議会定例会議事日程（第3号）

期日：平成30年6月14日（木）午前10時開議

開	議	
日程第	1	一般質問
散	会	

(会議の経過)

○議長（佐藤盛雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。11番、小玉智和君より欠席する旨の届出がありました。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

初めに、執行機関にお願いしておりました税務の追加資料が提出されましたので、議員の皆様のお手元に配付をしております。また、税務課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

税務課長、星健一君。

○税務課長兼会計管理者（星健一君） 昨日、一般質問の中で3番、室井議員より町民の税の納付の中で口座振替をしている件数は何件かとの質問がございましたので、これより税目ごとに口座振替者数とその割合を報告いたします。

税目、町民税、口座振替者404名、割合は42.48%です。固定資産税、口座振替者数1,365人、46.04%です。軽自動車税、口座振替者数709人、34.77%です。国民健康保険税、口座振替者数が424人、46.49%です。

以上でございます。どうぞよろしく……

(何事か声あり)

○税務課長兼会計管理者（星健一君） 町県民税が404人の42.48%です。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○税務課長兼会計管理者（星健一君） はい、お願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） お知らせします。議場内、気温が上昇してきましたので、脱衣を許可します。

日程第1 一般質問

○議長（佐藤盛雄君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） おはようございます。議席番号5番、湯田純朗、2点ほど一般質問を行います。

まず初めに、倉檜堰の現状と今後の課題についてお尋ねいたします。平成20年度より県単経営体育成基盤整備事業により倉村地区、檜原地区の圃場整備事業が実施され、平成29年度、農道舗装工事のみ残り完了し、担い手農家等が中心となり、他の優良事例となるような稲作経営体系が確立されており、他地区等で見られる高齢化による農地の耕作放棄地等の心配がなく、大変力強く見させていただいております。この60ヘクタールの水田にとって最も重要なのは、水源の確保でございます。この地域の水田に使用する

水源は、昔から長野地区の長野橋付近の大川より取水し、円蔵堰を通じて倉檜地区の水田に供給されております。しかし、近年の地球温暖化の影響なのかわかりませんが、大川の水量が年々減っているように思われます。その影響だと思いますが、取水場所が年々上流になってきているような状況であります。

そこで、お伺いします。平成26年11月26日に設立された倉檜堰改修促進協議会の活動は、設立以来どのような活動を行ってきたのか、その経緯をお聞かせください。この協議会の今の現状と今後の課題について、どのような具体策があるのかお伺いいたします。

次に、町営住宅使用料及び水道使用料の滞納の推移、それらに係る対策についてお尋ねいたします。今、姫川に新しい町営住宅が平成29年度に2棟が既に完成し、もとの住民が入居しているような状況であり、大変喜ばしい限りであります。私、過去に幾度かご質問申し上げておりますが、町営住宅の使用料の納付状況、それに関連して水道使用料の納付状況が問題になっているわけであります。

そこで、お伺いいたします。この新しい町営住宅に移住された方の書類上の手続はどのようなになっているのか、その契約の内容がどういうものなのか、住宅使用料の設定についてどのような金額になったのか、そのプロセスをお聞かせいただきたい。また、滞納者においてはどのような方法がとられたのか、滞納状況を含めて町民が納得するような対策を講じられたのか、具体的にご答弁をお願いします。

以上、2点ご答弁よろしくお願いします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 5番、湯田純朗議員のご質問にお答えします。

1つ目の倉檜堰の現状と今後の課題についてでございますが、倉檜堰改修促進協議会につきましては倉村、檜原地区の皆様の安全、安心な生活環境の確保と快適な地域づくりを進めるため、倉檜堰の早期改修、安定的取水に力を入れていくことを目的としまして平成26年度に設立いたしました。これまでの倉檜堰改修促進協議会の主な活動内容といたしましては、平成27年12月に南会津建設事務所において同所長に直接要望活動を実施し、平成28年11月には長野地区漁業組合、南会津建設事務所、南会津町の関係者とともに総勢45名で現地視察を、意見交換会を実施しておりますが、現在まで南会津建設事務所からは河川改修に向けて回答はいただいております。さらに、平成29年10月には倉檜堰取水口におきまして、皆川測量株式会社技師を講師として招き、取水口付近の改修案などの検討を行い、今後の要望活動における資料として河川状況の変化を把握する測量を含む情報を整理し、河川改修の必要性を強く訴えていくなどの助言を受けております。

なお、平成29年度において南会津建設事務所が倉檜堰付近の測量調査を行ったとの情報がありましたので、現在測量成果について町への提供を依頼しているところであります。今後も南会津建設事務所、南会津町、長野地区などの関係機関との話し合いを進め、安定的な取水に向けた課題解決に対応していく考えでございます。

2つ目の町営住宅使用料及び水道使用料の滞納の推移、それらに係る対策についてで

ございますが、まず初めに姫川団地に入居する際の手続き上のございます、入居する前に町営住宅移転承諾書、町営住宅移転に関する契約書、町営住宅移転完了届、町営住宅入居申込書、請書の書類を提出していただいております。契約書の内容につきましては、連帯保証人を含めた新たに契約書を取り交わし、下郷町営住宅管理条例及び下郷町営住宅管理条例施行規則の規定を遵守し、町営住宅の家賃等の支払いについて問題があった場合は連帯保証人が責任を持ち、名義人にかわって支払う内容となっております。また、新しい住宅に入居する滞納者に対しては、納期限内に納付し、誓約書内容が履行されない場合は、いかなる法的措置が起きても一切申し立てをしない旨の内容が記載された納付誓約書を提出していただいております。

次に、住宅使用料の家賃の金額の設定でございますが、家賃算定基礎額に市町村立地係数、規模係数、経過年数係数、利便性係数を乗じて、収入階層第1分位から第8分位までの家賃を算出しております。新しい住宅に入居されている方の家賃の金額でございますが、現在3名入居されており、3名とも収入階層第1分位の2万8,100円となっております。これにより入居する3名の町営住宅の家賃が従前の家賃を超えることとなったため、入居者の居住の安定を図るために傾斜家賃制度を設けております。傾斜家賃制度により平成30年度家賃は1万6,700円となっており、5年間をかけて緩和措置を行うよう手続となっております。

次に、新しい町営住宅に移住された水道使用料の件でございますが、滞納者は2名おります。その2名につきましては、平成30年3月15日付で給水停止予告通知書を発送しており、現在納付相談及び納付計画書を作成中であります。また、姫川団地全体に関する滞納状況につきましては、滞納者が10名、滞納回数は346回でございます。今後も督促状及び未納通知書等の発送により自主納付を促し、あわせて各世帯者の生活実態や所得状況、収納状況を鑑み、臨戸訪問を行い、町簡易水道給水停止要綱による給水停止を含めて、簡易水道使用者負担の公平性確保により一層努めてまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問はありませんか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 倉檜堰の関係でございますが、今町長から伺いました26年に発足して以来、昨年いろいろ農林事務所、建設事務所からいい返事がないということでございます。あそこに既に承知の上だと思いますが、長野区とか長野縁故会とかございます。私も実は議会前に何回か現地視察してきたのです。大きな発電機がありまして、送水管、水中ポンプ2基ありまして、当初は2台一緒に動いたかなと思っていたら、その後行ったら1台しか動いていなかったもので、それで間に合うのかなと。円蔵堰の倉村のほうにつながっていったら、幅1メートルちょっとくらいの水路で、5センチから6センチの水位があったので、間に合うのかなというような確認しております。これ町長、26年発足以来、いろいろ活動してきたと思いますが、29年の10月ですか、取水口付近の改修案検討会というふうな、皆何とか測量会社がおいでになって検討会をやったみたいな話ですけども。これ今町長から答弁ありましたように農林事務所、建設事務所から

はいい返事が返ってこない。要するにやらないというふうなイコール、そういうことなのでしょうか。その中で取水口の改修案の検討というのは、やらない事業の検討を、取水口の検討するというのはどういういきさつでそうなったのか。皆さん、知らない人本気にします、これ始まるのかなと思います。思わせなのかという、私は悪い表現で言いますと、できないのに、やらないのに取水口の計画案はつくと、そういう案を検討するということは、何かやらなければならないというふうな話でやったのか、そこら辺ちょっと再質問でお伺いします。

それから、今私申し上げました移動用の発電機、河川敷の国道脇にあります、これ誰がどこから幾らでいつまで借りているのか、この経費に係るものが誰が幾ら払うのか、そこら辺をちょっと具体的にわかればお知らせください。

それから、町営住宅の関係であります、これ私、議会町議員就任以来、何回も質問しております。これは、やっぱり下郷町の全体の納税者たちと公平性が保たれていないのです。払う人は払う、払わない人は払わないと。どこでも多分あるのでしょうけれども、大きい市なんかはもう家賃、立ち退き訴訟です。町村の場合は身近な住民相手ですから、なかなか確かにやりづらい面もあるのでしょうけれども、訴訟料が高いから安いとかコスト面考えるとやらないで、催告書とか何とかというふうなことで済まそうと思うけれども、一般の町民の公平性を考えるとやっぱり訴訟に踏み切らざるを得ないというふうに私は考えるのです。町長、前に私が質問したときも滞納者の状況調査を行い、督促状の発送、夜間徴収、臨戸訪問による納入の指導の実施などを質問するたびにいつも同じ答えが返ってきますが、条例及び規則に基づく法的措置等の明け渡し請求訴訟を視野に入れてやらなければもうならない時期に来ているのかなと、私はそう考えます。そうしないと、もう何でもかんでも水道料、私も払わなくてもいいのですか。税金の場合は、国税法によって必ず5年以内のはやられますけれども、水道使用料とか住宅の場合、私住宅に入るわけにいかないけれども、水道使用料払わなくてもいいわけです。立場上、良識ある議員でしたら、それは払わなければならないというふうに納付するわけですが、それが垂れ流し状態になっているということ自体が私はどうなのかなというふうに考えております。多分また同じ答えが返ってくるのかなと思いますけれども、給水停止要綱による給水停止予告通知書などと公平性確保というふうに最後にまた同じ言葉が返ってくるのかもしれませんが、やっぱりこれ本気になってやらないといけないのではないかなと思います。

それから、町税等徴収対策会議ですか、これ副町長が本部長ですか。本部長にお尋ねします。先日の話では、会議をやることができなかったということで町長からちょっと何番議員さんが質問したときにはそういうお答えいただきましたけれども、たった1日、2時間くらいとか3時間くらいの会議できなかったのですか、これ。それほど忙しかったのですか、副町長。これ仕事していないのではないですか、副町長として。いかがですか。365日暦あるけれども、月から金曜日まであったって1日の1時間、半日くらいとか課長集めて2時間か3時間くらいの、そういう会議できなかったのですか。それとも、やらない理由としてどういう理由があるのか。何回やっても同じだからやらないという

話ですか、そういうレベルの話ですか、そこら辺もお聞かせください。私何回も言いますけれども。

それから、昨日質問がありましたけれども、コンビニエンスストアの話が出ました。私も昨年同じ質問、西郷の例を挙げて質問しました。そのとき検討しますということで、検討というのは私検討の仕方もネガティブな検討なのか、ポジティブな検討なのか、どちらなのか、これ。そこを私聞きたいのです。いつも検討するで、各課長さんもそうかもしれませんが、検討して結果的に今度のときはこうでしたという、ちょっとでも一步でも前進するような回答がいただきたいと私は思っております。私も昨年も申し上げましたが、一般納付者は仕事しているのです、朝げ8時半、役場は8時半から5時ですけれども。その中で金融機関に行ったり、農協に行ったり、郵便局に行ったりする時間がなかなかないのです。やっぱり早期回収という早い時期に、いろんな使用料とかも早い時期に回収するにはやっぱりコンビニを利用して、いつでもどこでも夜でも払えるような方法って難しくないと思うのです、西郷村がやっているわけですから。それに右倣えすればいいのです、コンビニさんと打ち合わせして。検討するまでも何もないのです。見にいったり視察してきて教わっていただければいいのです。その関係がどうなのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 5番、湯田純朗議員の再質問にお答えしたいと思います。

倉檜堰の改修事業についての協議会の今までやってきたことあるいは今後どのようにしていくのかということの再質問でございますが、取水口の事業については取り組むべく考えをして今までやってきたと思います。そして、平成14年から動き出して、平成16年には頭首工をつくったという経過がございます。ただし、頭首工が長野向かいまで行かなくて、そして川の流れが変わってしまったというのが今までの原因で、取水口に入る水が入らなくなってしまったというのが原因です。それと、やっぱり温暖化といいますか、水不足によって大川の水量が減ってきているということは事実でございまして、それをどうにかしようということで今まで動いてきた経過がございます。ですから、調査をしながらどのような方法がいいのかということが平成26年から29年まで協議会としてあるいは倉檜の関係者、あるいは長野の人の関係者、それから県、農林事務所ということでやってきたわけでございます。それを何とか経費のかからないようにということで、最初の提案はやはり農林事務所で試算した386メートル上流に上げた場合は、5億5,000万円かかりますよと。そうしますと、地元の受益者たちが負担金が9,000万円ほどかかってしまうと。そういうことになればなかなか難しいと。農林事務所関係の農林サイドの事業では。ですから、河川改修を行っていただいて、河川改修をできたならば取水口の取り口を上流に持っていく方法をとることが一番理想ではないかということで今まで来たわけでございます。ただし、きのうも説明申し上げましたけれども、八千窪から加藤谷川と大川の合流している地点までは河川計画がございませんので、建設事務所でもなかなか河川改修には至っていないというのが現状です。ですから、経費のかから

ない方法には河川改修をしていただいて、そして取水口をつくっていくということが今まで協議会もそうだし、我々の考え方でございます。そのためにはどのようにするかということは、これから要望活動もずっとしてきましたので、それ引き続きやっていくことと、それから今取水して臨時的にポンプアップしている状態ですが、今年の春には国からの人から現場を見ていただいて、金のかからない方法でどのようにするのがいいのかということを知りましたので、それを今度の役員会あるいは協議会で会議の中で諮っていただいて、そのような方法がとれるのか。そのためには建設事務所の許可あるいは農林事務所の許可が必要ですので、そういう話し合いをしながら、冬場においてそのような作業をすることが来春には水不足になった場合には、ある程度の流水ができるようにしたいというのが私の考えでございます。これからは慣行水利権については、地元の人たちの権利でございます。そういうことで地元の人たちが慣行水利権をいかに訴えていくかということが大切でございますので、その辺を理解していただいて、そして水田に水が入るような施策をこれからもずっと続けてやっていくことが私の考えでございます。

それから、今回やった臨時的ポンプアップの経費については課長のほうから答弁させます。

それから、住宅の滞納者の件については1回目の質問でご答弁したように、法的な措置も考えながら、やっぱり最初は給水停止予告書を出して、そして臨戸訪問し、あるいは納付者に対しての相談会を開催することが一番やはりベターではないかと私は考えておりますので、その辺は担当者のほうと納入使用者についても十分に話し合って進めることが一番私にはいいのでは。いきなり訴訟的なものを起こすということではなくて、やはり順番をもって誠心誠意納付者に考えていただいて納付していただくということが私の考えでございます。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 産業課長、玉川武之君。

○産業課長（玉川武之君） 5番議員、湯田純朗議員からのポンプの賃貸並びにいつまで借りかというようなご質問でございますが、まず誰がということで町が賃借料ということで三立土建さんのほうから借り上げている内容になっております。実際先週の水曜日から借り上げまして、いつまでというようなご質問なのですが、こちらは天候または河川の状況、あと水田のこれも状況によりますが、両区の区長さんとよく相談してその辺は決めていきたいと思っております。なお、発電機につきましては、発電機とポンプ一式を借り上げているというような内容になっております。金額につきましては期間によりますので、その日数によって変動してくるのかなというふうに考えておりますが、中身としましてはポンプと発電機の賃借料並びに運搬代、あとは据えつけ、撤去料というふうになっております。また、それに係る設置の人件費というものもこの一式に入っておりますので、今後天候の中身によりますが、両区とよく相談して日にちは決めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

あと、燃料代なのですが、こちらは区のランニングコストということで区のほうから

内容は折半になっているかと思いますが、支出するというような内容になっておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 副町長、玉川一郎君。

○副町長（玉川一郎君） ただいまの5番の湯田純朗議員の今質問の中の町税等収納対策会議について皆さんに内容について、あと活動中身についていろいろ申し上げますと、今湯田議員が言われるように税とか使用料の収納率アップというのは、町の喫緊の課題となっておりまして、早急にやはり収納率アップで滞納額を減らしていくというのが町に課せられた大きな課題になっているかと思いますが。それで、連絡会につきましては昨日の3番議員の室井議員の質問にもありましたように、昨年8月に1回開催しまして、12月の議会でも残された期間のうちに連絡会を開いて収納率アップに努めるというお話をしましたが、きのう一般質問でもありましたように担当課が税務課になっておりまして、私のほうとの調整もしていたのですが、確定申告の時期と重なって開催できなかったということでございます。それで、なお連絡会議の構成ですが、税務課が担当課になりまして、各税、各使用料等の担当課長が構成員になっておりまして、やはり滞納の状況を役場全体で共有してどういう徴収方法がいいのか、どういう方法があるのかということで今までも協議はしてきました。それで、これまでも連絡会以外にも町長とか私から建設課、そして税務課、健康福祉課、あと町民課等については常々収納率アップについては指示しながらやっております。それで、今湯田議員言われるように収納率アップというのは町の本当に命題でございますので、今後連絡会が形上の連絡会でなく、税務課長とも話してはいたのですが、もう年に1回とか2回ではなくて、もう毎月とか隔月とかいうふうにしてやはり今の収納状況のあり方、あとどういう方法があるのか、近隣町村からとかの情報を交えて、やはり回数を増やして対応していきたいというふうな考えでありますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 再々質問はありませんか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） まず、倉檜堰の関係でございますが、今産業課長からちょっと話ありましたように、金額的にはご答弁いただけなかったのですが、私調べたところによりますと、あの発電機、購入すると200万円ちょっとくらいなのです。そうしますと、多分今町長から話何回もありましたけれども、地球温暖化で年々、年々水量が減っているというふうなことを考えますと、これからどんどん水が増える可能性はないわけです。大雨降れば1回で降って終わり、あとなくなるということを考えますと、当然水のあるうちにどこかにためておくという方法でしかないと思うのです。あの大きな川は全く当てにならないわけですから。それとも、60町歩全部枯らせてテレビ、マスコミ、大変だ、大変だといって国を動かす方法が一つある、最終手段としてはあるわけですが、実質的に農家にとっては大変な打撃になりますから、そんなことはまず難しいと思います。ただ、阿賀川が水がないというのはどうにもできないと。そしたら、どこに水を求める

かです。倉村とか檜原に山はありますけれども、倉村、上のほうに貯水池、村で使っていた水源地あるのですけれども、あんな水ではとてもどうしようもないです。そうしますと、あと旧檜原の入山という、昔は水いっぱい来て、今私この前ちょっと上がってきました、ずっと。幾らもありません。途中でみんななくなってしまいます。そうすると、あの水を、春先の雪解け水をどおんとためておける必要があるのかどうかという。緊急時のときにそれを導入するという方法しかないのかなと思います。

それからもう一つ。長野橋付近からいつもそんな感じで、長野区も相手方もおりますから、なかなか前に進まない。そうすると、河川改修になるととんでもない金かかると、今5億何ぼかかるという話でございますが。なんでかんであそこを通らなければならないのかという方法もあります。例えば、もっと前、今町長言ったように大川と加藤谷川の境のところ、あそこらに持ってきてポンプアップすると。そしたら、せきとめる必要も何もないわけです。ちょっと掘ればいいわけです、ぽんと。あとは、どこかに発電機を設置してやればいい。ないところに無理やり置くから上流まで5億円もかかる話ですから。5億円かけるなら5,000万円かけたって当然あそこら辺がポンプアップ、どこか途中の堰にポンプアップするという方法もあるわけです。そこに長野向かいに固執する必要があるのかどうかと、これから。私は、しもごう環境さんの砂利採取場の向かいあたりだと自由に何でもありますから、なんでかんでブルでとめなくてはならない場所ではありません。あそこはポンプアップ、国道横断、どこかそういうものを探してポンプを設置して、スイッチ一つでどんとやれるような方法でやったら手っ取り早い話かなと私思うのですけれども、いかがでしょうか。

それから、今の住宅関係でございますが、副町長の答弁もいただきまして、やっぱり今さらなかなか急に拙速に物事を運ぶというのは難しいというふうな話でございますが、それもそうですけれども、やっぱり拙速にやらなければずっとたまりっ放しなのです。そうすると、私何回も申し上げますが、払わない人が得するというふうな下郷町になってしまうわけです。やっぱり人口も減って収入も年々減ってくると、働く人がいなくなるとなると、町長さんのこれから4年間の事業でこれもやる、あれもやると金かかるわけです。そしたら、収入のこともしっかり対応していかないといけないのではないかと私は思います。住宅の関係で今何点か3種類か4種類、町長の書類に基づいて入居させたということなのですけれども、昔の請書という、こういう書類ではないのですね、入居者契約書というのは。連帯保証人ということですから、保証人と連帯保証人の違いというのは、もう本人に払わなくてもいいですよ、保証人とやればいいのです、簡単なのです。そのための連帯なのです。だから、本人が払わなくても全然裁判に出て、訴訟を起こせば、保証人を相手取って訴訟やればいいのです。簡単なのです、本人の払わない、関係ない、保証人が払えばいい、やればいいのですから。そういう法律なのです。それを考えて、やっぱり生活困窮している方もいらっしゃるかもしれません。そしたら、その方については健康福祉課のほうで相談しなければならないでしょう、払えない、どうしたらいいかと。生活困っている人が払えないというふうに考えますと、健康福祉課のほうに行って相談するとか、そういう事例はありましたか。そこら辺もお聞きます。

建設課長さんにちょっと質問します。使用料の債権というのはどんな種類があるのですか、わかりますか。当然建設課長は、少なからず知っているでしょうから。その根拠法は。時効は先日質問して、この請求期間はいつまでだというふうに町長お答えしませんでしたけれども、請求期間というのは要するに時効です。これ何年かという、家賃、水道。前回も町長から話ありましたように書類を整理してということはまだ言っていないのでということで、そういう訴訟とか何かを踏み切れないという話もちらっとあったような気がしておりますが、そこら辺の整理というのは、例えば何年の時効だから、それ以降のことは請求できないかできるかという話になってくると、当然時効は私何年かわかりませんけれども、訴訟に出れば時効以降のものは請求できないのです。例えば5年なら5年、8年なら8年という形での訴訟なのです。それ以外はもう税金だと欠損なのです、取れないのです。ただ、本人が時効の援用ということで時効取得を言わなければ黙って取っていられるというふうなだけなのです。建設課長さん、もう一度言います。使用料の債権としての種類は何か、根拠法は何なのか、時効はいつなのか、そこだけお答えください。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 5番、湯田純朗議員の再々質問にお答えしますが、倉檜堰の発電機の購入の関係あるいはため池の設置をしてはどうかと、ポンプアップの位置のところというようなことの再質問でございますが、まず発電機の使用については今年30年度、30年度がポンプアップして、それから27年度にポンプアップしたという過去の経過です……

（「28」の声あり）

○町長（星學君） 失礼しました。28年、29年はなかった。それで、水不足についてはもう少し経過というか、年数的にも2回だけでしたけれども、あとは河川の流れを変えたために河川の土砂、砂利です、それを河川に向かって上流に向けてやって水を入れていて、ポンプアップしない年もやらなくてもいいというところが続いていました。それが28年、そして30年にポンプアップしないと水不足だということですので、今後のやっぱり自然の雨量だとか、雪の積雪だとかの関係によっていろいろ変わってきます、天候によっても変わってきますので、その辺の様子は見ていただくほかないと思います。

それから、慣行水利権ですので、あくまでも受益者の方々の考え方もございます。以前は河川の重機借り上げも役場負担あるいは受益者負担でやっていたのですが、あまりにも回数が多いので、それを役場で全面的に支援しようという考えで、今は重機負担については何年も前からもう重機については町で負担しているという状況でございます。そんなところを考えますと、やはりもう少しため池の設置などあるいはポンプアップの電気の設置場所などを検討しなくてはならない時期ですけれども、もう少し自然環境、雪、雨、そういうところを考えながら検討しなければならないのではないかと。あくまでもため池となると場所的な問題もありますし、発電機の設置場所となれば河川協議もしなくてはならない。それから、どのくらいの機械をつけないと高さ、高低差もあります

から、そういうこともありますので、さまざまな角度から検討しなければならないということもあります。それから、60町歩以外にまた河川敷のほうに20町歩もございますので、その辺の関係も考えなければならないと。それから、いろいろなポンプアップのほかに井戸水を利用することもできるのではないかと。その反別にもよりますけれども。そんなことも検討しなくてはならないということで、さまざまな検討をしながら今後の対応を慣行水利権の受益者の皆様と協議しなくてはならないのかなと、こう思っております。

それから、住宅利用の入居者のための使用料の納入については非常に私も建設課長時代から悩んでおりました。そういう面では、私のやっていたときには使用料の滞納者が1,000万円ぐらいだったということで、あの当時私が建設課を離れる前に必ず悪質と思われる入居者については、そういう法的措置をとらなくてはならないよということを言ってきたつもりでございますが、今後そうした悪質と見られる使用者については、先ほどの1回目で答弁したように書類的に順序よく整理して、そして使用者と納入相談会を開き、そして悪質でないということになれば、それは生活困窮者のための住宅です。国は、低所得者のために住宅の建物を補助金を出して建てさせて入居させているという、そういう低額所得者のための住宅ということで捉えていますので、そこを何とか払っていただくように体制をとっていくためにどのように努力するかということも我々の責任でございまして、その辺はご理解いただくようお願い申し上げます。

なお、細かな点で建設課長あるいはそういう再々質問の答弁になかったものについては答弁させます。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 産業課長、玉川武之君。

○産業課長（玉川武之君） 大変失礼いたしました。幾らでというような、ポンプ並びに発電機一式の借上料ということでございますが、一昨年の28年度の実績を申しますと、1日単価で割り算いたしますと1万3,500円というような内容になっております。内容は、先ほど申しました一式になっておりますので、もろもろの金額が含まれているというふうにご理解いただければなというふうに考えております。ただ、今回は稲の定植期の非常に大切な時期ということで早急な対応を求められていましたので、前回はホース1本出しの設備の機械、発電機でございましたが、今回は2本の機械というふうになっておりますので、前回よりは若干高くなるのかなというふうに考えているところでございます。よろしくお願いします。

○議長（佐藤盛雄君） 次に、建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） まず初めに、時効の年数でございますが、住宅使用料につきましては5年、水道の使用料につきましては2年という定義づけがございます。それから、参考でございますが、生活困窮者が滞納となっております方は生活保護者扱いということで、何名か町営住宅に入居されている方がおります。その方からは全額滞納なしで使用料をいただいております。

あと、債権の種類ということでございますが、私どもといたしましては請書と納付誓

約書等の2件ということで位置づけしております。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁漏れはありませんか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 今の建設課長の話ですけれども、債権の種類は2件ということで、根拠法は何かと私多分聞いたはずです。時効はわかりました。そのことについてお願いします。

○議長（佐藤盛雄君） 建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） まず、2件のうちの1件、請書でございますが、これにつきましては町営住宅管理条例に基づいております。それから、2つ目の納付誓約書でございますが、これは税務課が準用しております民法147条の時効の中断という中身を準用させていただきます。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） これで5番、湯田純朗君の一般質問を終わります。

ただいまより休憩します。（午前10時50分）

○議長（佐藤盛雄君） 再開いたします。（午前11時00分）

次に、6番、小椋淑孝君。

○6番（小椋淑孝君） 議席番号6番、小椋淑孝、一般質問をさせていただきます。今回も2点質問をさせていただきます。

まず初めに、少子化問題について。しもうち広報は毎月拝見しておりますが、6月号を見て本当に今後の下郷町が心配になりました。4月の届出において亡くなられた方が12名であったのに対して出生がゼロ名ということです。町もさまざまな対策を検討されていることとは思いますが、人口減少、少子化に歯どめがかかっていない状況だということだと思います。特に少子化の解消、すなわち子供を増やしていくためには、若者を増やしていかなければならず、下郷で育った子供たちが都会などに出ていかない方策が必要であり、出ていった若者も戻ってくる方策も必要になってきます。

そこでお伺いしますが、町は今住んでいる下郷町の子を持つ親のために子宝祝金や入学祝金、学校給食費の全額補助など施策を行っており、住民の方々からも大変喜ばしいことであるとの声が聞かれておりますが、今後町に戻ってきていただくため、町外に出ていかないための方策、特に他の市町村にはないというような施策があるのでしょうか、お伺いします。

2点目に、小学校統合について。これは、少子化問題と関連してくる問題だと私は思います。統合せずにこのまま続けていけば、町内の3つの小学校とも複式学級だらけとなり、学年ごとの団体行事はできなくなるのは明らかです。また、現状のような少人数学級が嫌で、複式学級が嫌で町外に転出する方もいらっしゃいます。ただし、統合となれば通学に係る問題などあるでしょうし、そう簡単にはいかないとは思いますが、まず町長は現段階で小学校の統合ということに関してどうお考えなのかお伺いします。また、

着任したばかりで恐縮ですが、教育長にもお考えをお伺いします。

また、子を持つ親としての考え、どのような環境で子供を育てたいなど確かめる必要があると思います。これは、いろいろな意見があり、将来にかかわる重要なことですので、一人一人の意見を集約していく必要があると思うのですが、町は統合する、しないにかかわらず、住民の意見集約を行う考えはあるのかどうかお伺いします。

以上、2点よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 6番、小椋淑孝議員のご質問にお答えします。

1つ目の少子化問題についてでございますが、全国的に多くの自治体が人口減少問題や少子化問題等についてその対策を進めておりますが、女性の活躍やライフスタイルの多様化などを背景として出生率が低下しており、依然として少子化に歯どめがかからない状況となっております。このまま少子化が進行すると、生産年齢の人口の減少に伴い経済活力の低下や社会保障費の増大など、社会経済構造の深刻な影響が懸念されます。下郷町においても安心して子供たちを産み育てることができ、子供たちが生き生きと成長できる環境づくりを進めていくことが重要と考えており、これまでも少子化社会の対策として子宝祝金や入学祝金、2人以上の同時入所児の保育料免除、学校給食費無料化など、数多くの子育て支援策に取り組んでいるところでございます。ただ、出産、子育てに対する支援策はあるものの、根本的な少子化対策の解消法については町として検討していかなければならない課題と認識しております。その方策の一つとしては、議員のご指摘のとおり若者を増やす取り組み、若者が故郷に戻ってくる取り組み、さらに若者が転出しない取り組みなどについて当然検討しなければならない施策と考えます。ローカル志向の若者への支援策として、住宅支援や雇用支援あるいは将来地元に戻って働くためのキャリア教育の充実、子育てしやすい環境づくりなどが考えられますが、既に先駆的に取り組んでいる自治体や地域を参考にしながら、具体的な下郷町らしい下郷町ならではの若者定着に関する施策、政策について町としても検討を重ねていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

2点目の小学校統合でございますが、文部科学省では学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査を平成28年5月1日付で全都道府県、全市町村を対象に実施しているところであります。その結果、学校小規模化についての対策の検討に着手している自治体の割合は58%で、平成32年度までに検討すると着手する自治体の割合は100との方向性を示しております。これを踏まえながら町としても今後少子化に対応した学校教育の充実を図るため、教育上の諸問題解消への取り組みを検討していかなければならないと考えております。統合については、メリット、デメリットも考えますと、統合による集団規模が確保され、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくことも重要かと思われませんが、通学時間が長くなり、子供の負担が大きくなることも考えられます。小規模校には少人数を生かした指導の充実が図られ、よりきめ細かな学習なども考えられます。また、地域コミュニティとして重要なことか

ら地域理解も必要不可欠であり、慎重に継続的な検討が必要だと考えております。いずれにしても、教育効果を優先し、子供たちがよりよい環境で学習するのが大切だと思います。少子化に対応した活力ある学校づくりのための方策を継続的に総合教育会議などでも検討していきたいと考えております。

また、町は統合する、しないにもかかわらず、住民の意見の集約を行う考えはあるのかについてでございますが、前段に説明しました少子化に対応した学校教育の充実策等の検討を加えていく中で、そのような意見集約等が必要となれば検討させていただきますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 次に、教育長、星敏恵君。

○教育長（星敏恵君） それでは、6番、小椋議員の小学校統合についての質問で、教育長の考え方についてお答えを申し上げます。

先ほど町長よりご説明がありましたが、少子化に対応した学校教育の充実策を継続的に検討していかなければならないと考えております。それには将来に向けた下郷の子供たちがよりよい環境で学習できるかを地域、学校、保護者等を含め、現在または今後の学級数や児童数の見込み等を考えながら、具体的にどのような教育上の問題があるかについて総合的な観点から分析を行い、保護者や地域住民と共通理解を図りながら、将来に向けての教育環境のあり方について慎重に検討してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問はありませんか。

6番、小椋淑孝君。

○6番（小椋淑孝君） 少子化についてなのですが、私の質問は今後町に戻ってもらうための、あと町外に出ていかないための施策としてほかの市町村にないというような施策はあるのかどうかという質問だったのですが、今の町長の回答ですと検討を重ねていきたいと言われまして、ちょっと問題がずれているのかなと思うので、まず施策があるのかないのかというのをご回答お願いします。

それと、今先駆的に取り組んでいる自治体を参考にしながらとありましたが、確かにいろんな自治体やっているところあると思うのですが、その中で参考にされるのはいいのですが、それで下郷町らしいほかの市町村にはないというメリット、本当に下郷町に住んでよかったなという感じがないと意味がないと思いますが、少子化問題は本当ほかの市町村もそうですし、もう十何年前からある問題ですし、ここ数年程度でも構いませんので、若者の定住促進や移住、Uターン対策などとしてどんなことを検討してきてどんな対策を行ってきたか、参考があれば教えてください。

あと、小学校統合についてなのですが、確かに以前も分校の廃校問題とかいろいろあって大変だったというのも、私も中山地区で分校廃校になったとき保護者でもあったので、よくわかっていますが、今町長おっしゃいました地域コミュニティとして重要とありましたが、重要性についてもう少し詳しくお話ししていただければと思うので、よろしく願いします。

あと、教育長、次長でもよろしいのですが、お尋ねしますが、当然シミュレーションはしていると思うのですが、今後2年後、3年後、5年後ぐらいまでで結構ですので、小学校の人数、各小学校、今後何人ぐらいになっていくのか。それとあと、複式学級の基準みたいなものがあれば、どの程度のものなのかご回答お願いします。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 6番、小椋淑孝議員の再質問についてお答えします。

町の人口減少の取り組みでございますが、今まで子宝祝金あるいは保育所の2人以上の入所児の保育料の無料だとか、学校給食費の無料化などを行っておりまして、そのほか施策の取り組みについてはさまざまな交流施設を充実、交流人口を増やして定住になげていくという施策が今まで形としては見えませんけれども、そういう施策をやってきたと。それによって大内行政区などは若い人が残って、そして子供たちが学校に通うようになってきたということが現実的だと思います。

それからまた、今後の施策については若者が残っていくためにどのように施策をするかということをやっぱり職業です、働く場所。この前5月に企業訪問しましたけれども、なかなか雇用してほしいのだけれども、雇用の公募はしているのだけれども、来ないというのが現実です。若者の志向として一旦都会へ出て、そしてそのまま戻ってこない、戻ってくればいいのですが、そういう傾向があるのではないかと。例えば田島高校でも若松市内の高校でもやはり進学が今90%以上、田島高校の場合九十何%ですが、ほとんど進学なのです。そうすると、進学してその学校を卒業すると、その地域に残ってしまうと、戻ってこないということなので、一番考えられるのはこれから非常に看護、要するに医療関係が高齢者とともに大切な事業です。医療事務が充実しないと高齢者も本当にひとり暮らしになってしまうということです。そういう医療関係、介護関係のことを充実すれば、戻ってきて雇用の場が図られるのではないかと。それから、進出している企業に対してもそれなりの支援をしていって雇用に結びつけるということも考えられますので、今年から企業の支援策について要綱をつくって、3月議会で通していただいた予算の範囲内で、それは企業さんのほうにお願いしたということが今年度に入って5月で企業回りしたときに感じたことです。働く場所はあるのだけれども、来ないと、応募しないというのが現実なのです。そういう企業で働く場所があって戻ってくるという人がいれば、子供たちの数も増えてくるのではないかと、こう思っております。とりあえずいろいろな形で体験事業、空き家利用制度の活用、里親制度などをつくって、ぜひ子供たちが戻ってくるあるいは下郷に来てみたいと思うような施策を今後やっていくことが必要ではないかと思えます。

それから、コミュニティについてやはり私は基本的には地域には学校があって初めて地域社会のコミュニティがとれるということを私は公務員になりあるいは三役になり町長になっても変わらない考えです。このことを除いては行政は執行できない私は思っておりますので、コミュニティは基本である子供、学校が基本だということを申し伝え

ておきたいと思います。ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君）　続きまして、教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君）　6番、小椋議員の質問につきましてお答えをいたします。

現在の小学校3校の児童数です、こちらにつきましては5月1日現在なのですが、旭田小学校が1年から6年までで79名、それから江川小学校が1年から6年までで60名、檜原小学校が98名、3校合計が237名というふうになっております。それから、複式学級ということで入学見込み者数でいきますと、平成32年に江川小学校、旭田小学校で2年生と3年生が複式学級になる予定でございます。それから、35年度につきましては檜原小学校が35年と36年で1年生と2年生が入学者が少ない場合、複式学級になる予定でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君）　再々質問はありませんか。

6番……

○6番（小椋淑孝君）　その前に答弁漏れいいですか。3年後とか5年後に全校生徒が何人になるかというのを聞きたいとお願いしたのですけれども。

○議長（佐藤盛雄君）　教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君）　今ほどの質問なのですが、済みません、今ほど入学者の見込み者数になっておりますので、全校生徒につきましては後ほど資料のほうを配付させていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（佐藤盛雄君）　再々質問はありませんか。

6番、小椋淑孝君。

○6番（小椋淑孝君）　再々質問をさせていただきます。

少子化問題について町長おっしゃったように、進学でほかの市町村、他県に行って確かに戻ってこないというのもあると思いますし、やっぱり働きたい場所がないというのももちろんわかります。そこで、先ほど町長言いましたが、看護だったり介護だったりというふうにおっしゃっていましたが、ではそれを下郷町の特色にして介護なり看護なりの学校に進学する子には補助出しますよとか、戻ってきたらこういう場所で働けますよというのをあらかじめ進学する前に打診するとか提示すれば、戻ってくる子はいるのかなと思うので、やっぱりそういう方策、政策をはっきりとしたものをもう進学する前に説明できるような感じで検討、検討と言っていますが、これはもういち早くやらなくてはいけない問題だと思いますので、そういうのを早目に検討していただいて、なるべくだったらもう今年中に決めて、来年度からは施行するみたいな形で持っていかないと、今後本当に子供たちが離れていってしまうばかりだと思いますので、そういう対応は早目にお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

小学校統合について、確かに今町長言いましたように地域に小学校がある、そうなればその地区は活力あるというか、活気があるふうになると思いますが、実際問題保護者のほうから私が言われたのは、やはり人数が少なくなっているというのは保護者も感じ

ているわけで、これが少なくなってきた場合に統合はするのですかねという話がやはり保護者から出ています。そうなった場合、あらかじめ早目に町のほうでは何年ごろに人数が少なくなっているのか、統合したいとか、早目にそういうのも打診していただくと、今現在学校に通われている小学校の保護者の皆さんも人数が少なくなっているのは当然わかっているわけで、その辺先行きをやはり不安視している人もいるので、その辺の先を見据えた感じが今後どうなのかというのを最後お聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 6番、小椋淑孝議員の再々質問にお答えします。

先ほど再質問でもお答えしました看護、介護の専門学校等の修学ということをすれば、将来高齢化時代に向かってそういう活躍する場が出てくるので、就労の場が出てくるのではないかと。それは、再質問でしゃべりましたけれども。下郷町でも以前保健婦になる人、助産婦になる人ということで支援をして、そして役場に勤めていただいた方もおります。そういう制度がありますので、ぜひ看護、介護についてもその制度を利用する方法を充実させたい。そして、一番肝心なのは学校訪問して進路指導のときにもう3年からあるいは2年前から子供たちと接触して、保護者と接触して、そういう職業につかないかということをやらなければ、なかなか戻ってこない、こう思っていますので、その充実をとるためには職員の増員とか配置とか、そういうものをちゃんとしてやっていくことが必要ではないかと、こう思います。机の中ではなかなか解決できない。保護者を説得し、子供たちを説得し、学校を説得して、そして将来的には町に残っていくのだということを行政側としてやっていく必要がもう喫緊の課題だと私は思っている。それから、介護あるいは看護は一町だけでは人が集まりません。広域的にやる必要があると私は考えておりますので、広域的な広域議会あるいは広域の関係首長さんたちと協議をしながら、広域でこれを負担していくとか、そういうものにやっていくことが町の負担も少なくなるだろうし、地域全体でやっていくのだという考えを持っていますので、その辺をご理解いただければと思います。

また、統合の関係については教育長からまず答弁をさせていただいて、それから私の考えも少し述べさせていただきます。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（佐藤盛雄君） 次に、教育長、星敏恵君。

○教育長（星敏恵君） 統合に関しては、先ほど申し上げましたように少子化に対応した学校教育の充実策ということで、国のほうでも27年度、そういった形で町村、全国アンケートをとりました。今度30年度に同じようなアンケートが出てくるということで、そういった中でより詳しい部分の中で統合、いろんな選択肢あるかと思いますが、そういう中で進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 町長、星學君。

○町長（星學君） ただいま教育長も答弁したように、統合の関係については下郷町の総合教育会議において協議しながら、あとは調査をしながら話をしていく。また、慎重に慎重に取り扱っていかねばならない、こう私は思っています。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 次に、教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） 先ほどの小椋議員の質問に対しまして、将来の小学校の児童数ということで集計しまして、31年度が3校で222名、32年度が3校で220名、33年度が212名、34年度が204名、35年度が177名の予定になってございます。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁漏れはございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） これで6番、小椋淑孝君の一般質問を終わります。

次に、2番、玉川邦夫君。

○2番（玉川邦夫君） 議員番号2番、玉川邦夫です。今回は、3つの柱で一般質問させていただきます。

まず1つ目、空き家対策計画書から具体策を問う。5月に下郷町空き家等対策計画が示されました。空き家の適正管理や利活用の推進等の施策が盛り込まれた計画となっています。我が町の現状も住宅数2,689戸の12%を占める330戸が現在空き家という大きな課題に直面しています。そこで、本町の空き家対策の具体的な取り組みについて2つの点で伺います。

1つ、空き家の利活用の意向調査がありました。活用したい、71%、利活用しない、25%、また空き家バンクに登録する、50%、したくないが31%というデータが出ています。このデータから言えることは、空き家対策の趣旨が十分理解されていないためか、前向きに捉える方々が思ったより少ないように私は思いました。身近な課題として捉えてもらうためにも、住民への丁寧な説明会は今後欠かせません。ある方は、空き家にして四、五年もたつとリフォームは大変になる。将来を見据えてバンク登録をどうするか等も提案しながら、早期に持ち主と話し合うことが大切と行政に対してスピード感のある相談体制を求めている、そんな意見だったと思います。町長は、このような実態をどう考えておられるか伺います。

2つ目、空き家の種類として著しく景観を損ない、保安上危険であるという、いわゆる特定空き家等があります。実は、私どもの公会堂の物置がそれに該当し、現在撤去手段を検討しているところです。こうした空き家が町内にどのぐらいあるのか、その実態を把握していたら教えていただきたい。

また、振興計画の施策大綱5では地域景観の保全を上げています。これは、空き家対策にも大きなかわりがあります。下郷町景観条例制定の取り組みも始まります。基幹産業の観光にとっての美しい景観の保存と創造を図る上でも大変重要です。この対策計画が実態調査で1年が経過してしまうようなことでなく、具体的な事例が1つでも2つでも報告できるような取り組みを期待したいと思いますが、そのリーダーになっており

ます町長はどう考えておられるか伺います。

2つ目の柱です。新教育長に下郷町の教育行政を問うということです。星教育長さんには行政キャリアからの教育のかじ取りということで、町民は大きな期待を寄せているところです。そこで、4年目を迎えた第5次振興計画の施策大綱16で、家庭や地域との連携を土台とした学力向上の推進について教育長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

まず1つとして、主な施策として確かな学力の定着から教育にかかわる保護者負担の軽減まで、6つの具体策を上げてきたわけですが、政策評価としてしっかり成果となっており、あらわれていると思われる項目と今後力を入れていかなければならない項目、それぞれをお聞かせください。

2つ目、思いやりのある教育と文化の町というタイトルの思いやりのある教育を学力向上と関連させて考えたとき、私は次のように教育活動を捉えています。1つ、子供の持っている能力を引き出してあげる。ちょっと横文字になりますけれども、アンダーアチバーからオーバーアチバーに。もう一つ、学び方を身につけさせ、自分の学びに自信を持たせる。そのためにも地域、家庭との連携を重視した現在のクローバープランを実効性のあるものにしていただきたい。具体的には、指導法研修に予算化を図り、先生方の指導力の向上につなげてほしいということですが、教育長のお考えをお聞かせ願いたい。

3つ目、児童生徒の話になると必ず小学校の統合問題も話題になります。ある町民は、小規模のよさを主張するならもっと少人数教育のよさをアピールできるような教育活動を行政側も考えていかないと理解は得られないと話していました。今後教育の町下郷を掲げていくためにも、町長を交えての総合教育会議の場で、統合問題や小中一貫教育または義務教育学校等について話題にすることは時期尚早ではないと思います。これらの件について教育長の考えをお尋ねします。

3つ目、藤の花をもっと町のシンボルに。6月10日、天皇陛下にとって最後の全国植樹祭が南相馬市を会場に行われました。これを記念に大玉村の県民の森に59市町村の木が植えられたという報道もありました。本町もシラカバの木が観音沼公園に続く街道沿いに植えられ、町のシンボルとして観光客の目を楽しませてくれています。ところが、町の花、藤にあまり関心が向けられていないようです。5月下旬に養鱒公園で藤の花まつりが開催されたようですが、よその町の公園にわざわざ足を運んで、咲き誇る藤の花のすばらしさにびっくりしてくる、何とも寂しい限りです。ぜひ観光施設や公共施設等の一角に藤棚を設け、住民を初め観光客の方々に町の花をPRしてはいかがでしょうか。現在の塔のへつりは、かつて藤見公園としても知られていました。なぜ下郷の花は藤なのか。ソバの花やアザキダイコンでもよかったのではないかな。そう言われても仕方ありません。ともに原点に立って検討してみたいのですが、町長はどう考えておられるか伺います。

以上でございます。よろしくご答弁お願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 2番、玉川邦夫議員のご質問にお答えします。

1つ目の空き家対策計画書からの具体策を問うてございますが、まず本町の空き家対策の具体的取り組みでございますが、下郷町空家等対策計画につきましては空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空き家の対策について総合的かつ計画的に実施していくための基本方針や取り組みを示すための計画として本年3月に策定いたしました。計画には、実態調査や所有者に対するアンケート調査を踏まえ、空き家の状況や空き家対策における課題、またそれらの課題に対する基本的な方針や施策等について町ホームページで公表を行っております。今後の対応といたしましては、計画にもありますように定住促進や雇用創出に向けたストックとして、空き家の利活用等について法定協議会であります下郷町空家等対策協議会での検討を踏まえ、空き家対策の具体的な施策、支援策を実施していく予定であります。その検討結果については、住民への周知を図りながら、要望のあった地区等においては説明会をするなどしてまいりたいと考えております。

また、空き家等に関する一般的な相談については、庁内の関係部署や下郷町空家対策協議会と連携し、または情報を共有することで適切な対応を行っていきたいと考えております。さらに、専門的な相談などについては必要に応じて関係団体と連携して回答、助言を行っていきたいと考えております。

また、議員のご指摘のスピード感ある相談体制については、全ての所有者が空き家になったときのリスクとその備えについて問題意識を持つことが重要であることから、町広報紙や町のホームページなどにおいて定期的な周知、啓発活動を行っていきたいと考えております。

次に、特定空き家等についてでございますが、特定空き家等の実態につきましては平成29年度で実施しました空き家実態調査において330軒の空き家の建物が抽出されました。そのうち外観目視による老朽化度の調査を行い、除去等の対策を検討すべきと思われる、いわゆる特定空き家等候補は45軒となっております。また、景観保全については玉川議員のご指摘のとおり、基盤産業である観光にとって美しい景観の保存と創造を図る上で重要になってくるものと認識しておりますが、特定空き家等の対策計画についても十分に下郷町空家等対策協議会等で協議した上で、特定空き家等に対する措置を決定していくことが必要と考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、3つ目の藤の花をもっと町のシンボルについてでございますが、町の花につきましては昭和54年10月に下郷町合併25周年記念事業の一環として一般公募によって行われ、430人以上の応募の中から審査の結果、藤が選ばれております。塔のへつりの藤見公園が名称となっていることから、観光宣伝のためにと藤の花を応募した方もおり、当時の広報紙には関心の高さが伝わっております。現在では議員ご指摘のとおり、町の藤について毎年新緑のころ、町の中に至るところに藤の花が咲き誇り、まさに町のシンボル、下郷の誇りとして美しい景観を眺めることができます。例えば町の花、藤を町の資源観光素材として考えた場合、藤を生かした町づくりやイベントなどが考えられます。藤棚

の設置も話題づくりとして一定の効果があるように思われます。先日開催されました全国植樹祭を記念した中で福島民報社及び福島民友社から藤の苗木の寄贈を受け、役場前に植栽しているところであります。振興計画でも地域景観の保全の主な施策に上げており、観光資源の磨き上げと新たな素材の創出、美しい景観の保存と創造、さらには地域の活性化につなげる特色のある豊かな景観の整備などが位置づけられておりますので、藤の花に対する愛情や誇りを醸成する取り組みを検討すべきと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 次に、教育長、星敏恵君。

○教育長（星敏恵君） 私から2番、玉川議員からの2点目の新教育長に下郷町の教育行政を問うについて答弁させていただきます。

1点目として、第5次振興計画の施策大綱の中で、家庭や地域との連携を土台とした学力向上の推進の中の6つの項目、1つ目は確かな学力の定着、2つ目が豊かな心の育成、3つ目が健やかな体の育成、4つ目が豊かな教育環境の形成、5つ目が学校教育施設の整備の充実、6つ目が教育にかかる保護者負担の軽減の具体策の中で、政策評価としてしっかりと成果があらわれていると思われる項目と今後力を入れなければならない項目についてのご質問でございますが、成果があらわれていると思われる項目につきましては、これまでの教育長さんを初め、教育委員の方々、学校、教育行政に携わってきた方々に6項目の教育施策において、一つ一つの各種事業推進においてのご努力において成果を上げていただいていると認識しております。今後力を入れなければならない項目につきましては、私がこれまでの事業を継承しながら、より充実した教育行政に取り組んでいけるように努力してまいりたいと思っております。

特に1つ目の確かな学力の定着では、保育所と小中学校連携による学力向上を目的としている四つ葉のクローバープラン推進事業につきましては、平成17年度より実施されてきて、今年で14年目となりました。引き続き保育所、小中学校の先生方の連携によりまして情報を共有しながら、子供たちの持てる力を発揮できる環境づくりに取り組んでまいります。子供たちには無限の可能性があります。子供たちがこれからのグローバル時代を生き抜くためには、また社会で活躍していくためには、学校と家庭との連携をとりながら子供たちの自己肯定感を高め、あらゆる物事に積極的にかかわろうとする姿勢を育んでいきたいと思っております。また、クローバープランを母体とした県からの補助事業として指導力の向上、子供たちの確かな学力を身につけさせることを目的とした学びのスタンダード推進事業を昨年からは実施し、教員同士の学び合いや互見授業等に取り組む、資質の向上を図っているところでございます。

4つ目の豊かな教育環境の形成につきましては、平成30年度においてはICT情報通信技術を活用して小中学校に電子黒板を導入し、各教科における応用力や思考力の向上を図ってまいりたいと思っております。これらの取り組みにより、下郷の子供たちが下郷で育ってよかったと思える、そしてふるさと下郷に自信と誇りを持った人材育成に家庭や地域、学校と連携をとりながら取り組んでいきたいと思っております。

次に、子供の持てる能力を引き出してあげるために学び方を身につけさせ、自分の学

びに自信を持たせ、四つ葉のクローバープランを実効性のあるものにするため、先生方の指導法研究費用を予算化し、指導力の向上につなげてほしいとの質問でございますが、ご承知のとおり今年度からは道德教育が特別の教科となり、学習指導要領の改訂が小学校では平成32年度から全面実施、中学校では平成33年度から全面実施となります。本年度からは移行期間となりますが、また平成32年度からは小学校の英語教育の教科化になり、これらを踏まえ、学校現場での必要とされる知識や資質の向上を図っていかなければならないと思っております。これらの状況下で、より実効性を高めるために研修費用等が必要になってくると思われます。先生方の指導法研修費用等につきましては、クローバープランの推進委員会と協力しながら今後検討してまいりたいと思います。

次に、教育の町下郷を掲げていくためにも、町長を交えての総合会議の場で統合問題や小中一貫教育、義務教育学校等の話題についてのご質問でございますが、先ほど6番、小椋議員にお答えしたとおり、小学校統合等につきましては将来に向けた下郷の子供たちがよりよい環境で学習できるかを総合的な観点から分析を行い、教育環境のあり方について慎重に検討していきたいと思っております。検討を進める中で総合教育会議において下郷の地域に合った教育のあり方について小中一貫教育や義務教育学校等について当然話題に上がってくるかと思っておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

以上、私のほうから教育行政についてご説明申し上げました。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問はありませんか。

2番、玉川邦夫君。

○2番（玉川邦夫君） 再質問をさせていただきます。ありがとうございました。

空き家の特定空き家等という大変空き家では厳しい、もう崩壊の部分まで含むのだと思いますけれども、町では45軒というお話だったですか。私もちょっと調べて、うちは150戸ほどの塩生にはあるのですけれども、役員の方とちょっと調べましたら15戸が空き家なのです。ちょうど町の12%に近い10%が塩生地区も空き家。その中で5軒はもう入れないというか、どういう状態になっているのだろうと。のぞくのもちょっと怖いぐらいの、そういう。さらに、6軒はリフォームすれば何とか、これは10年ぐらいもう空き家になっている。そして、5戸が近年空き家になった。これからこのケースは増えていくのだと思いますけれども。それぞれの地区でそういう実態を当然把握していなければならない。私も区長という職務についているわけで、高齢化も含めてこの課題は私も避けて通れない。この中でやっぱり窓口は役場になるわけですが、近隣の住民の声、それから空き家所有者の声、ひょっとすると声を出したいけれども、出さないでいる、空き家所有者。それから、空き家を活用したいという業者、この辺はちょっとなかなか見えないわけです。こういった情報を常にアンテナ高くして持っていなければならない。そのための行政との連携という、一地域、集落の区長、駐在の立場にある人たちとの連携をどうするか、その辺ちょっと教えていただきたいのと、どういうふうに考えているかちょっと教えていただきたい。

次に、教育長さんのご回答の中で、6つの施策、私も申し上げました。その中で十分

施策として形として見えているなというのはまさにあります。やっぱり最後は下郷で学んでよかった、下郷の学校に子供を学ばせようというのは学力なのです。もっとここで学力を語っていききたいなと。意外と保護者、地域の方も学力について、学力っていろいろあると思うのですけれども、学力について語ることが少ない。それは、学校にお任せという、地域あるいは保護者の関心度の薄さもあるかもしれませんし、いずれにしてもここに前の教育長にもお話しいただきましたけれども、学力は決して高くないのです、むしろ低いと言ったほうがいい。そういう実態をやっぱり行政でももう少し考えないといけないな。それがクローバープランなのかというと、我々も授業を見ていませんので、この授業で学力つかないのかという考え方とこれでは厳しいよな、もっとこうしなければならぬ、行政がもっとバックアップできるのはどういうことなのだろうなという、そういう一歩行政も入り込んだ考えを我々もちょっと討論していかなければならないな、そんなふうに思います。

そこで、私は前にもお話ししたのですけれども、確かな学力の定着、1番目です、53番目の政策になるのですけれども。読書をとにかく、読書量の子供たちに上げてほしい。これは、もう本当に学校に行ってお願ひしたいくらいです。なかなか実態難しいかもしれませんが読書量が少ない。ですから、問題あっても、いろんな思考の段階になっても、やっぱり自分の考えとして述べられなかったり、文章を読み取れなかったりと、そういうところに学力向上のつまずきが出ているのかな。それは、身近なものとして読書。最近ブームになっているのがニューズペーパー・イン・エデュケーション、N I E、新聞、これは子供新聞も出ていますけれども、新聞を学校に置いておくだけではなくて、先生方が1日1回、朝の会でもいい、社会の時間でもいいからぼっと取り上げる。社会に目を向ける教育、こんなことあったのだという、それだけでもいいので、そういった社会に目を向ける子供を育ててほしい。これも何度かしゃべってきたつもりなのですけれども。やはり具体的なところを学校さんをお願いしたい。私たちが施策として掲げることも大事なのではないかなと思っていますところ。その辺教育長さんのお考え、ちょっと聞きたいなと思います。

それから、アンダーアチーバー、オーバーアチーバー、これ横文字で私も教えるような知識はないのですけれども、子供たち、これ学校では把握しているのです。学力検査というか、学力調査、文部省の学力調査があります。この子は、知能標準値も大体把握して、それからするとこのぐらいの期待値が持てるという、学力の期待値が持てるということのデータは出ているのです。ぜひそれをどのぐらい達成しているかちょっと知りたいのです。A子という子は、50という知能偏差値があるとします。学力は60の偏差値が出たと。これは、もうすごい伸びです。能力以上と言うと子供に失礼でしょうけれども、すごい頑張っている証拠であると。それが客観的数値に出てくるのです。逆もあるのです。60という標準値の偏差値を持っていて、50ぐらいで低迷している。これは、子供の頑張りが足りない。あとは、先生方なんかはよく知っていることで、我々の指導がどうだったかという、そういうふうに自分自身に問い詰める、突き詰める指導者というのは、そういうところまで学校の先生なんかはしているわけだと思うのですけれども。

そういった伸びる子がどのくらい低迷しているのか、これがアンダーアチーバー。この辺はデータで出ているのです。学級に15人の学級がいたら3人はそういう子供がいる、いや、半分ぐらいそうだとか、指導法によっては8割ぐらいアンダーアチーバーになっているとか、そんなこともないわけではないので、ぜひこの数値を大事にしてちょっと実態を見てみたいなというふうに私は思っております。何かのときにまたそういう話題を教育委員会あるいは総合教育会議で話題にすると、データを持っているというふうに思います。

家庭環境、学力向上はやっぱり家庭環境施策を考えなければならない。地域、家庭、学校の連携というのを今回答にありました、全くそのとおりかなというふうに思っています。学力向上のために家庭環境。あとは、細かくは友人関係では先生方の指導力も問われるのだと思いますけれども、この辺を大事にしていきたい。

それから、統合問題、先ほども出て私ももうここでしゃべらなくてもいいかななんて思ったのですが、1点だけ、小学校は各地のコミュニティセンターであると町長がお答えになった、そのとおりなのだなというふうに思います。基本的には、小学校でなくしたくないなという気持ちはあります。しかし、大変大きな課題に今ぶつかっている、複式学級という。これは非常に大変、先生方も大変です、子供にとってもそういう環境でできれば学ばせたくない。統合問題がそこに出てくるのですが、十分これは地域の声を聞いたりしなければならぬ。かつて15年前に、15年になりますか、大内地区の分校の廃校は大きな話題になりました。でも、納得していただいて江川小に統合されたわけですが、地域の方の小学校の思いというのは強いのだなというふうに思います。それを大事にしながら、やっぱり説得力のある、こういう学校にしようという、そういう施策が出されないとなかなか難しい、動かないような気がいたします。ですから、今時期尚早ではないというお話ししましたが、今小中一貫校をやっています。なかなか困難であるというところがあります。檜枝岐もやっています。あと、去年、おとししか法改正があって、義務教育学校という耳なれない、これは9年間の枠は全部売っ払う、1つの学校に中学生まで入れて、1年から4年まで、5年から中学1年までの枠…

○議長（佐藤盛雄君） 間もなく正午となりますが、このまま会議を続行したいと思います。ご協力をお願いいたします。

○2番（玉川邦夫君） そういった義務教育学校等、補助も出るように聞いています、郡山のほうでスタートしました。ぜひそんなのも話題にさせていただいて、行く行くは統合というスタイルが出てくると思うのですけれども、住民と十分に提示しながら進めていくことが大事かなというふうに思っています。教育長さんのお考えをちょっとお伺いします。

最後に、藤の花、町の花っていろいろあると思うのですけれども、うちらは藤の花とみんなで知っているわけですが、合併25周年を記念して公募された、大変いいなと思います、私は。旗も藤の色の町旗です。紫、私も好きです。花言葉が優しいという。ぜひこれをいろんなところで町のシンボルだということを見せていきたいな。町長さ

んの回答にはいっぱいアイデアがあるようなのです。ぜひそれを形にしていきたいなというふうに思います。この間藤まつりをやってくれた養鱒公園へ行ってきました。藤棚が前は2つあったと。十何年前からもうほとんどないと。ほとんどないというか、もう藤の祭りにしては藤を見ながらという目は多分なかったのだと。藤を見るには、いろんな山合いに行くと絡まっていっぱい見えるから、それきれいだなと、そういうのがいいのではないかいなんていう冗談も入れながらしゃべってきましたけれども、ぜひシンボルとしての、なぜシンボルにしたのか、そんな原点に返りながら一緒に考えていければなというふうに思っています。これは、答弁いただかなくても結構です。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 2番、玉川議員の再質問にお答えしたいと思います。

行政との連携、アンテナ高くして、行政と地区とどのような連携をすればいいのかと。特定空き家対策についてどのようなものをすればいいですか。あと、特定空き家以外の利用、リフォームの関係等の再質問であったかと思いますが。まず、協議会ができたということは大変私はうれしく思っているのです、空き家対策の協議会。それで、実態調査をしたと。そして、ようやく戸数もわかってきて、これからさて、どのように対応したらいいかということです、この調査の結果を踏まえ、これから増えていくかもしれないけれども、踏まえて対応していくということについては、やはり役場と行政区と連携しながら事業を進めていくということが一番大切ではないかと私は思っています。ただし、全然所有者がわからない、そしてどのようにすればいいのかという家屋も見受けられます。一つの例として私、倉村の先の芋岡に直売所があったのですが、あれが何年も放置してあったのです。それで、あれを何とか片づけてくれないかということのを再三私4年間のうちで言ってきて、ようやく昨年やっていただきました。それは、建てた人がわかったからなのです。そういう建物もございました。下郷町に入るところというところになると、もう一軒あるのです、大きな建物。それが所有者がいないと。ぜひとも観光の人から下郷町は観光なのでしょうと。それならばちゃんとあれをやらなければ、整理しなければならないでしょうという手紙もいただいた。ですから、何とかそういう特定空き家と、それ以外の特定空き家以外の何もわからない空き家、そういうものもございますので、そういうところからまずやっていかなければならないのかな。そのために協議会が設置できたということは大変うれしく思っていますし、協議会の立場で、そして決定していただければ、もう少し前進できるのではないかと。土地所有者との話し合いもできるのでないかと、こう思っております。そんなところで行政との連携もちゃんとし、活用したい業者がいれば、そのような会社も訪問することもできます。そのためには行政として職員の配置をして、それに携わる人が専門にいなければなかなかこの問題は解決しないと思っていますので、そのように私は考えて進めていきたいと思っています。教育のことは、教育長が答弁します。

それから、藤の花の関係でございますが、町の花は藤でございます。私は、町長車に

乗ってよく若松へ乗せていってもらいますけれども、藤の花が物すごいのです、大川ライン。皆さんは、自分で運転していると、いや、この藤の花ってすごいです、下郷町に咲いている自然の藤の花。だから、それを多分その当時、町は藤の花がいいのではないかとということで公募した結果、決まったと思いますが、ぜひその考え方もありますので、棚の設置も今後視野に入れながら、町の花として役場内あたりの棚をつくることもそれは可能でありますので、せっかく植樹祭のために民報社と民友社からいただきましたから、それをよく育てながらやっていきたいと、こう思っております。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 次に、教育長、星敏恵君。

○教育長（星敏恵君） それでは、玉川議員の再質問にお答えさせていただきます。

学力向上、これについてはいつの時代も一つの課題ということであるのかなと思いますが、その中で学力向上の中で読書ということがございましたが、全て読解力というものが大切になってくるのかなと思います。その中で入試、先ほど申し上げましたが、与えられた時間の中でなかなか理解できない部分が多いということで、それは今国語ばかりでなくて、算数、数学についてもそうなのですが、どうしても読解力がないために最後まで解けない部分もあるというふうな形もございます。そういった中で一つは読解力を高めるために家読、うちでの読書の、家庭での本を広げる習慣づくりということで、秋口にはそういった講演会もたまたま一緒に家読の推進ということで、これは家庭と学校が一体となった形でやっていかなければ難しいのかなと思いますが、その習慣づけというのは確かに時間はかかりますが、それは家族とのコミュニティの部分も含まれながら、そういったものを推進していければというふうに思います。その中にも新聞を読むということで、これについては幾つかの学校でもやっておりますが、そういったものも含めて活字になれるということで、そういった習慣づけをしていただければというふうに思います。そういったところからアンダーアチーバーの部分、持てる力を発揮できる部分が含まれてくるのかなというふうに思います。

あとそれと、統合の部分でございますが、統合の部分で先ほど申し上げましたように小中一貫も含め義務教育学校、これにつきましては平成28年度、こういった法改正がございまして、義務教育学校等も6・3・3ではなくて、6・3ですか、4・3・2というような、自由な多様な区切りの中でできるということで、そういった学校もあらわれてきております。そういった一貫教育、義務教育学校が今後いろんな形で検証されて、よい部分等を評価が今後出てくるのかなというふうに思われます。

あと、行政が入り込んだということで、これ総合教育会議の中でいろんな分野の中で会議を7月の下旬に予定はしているのですが、今回の統合、皆さんから出されたものも含めまして総合会議の中でお話ししていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤盛雄君） 再々質問はありませんか。

○2番（玉川邦夫君） ありません。ありがとうございました。

○議長（佐藤盛雄君） これで2番、玉川邦夫君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開本会議の議案審議の日程は明日6月15日であります。

議事日程を配ります。

(資料配付)

○議長（佐藤盛雄君） お知らせいたします。

昨日福島県の知事選挙の日程が決まりまして、10月28日、投票日と決定されました。毎年実施しております町議会の中央陳情並びに在京下郷会、この辺の日程調整について検討しなければなりませんので、明日本会議終了後に全員協議会を開きまして、この件につきまして皆様の検討をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。（午後 0時13分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年6月14日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

平成30年第2回下郷町議会定例会会議録第4号

招 集 年 月 日	平成３０年６月８日				
本会議の会期	平成３０年６月８日から６月１５日までの８日間				
招 集 の 場 所	下郷町役場議場				
本 日 の 会 議	開議	平成３０年６月１５日　午前１０時００分			議長 佐 藤 盛 雄
	閉会	平成３０年６月１５日　午後　１時５４分			議長 佐 藤 盛 雄
応 招 議 員	１番	星	輝 夫	２番	玉 川 邦 夫
	３番	室 井 亜 男		４番	星 政 征
	５番	湯 田 純 朗		６番	小 椋 淑 孝
	７番	佐 藤 勤		８番	猪 股 謙 喜
	９番	湯 田 健 二		１０番	山名田 久美子
	１１番	小 玉 智 和		１２番	佐 藤 盛 雄
不 応 招 議 員	なし				
出 席 議 員	１番	星	輝 夫	２番	玉 川 邦 夫
	３番	室 井 亜 男		４番	星 政 征
	５番	湯 田 純 朗		６番	小 椋 淑 孝
	７番	佐 藤 勤		８番	猪 股 謙 喜
	９番	湯 田 健 二		１０番	山名田 久美子
	１１番	小 玉 智 和		１２番	佐 藤 盛 雄
欠 席 議 員	なし				
会議録署名議員	１番	星	輝 夫	２番 玉 川 邦 夫	
地方自治法第 １２１条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	町 長	星	學	副 町 長	玉 川 一 郎
	参事兼総務課長	室 井	哲	税務課長兼会計管理者	星 健 一
	町 民 課 長	渡 部	善 一	参事兼健康福祉課長	星 修 二
	産 業 課 長	玉 川	武 之	建 設 課 長	渡 部 芳 夫
	教育委員会教育長	星	敏 恵	教 育 次 長	只 浦 孝 行
	農業委員会事務局長	渡 部	浩 市		
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	事 務 局 長	渡 部	清 一	書 記	室 井 徳 人
	書 記	芳 賀	和 也		
議 事 日 程	別紙のとおり				
会議に付した事件名	別紙のとおり				
会 議 の 経 過	別紙のとおり				

平成30年第2回下郷町議会定例会議事日程（第4号）

期日：平成30年6月15日（金）午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | 報告第 2 号 | 平成29年度下郷町一般会計の繰越明許費について |
| 日程第 2 | 報告第 3 号 | 平成29年度下郷町簡易水道事業特別会計の繰越明許費について |
| 日程第 3 | 議案第33号 | 専決処分につき承認を求めることについて
(専決第3号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定について) |
| 日程第 4 | 議案第34号 | 専決処分につき承認を求めることについて
(専決第4号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について) |
| 日程第 5 | 議案第35号 | 専決処分につき承認を求めることについて
(専決第5号 平成29年度下郷町一般会計補正予算（第8号）) |
| 日程第 6 | 議案第36号 | 専決処分につき承認を求めることについて
(専決第6号 平成29年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）) |
| 日程第 7 | 議案第37号 | 副町長の選任について |
| 日程第 8 | 議案第38号 | 監査委員の選任について |
| 日程第 9 | 議案第39号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第10 | 議案第40号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第11 | 議案第41号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第12 | 議案第42号 | 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第13 | 議案第43号 | 下郷町公営住宅（1―1号棟）建設工事請負契約について |
| 日程第14 | 議案第44号 | 平成30年度下郷町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第15 | 議案第45号 | 平成30年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |

散 会
閉 会

(会議の経過)

○議長（佐藤盛雄君） おはようございます。

開会に先立ちましてご連絡申し上げます。本日の会議が散会后、議員全員協議会を開き、町議会中央要望の日程変更について協議をする予定でしたが、在京下郷会の会場となるホテルラングウッドのキャンセル及び日程変更が難しいということでございまして、当初の予定どおり実施する見込みになりましたので、議会全員協議会は開きませんので、お知らせ申し上げます。

次に、議会事務局長より発言を求められておりますので、これを許可します。

議会事務局長、渡部清一君。

○議会事務局長（渡部清一君） おはようございます。

第69回南会津地方町村議会議員大会の今年の要望案のうち、第三セクター、会津鉄道、野岩鉄道並びに生活バス路線への支援措置についてをさきの議会全員協議会で協議しましたとおり、電化について加えることとし、作成しましたので、お配りいたしました。

なお、赤字の部分が今回追加した部分です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

お知らせします。議案第42号に係る資料の提出がありましたので、お手元に配付をしております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 報告第2号 平成29年度下郷町一般会計の繰越明許費について

○議長（佐藤盛雄君） 日程第1、報告第2号 平成29年度下郷町一般会計の繰越明許費についての件を議題とします。

職員に報告第2号を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君） 本件について説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） おはようございます。ご説明を申し上げます。

1 ページをごらんいただきたいと思います。報告第2号 平成29年度下郷町一般会計の繰越明許費についてであります。本年第1回定例会におきましてご議決をいただきました繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告するものでございます。

2 ページをお開きください。初めに、土木費、道路橋梁費、道路新設改良事業、町道沼尾1号線でございますが、こちらは同町道の改良事業に係る測量設計委託料2,916万円を平成30年度に繰り越したものであり、その財源内訳、その他の2,916万円、これは諸収入として東北電力に全額ご負担いただくものであります。

次に、土木費、住宅費、公営住宅建替事業、姫川団地でございますが、こちらは1の2号棟建設工事に係る工事監理業務委託料及び工事請負費、合わせまして6,024万3,000円から前金払いを除いた3,162万3,000円を平成30年度に繰り越したものであり、その財源内訳につきましては国庫支出金として社会資本整備総合交付金982万4,000円、一般財源2,179万9,000円を計上いたしております。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君）　土木費の東北電力の負担分なのですが、これはもう既に入金されているのかどうか、収入となっているのかどうかお尋ねいたします。

○議長（佐藤盛雄君）　答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君）　東北電力の負担金でございますが、これは委託監理業務の完了をもって東北電力に請求する内容になっております。でありますので、今現在は受け入れておりません。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君）　ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第2号　平成29年度下郷町一般会計の繰越明許費についての件を終わります。

日程第2　報告第3号　平成29年度下郷町簡易水道事業特別会計の繰越明許費について

○議長（佐藤盛雄君）　日程第2、報告第3号　平成29年度下郷町簡易水道事業特別会計の繰越明許費についての件を議題といたします。

職員に報告第3号を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君）　本件について説明を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君）　3ページをお願いします。報告第3号　平成29年度下郷町簡易水道事業特別会計の繰越明許費についてであります。報告第2号と同じく、本年第1回定例会におきまして議決をいただきました繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告いたします。

4ページをお願いします。簡易水道費、水道管布設替事業（桧原地区）でございます。

が、桧原地内の県道改良事業に伴う水道管の布設がえにつきまして、工事請負費896万4,000円を平成30年度に繰り越したものであり、その財源内訳につきましては県支出金として県委託金479万3,000円、一般財源417万1,000円を計上しております。

以上、ご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第3号　平成29年度下郷町簡易水道事業特別会計の繰越明許費についての件を終わります。

日程第3　議案第33号　専決処分につき承認を求めることについて

（専決第3号　下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定について）

○議長（佐藤盛雄君）　日程第3、議案第33号　専決処分につき承認を求めることについて（専決第3号　下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定について）の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君）　本件について議案の説明を求めます。

税務課長、星健一君。

○税務課長兼会計管理者（星健一君）　おはようございます。それでは、議案書第5ページをお開き願います。議案第33号　専決処分につき承認を求めることについて（専決第3号　下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定について）をご説明いたします。

この条例は、地方税法の一部を改正する法律が平成30年3月31日、法律第3号で公布されたことに伴いまして、下郷町税条例につきましても所要の改正が必要でありますことから、条例等の一部を改正をお願いするものでございます。

まず、1点目といたしまして、所得税法の改正に伴い、給与所得控除額等が10万円引き下げられたことにより、町民税非課税基準額を見直すことでございます。

2点目といたしまして、固定資産税の課税標準の特例割合につきまして、我が町特例の条項を追加、整備するものでございます。

3点目といたしまして、地方の貴重な財源となっておりますたばこ税の税率を段階的に引き上げることなどでございます。

また、この条例は平成30年3月31日公布、平成30年4月1日から施行することとなりますが、改正附則により各条項の施行日が異なりますので、平成30年4月1日施行日以外の施行期日についてもあわせてご説明いたします。

なお、法令及び条例改正に伴う条項や文言の整理につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、改正内容につきまして新旧対照表に沿ってご説明いたします。新旧対照表のまず1ページをごらんいただきます。第1条によります改正内容でございますが、第24条は個人の町民税の非課税の範囲についての定めでございますが、第1項第2号では障害者、未成年者、寡婦についての非課税基準額を合計所得金額が125万円と定めております。国では、働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけではなく、さまざまな形で働く人を広く応援する観点から、個人所得税において給与所得控除額及び公的年金控除額をそれぞれ10万円を引き下げ、その分を基礎控除に振りかえる改正がなされたところでございます。改正前は、給与収入では204万4,000円未満、65歳未満の方の場合、公的年金の収入では216万6,000円以下であれば所得金額は125万円以下となり、当該所得者が障害者であれば町民税は非課税の適用を受けられておりました。しかし、改正後では給与所得控除等が10万円引き下げられたことにより、同じ年収であった場合、現行の非課税基準額を上回ることから、非課税基準額を135万円に引き上げるものでございます。

なお、施行期日は平成30年4月1日となります。

次に、2ページ上段の第2項中、控除対象配偶者を同一生計配偶者に改めるものでございますが、従前は納税義務者の所得に関係なく、配偶者の所得が38万円以下であれば配偶者控除が受けられましたが、納税義務者の所得が1,000万円を超える場合には適用しないこととされたことにより、配偶者の定義が改められたものでございます。

なお、施行期日は平成31年1月1日となります。

同じく第2項におきましては、前年の合計所得が一定の額以下である場合は、町民税均等割が非課税と規定しておりますが、これも給与所得控除額等が引き下げられたことにより均等割非課税の所得金額判定の際、10万円を加算する改正でございます。

続きまして、2ページの下段から3ページになりますが、第34条の2、所得控除、第34条の6、調整控除についての定めでございますが、基礎控除及び調整控除の適用に所得要件を設け、段階的に低減、消失する仕組みが創設されたことによる所要の改正でございます。従前の基礎控除は、所得の多寡にかかわらず適用されておりましたが、所得額2,400万円から段階的に縮小し、所得額2,500万円を超えた納税義務者には適用されない仕組みとなります。同項中、所得割の納税義務者を前年の合計所得額が2,500万円以下である所得割の納税義務者に改めるものでございます。

34条の6の調整控除とは、平成19年度に国から地方に税源移譲した際、所得税と住民税では所得控除額に差があるため、当該差額分を解消するための調整が講じられております。これにつきましても前年合計所得金額が2,500万円を超える納税義務者には適用しないこととなるものでございます。

なお、施行期日は平成33年1月1日となります。

続きまして、6ページをお開きください。第48条は、法人の町民税の申告納付でございますが、法人町民税において外国子会社合算特別税制等に係る税額控除の創設と大法入において電子申告が義務化されたことによる所要の改正を行うものでございます。

第2項と第3項を新たに追加しておりますが、第2項では外国子会社合算税法の適用を受ける場合は、外国子会社が国外で納付した法人税相当額を税額控除する規定、第3項では新たな税額控除の創設に伴い、税額控除の順序に係る規定を追加するものでございます。

続きまして、8ページの中段でございますが、第10項、第11項、第12項が追加されておりますが、第10項は資本金1億円を超える大法人の法人税等の申告について電子申告が義務化されたことに伴い、地方税につきましても地方税共同機構を経由しての電子申告が義務化されたもので、第11項では電子申告された場合は町が定める申告様式により申告されるものとみなし、第12項では申告された時期は提出のあった日ではなく、地方税共同機構が所有する電子機器ファイルに申告情報が記録された時点で電子申告の到達があったものとする規定でございます。

なお、施行期日は平成32年4月1日となります。

続きまして、9ページから10ページになります。第52条は、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金についての定めでございますが、申告期限の延長の特例を受けていた法人町民税について、申告後に減額更正がなされ、その後さらに増額更正等があった場合には、延滞金を計算する際、増額更正等により増えた納付すべき税額のうち、延長後の申告期限前に納付されていた部分につきましては、その期間を控除して計算するものでございます。また、この規定につきましては修正申告や不足税額の納付手続についても準用するとともに、連結法人についても同様の規定を追加するものでございます。

続いて、11ページになります。第92条は、製造たばこの区分で、近年販売量が急増しております加熱式たばこの区分を創設するため、新たに製造たばこの条項を追加するものでございます。製造たばこを喫煙用とかみ用、そしてかぎ用に分類し、喫煙用の製造たばこをさらに紙巻きたばこから加熱式たばこまで5つの区分に分類しております。

なお、施行期日は平成30年10月1日となります。

続いて、12ページをお開きください。93条の2は、製造たばことみなす場合の規定でございますが、加熱式たばこの喫煙用具を使って加熱により蒸気となる物品等は製造たばことみなし、製造たばこの区分は加熱式たばこと定める条項を新たに追加するものでございます。

なお、施行期日については平成30年10月1日となります。

第94条は、たばこ税の課税標準の定めでございますが、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、重量と価格を紙巻きたばこに換算する方法とするものでございます。改正前の加熱式たばこは、パイプたばこに分類され、製品重量1グラムを紙巻きたばこ1本に換算しておりましたが、加熱式たばこは重量が軽いため、紙巻きたばこと比べて税負担が低く抑えられておりましたので、課税の公平性の観点から換算方式を改めるものでございます。

改正後の換算方法ですが、従来の換算方法により算出した本数に0.8を乗じた本数と重量に基づく換算方式、そして小売価格に基づく換算方式により算出した本数にそれぞれ

0.2を乗じて求めた本数を合算して紙巻きたばこ1本とすることとしております。

なお、この換算方式は本年10月1日から適用しますが、段階的に従来の方式の割合を縮小させ、5年目で新方式に完全に適用することとしております。

なお、施行期日は平成30年10月1日となります。

続きまして、14ページ、お開きください。下段の第95条では、たばこ税の税率を1,000本につき5,262円から5,692円に引き上げるものでございます。

なお、施行期日は平成30年10月1日となります。

続いて、15ページになります。第96条及び第98条につきましては、製造たばこの区分の条項が新たに追加されたことによる条項内の規定の整備でございます。

なお、施行期日は平成30年10月1日となります。

続いて、17ページになります。附則第5条は、第24条で説明しました個人の町民税の所得割の非課税の範囲についての定めてございますが、前年の合計所得金額が、一定の額以下である場合は、町民税所得割が非課税と規定されておりますが、給与所得控除額等が引き下げられたことにより、非課税の所得判定の際において基礎控除等に10万円を加算する改正でございます。

なお、施行期日は平成33年1月1日となります。

次に、新旧対照表の17ページから19ページになりますが、附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合でございますが、これは固定資産税の償却資産に係る特例に関するもので、いわゆる我が町特例と言われているものでございます。改正前においては、13種の課税客体から改正後は27種の課税客体に拡大改正されたものであります。

なお、施行期日については平成30年5月23日に法律第25号として公布され、平成30年6月6日に施行となりました。それ以外の26項目については、平成30年4月1日の施行となります。

続きまして、19ページをお開きいただきたいと思います。19ページの下段から23ページにわたりますが、附則第10条の3は新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に関する規定で、第1項から第2項まで規定しておりますが、固定資産税額の減額措置を受けられる家屋について、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂を追加し、翌年度から2年度分の固定資産税に限り3分の1を軽減するものでございます。

次に、23ページをお開きください。23ページの下段になりますが、第11条の2は土地の価格の特例でございますが、固定資産の価格は原則基準年度の価格が据え置かれ、3年間は変動しない制度がとられておりますが、価格が下落傾向にある場合には第2年度または第3年度であっても価格を修正できる特例措置を平成32年度まで引き続き継続するもので、第2項では第2年度において価格を修正し、第3年度は修正しない場合の第3年度の価格は基準年度の価格ではなく、時点修正した第2年度の価格とする措置についても同様に継続するものでございます。

次に、24ページから25ページに入ります。附則第12条は、宅地等に対して課する固定

資産税の特例の定めでございますが、固定資産評価額と実施の課税価格に乖離がある場合にこれを是正する際は、一気に引き上げるのではなく、緩やかに実勢価格に近づける負担調整措置を平成27年度から平成29年度を平成30年度から32年度まで改正し、引き続き継続するものでございます。

次に、25ページ下段になります。附則第13条は、農地に対して課する固定資産税の特例、26ページの附則第15条は特別土地保有税の課税の特例でございますが、これらにつきましても附則第12条の宅地等と同様に引き続き負担調整措置を講じるものでございます。

次に、27ページ中段においては、第2条による改正内容でございます。前段でご説明しました改正規定の中で、町たばこ税に係る条項を改めるものでございますが、第94条において規定した加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、従来8割の換算方法を6割に減少させ、新方式の割合を4割に高め、これを合算した本数を紙巻きたばこ1本とするものでございます。

なお、施行期日は第94条第3項のたばこ税に関する部分は平成31年10月1日、その他については平成31年4月1日になります。

次に、28ページの第3条による改正内容でございます。第2条で改正しました加熱式たばこの紙巻きたばこに対する換算方法について、さらに従来の換算方法を減少させ、新方式の割合を定めるもので、第95条ではたばこ税の税率を1,000本につき5,692円から6,122円に切り上げるものでございます。

なお、施行期日は平成32年10月1日となります。

次に、29ページの第4条による改正内容でございますが、第3条で同じく換算方法を改め、30ページ、第95条にあるようにたばこ税の税率を1,000本につき6,122円から6,552円に引き上げるものでございます。

なお、施行期日は平成33年10月1日となります。

次に、30ページの第5条による改正でございますが、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法については、新方式に完全に移行するものでございます。

なお、施行期日は平成34年10月1日となります。

続きまして、32ページの第6条による改正内容でございますが、附則第5条の改正で平成27年6月の第2回定例会において、下郷町税条例等の一部改正で講じた3級品の紙巻きたばこに係る経過措置の期間の終期を平成31年9月30日まで延長する改正でございます。

なお、施行期日は平成30年10月1日になります。

以上、大変長い説明になってしまいましたが、これで説明を終了いたします。どうぞよろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（佐藤盛雄君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君）　説明の中で我が町特例法という言い方がございましたが、これは言い方ですと想像するに各自治体が独自に条例化して、税とか係数等を策定すると思うの

ですが、そういう考えでよろしいのかどうかお尋ねいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

税務課長、星健一君。

○税務課長兼会計管理者（星健一君） 今おっしゃられたとおりでございます。我が町特例とは、平成24年度以降の税制改正により、地方税の特別措置について国が一律に定めていた内容を地方自治体が地域の実情に対応した政策を展開できるようにするため、自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み、これは地域決定型地方税制特別措置と申しまして、通称、我が町特例と申すものでございます。

○議長（佐藤盛雄君） 8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） ご説明ありがとうございました。そうしますと、各自治体で条例化するということですが、この税率、係数等の各自治体間の差異等はあるのでしょうか。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

税務課長、星健一君。

○税務課長兼会計管理者（星健一君） 今現在において本町では、この特例は課税する客体はございません。他町村との関連でございますが、南会津郡内の制定規定を確認しましたが、いずれも国が定める算出基準としておるようでございます。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 今説明あった中で、たばこ消費税として町でも税金いただいているわけですが、今はやりの加熱式たばこ、これに関しての需要というのですか、町内の売り上げですか、どのくらいあるのですか。もしわかったら教えてください。

それから、特別土地保有関係ですけれども、これどのぐらいの面積、何件あるのか、もしわかれば教えてください。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

税務課長、星健一君。

○税務課長兼会計管理者（星健一君） 5番議員のご質問でございますが、加熱式たばこの現在の喫煙数量でございますが、今現在下郷町に上がっております、全国どこでも一緒なのでございますが、たばこの申請交付額の申請、国から来る分でございますが、これは今紙巻きたばことした一括の中で入っております、これから名称の条例が制定されますので、制定された以降としまして加熱式たばこの項目が、交付税が入ってくる予定になっております。現在は、紙巻きたばこ一括で入っております。次の……済みません、お待ちください。ちょっと5番議員、大変申しわけございません。資料が不足しております、今ちょっとお答えできません。改めてよろしいでしょうか。

○議長（佐藤盛雄君） 5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） ありがとうございます。後で議会終了後でも構いませんので、わかったら教えてください。

以上です。

○税務課長兼会計管理者（星健一君） はい、わかりました。申しわけありません。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

7番、佐藤勤君。

○7番（佐藤勤君） 町民税の増減につきまして個人と法人に分かれておりますけれども、これは我が町民と下郷町の法人税についてはどのくらいの差が出てくるのか、これちょっと概算でよろしいのですけれども、お知らせ願いたいと思います。

それからあと、新旧対照表の19ページにあります一番下段のほうなのですが、第10条の3のところ、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者とあるのですけれども、これもうちちょっと詳しく説明していただきたいと思います。この2点をよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

税務課長、星健一君。

○税務課長兼会計管理者（星健一君） 町民税につきましては、個人町民税のみでございます。法人のほうは今回出ておりませんので。今回の改正につきましては、個人町民税に係る分のみでございます。

○7番（佐藤勤君） 法人の町民税ということで。私の勘違いかな。

○税務課長兼会計管理者（星健一君） 個人町民税の非課税の範囲のご説明を差し上げましたが、法人町民税……法人の町民税の申告納付ということで、外国子会社合算特別税制等に係る改正としましてご説明申し上げましたが、それに関する内容で……第48条で……

○7番（佐藤勤君） 9ページを参考にしてください。新旧対照表の9ページの一番上段のほうですか。延滞のほうですけれども。あとは6ページです。法人の町民税の申告。法人の町民税と事業税と国税とあると思います。

○議長（佐藤盛雄君） 暫時休議します。（午前10時40分）

○議長（佐藤盛雄君） 再開します。（午前10時44分）

答弁を求めます。

税務課長、星健一君。

○税務課長兼会計管理者（星健一君） 今ほど7番議員のご質問でございましたが、データの積み上げが必要になったものですから、ちょっとお時間を頂戴しまして後日書類、文書としてご回答申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○7番（佐藤勤君） はい、結構です。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 1つだけ聞いてみたいのですが、加熱式たばこというものが出たり何かした場合に喫煙用の製造たばこというのか、たばこ税というものが新年度で加熱式が去年、おとしあたりから出ているように見受けるのですが、喫煙用の製造たばこのたばこ税というものはその分少なくなっていると思うのですが、どのぐらいのパーセンテ

ージで少なくなっているのか、これ1点だけ教えていただきますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

税務課長、星健一君。

○税務課長兼会計管理者（星健一君） 今3番議員の紙たばこということでよろしいですね。今国からたばこ税の申告納付ということで入っておる中でございますが、その中では紙たばこした名称はございません。全て紙巻きたばこという形の中で交付されておる中身でございます。失礼しました。加熱式たばこも同じく、今現在法制度化されておられませんので、紙巻きたばこした交付税措置の中に入っておりますので、加熱式たばこは現在ございません。

（「私の聞いていることと違う」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 私の聞いていることは、たばこ税というものが一応入っている。そうすると、加熱式というものはまだここ2年ぐらい出たばかりですから、まだこれの税というものは入っていない。だったらその分加熱式を吸っている人は、たばこ税の中で少し少なくなっているのではないだろうか。新年度の場合にたばこ税というものが、これが入ってくることによって少し少なく予算をとっていただけるのかどうか、こういうことを聞いているのです。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

税務課長、星健一君。

○税務課長兼会計管理者（星健一君） 大変失礼しました。本年度のたばこの予算額でございますが、前年度の予算額が4,363万9,000円、これに対しまして本年度のたばこ税の予算額が3,969万8,000円ございまして、比較として394万1,000円のマイナス計上をしておるところでございます。

○議長（佐藤盛雄君） よろしいですか。

ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第3号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定について）の件を採決します。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第4 議案第34号 専決処分につき承認を求めることについて

(専決第4号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例の設定について)

○議長（佐藤盛雄君） 日程第4、議案第34号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第4号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について）の件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君） 本案につきまして議案の説明を求めます。

町民課長、渡部善一君。

○町民課長（渡部善一君） 議案書の23ページをお開きいただきたいと思います。議案第34号、専決第4号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、地方税法施行令の改正に伴いまして、下郷町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置につきまして、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の引き上げを行うものでございます。

それでは、議案書の24ページと新旧対照表の35ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表の改正後の欄でご説明いたしますと、第2条第2項におきましては保険料の基礎課税額に係る課税限度額を54万円から4万円を引き上げ、58万円とするものでございます。第23条第1項につきましては、ただいまご説明申し上げました第2条第2項の内容でございます。第1項第2号につきましては、低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準につきまして、5割軽減の基準につきまして被保険者数に乗ずる金額を27万円から5,000円を引き上げ、27万5,000円とするものでございます。同じく第3号につきましては、前号同様、軽減する所得判定基準につきまして、2割軽減の基準につきましては被保険者に乗ずる金額を49万円から1万円を引き上げ、50万円とするものでございます。第24条の2第2項につきましては、第23条に準じた所要の文言の整理を行うものでございます。

なお、附則によりまして、本条例に係る法律の一部改正が平成30年3月31日公布、平成30年4月1日施行の改正内容でありますことから、平成30年4月1日施行となっております。また、条例改正後の規定は平成30年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税につきましては従前の例によると規定するものでございます。

以上、専決第4号につきましては、地方自治法第179条第1項本文の規定によりまして、

平成30年3月31日に専決処分いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君）　23条で4万円、1項。それから、2項で5,000円、3項で1万円余計になったわけですが、全体的にこういうふうな該当になるのが何人ぐらいで、プラスになるのかマイナスになるのか、税金として、国保税として。その2点ほど教えていただきますようお願いします。

○議長（佐藤盛雄君）　答弁を求めます。

町民課長、渡部善一君。

○町民課長（渡部善一君）　この改正によりまして、課税限度額につきましては10世帯のものが9世帯に減ります。あと、総額では27万1,860円増える内容でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君）　ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号　専決処分につき承認を求めることについて（専決第4号　下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について）の件を採決します。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第5　議案第35号　専決処分につき承認を求めることについて

（専決第5号　平成29年度下郷町一般会計補正予算（第8号））

○議長（佐藤盛雄君）　日程第5、議案第35号　専決処分につき承認を求めることについて（専決第5号　平成29年度下郷町一般会計補正予算（第8号））の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君）　本案について議案の説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君）　ご説明を申し上げます。25ページをお開きいただきたいと思います。議案第35号　専決処分につき承認を求めることについて（専決第5号　平成29年度下郷町一般会計補正予算（第8号））であります。26ページをお開きいただきまして、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,302万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億8,902万円とするものでございます。

歳入につきましては32ページ、33ページになりますが、ごらんいただきたいと思えます。2款地方譲与税、1目地方揮発油譲与税から10款交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金まで、地方譲与税各種交付金及び地方交付税の額の確定による補正計上でございます。中でも33ページ、9款地方交付税、1目地方交付税であります。説明欄に記載のとおり特別交付税の決算見込み額が当初予算1億円に対しまして、2億2,590万5,000円となりましたことから、1億2,590万5,000円を増額計上するものでございます。増額の要因といたしましては、特別交付税は当初予算の段階では過大とならないよう措置しており、加えまして平成29年度におきましては除排雪関連経費等が一定程度算定されたこと等によるものと思われます。

歳出につきましては、34ページになりますが、予備費により収支の調整をいたしております。

以上、地方自治法第179条第1項本文の規定により、本年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりご報告を申し上げ、ご承認をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君）　歳入で地方揮発油譲与税というものが216万8,000円、マイナスになっているのですが、少なくなっているのですが、これ地方揮発油というのはガソリンだとか、そういうような油のものだけでも、そういうようなものが値上がっているのです。今160円だとかで、1リッター、ガソリン、非常に高いのです。そういうようなことで値段が上がっているのならば、値上がったのならば余計に配付するというのが国ではないかなと思うのですが、なぜ少ないのですか、これだけ。ちょっと教えていただきますようお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君）　答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君）　今ほどご質問の地方揮発油譲与税でございますが、これにつきましては議員おっしゃるとおりガソリンに課し、都道府県及び市区町村に財源を譲与することを目的とする国税である地方揮発油税の収入額の100分の42に相当する額が市町村道等の延長、面積等により案分され、市町村等に譲与されるものでございます。この地方揮発油譲与税の歳入の予算の算定に当たりましては、6月譲与税、11月譲与税、3月譲与見込み額ということで、3月は前々年度実績をもとに積算しているものでございます。今ほどの件でございますが、6月及び11月は前年度実績、3月は前々年度実績をもとに積算してございます。29年度の当初予算においては、28年度6月、28年度11月、

前々年度の27年度3月をもとに積算しておりますので、28年度の決算見込みにおいてはその分の差異が生じているものでございます。

なお、議員ご指摘のガソリン等の価格が大幅に上昇しているのにここで減額となるのはなぜかというご質問でございますが、これはあくまでも国の揮発油税の収入額によるものでございまして、参考までに平成27年11月から平成28年2月までの収入額につきましては……済みません、桁の単位が多いものでちょっと申しわけございません。27年11月から今ほど申しあげました28年2月までの国の揮発油税の収入額、それと29年11月から30年2月までの揮発油税の収入額、これを対比しますと380億2,300万円、これだけ国のほうでは減少しているようでございます。この影響を受けまして、譲与税についても減額となったものと考えられますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 了解しますけれども、総務課長が4月1日からなっているわけですから、去年の予算は総務課長、別だったわけですから、予算の見積もりを多くとり過ぎたのかなと、こういう思いもないわけでもないのですが、議長、いいでしょう。前に進んでください。結構です。ありがとうございました。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 今ほどの説明で若干わからないことがあったので、質問します。揮発油譲与というのは、県に来て町村に来るという流れでしょうけれども、例えばたばこですと町内から買いましょと、たばこ、町内消費に応じて来るわけです。揮発油というのはどういう形で配分、例えば下郷全体で使った量に対する、それとかあと量に対するですとか、下郷の人口に対するとか、あと面積に対するとか、そういうふうな算定基礎があると思うのですけれども、そこら辺わかれば教えてください。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 今ほどのご質問でございますが、地方揮発油譲与税につきましては、これは国の税金でございます。そのため譲与税の100分の42に相当する額が市町村に対しまして譲与されるわけでございますが、その2分の1を市町村道の延長で、他の2分の1を面積で案分し、交付されるものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第5号 平成29年度下郷町一般会計補正予算（第8号））の件を採決します。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

ただいまより休憩いたします。（午前11時07分）

○議長（佐藤盛雄君） 再開いたします。（午前11時15分）

日程第6 議案第36号 専決処分につき承認を求めることについて

（専決第6号 平成29年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））

○議長（佐藤盛雄君） 日程第6、議案第36号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第6号 平成29年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君） 本案について議案の説明を求めます。

町民課長、渡部善一君。

○町民課長（渡部善一君） それでは、議案書の36ページをお開きいただきたいと思います。議案第36号、専決第6号 平成29年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ385万1,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ10億1,115万1,000円とするものでございます。

37ページから41ページまでは総括でございますので、省略いたしまして、42ページをお開きいただきたいと思います。2の歳入についてご説明申し上げます。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金であります。これは医療給付費等の再算定によりまして、187万5,000円を減額するものであります。

続きまして、2項国庫補助金、1目財政調整交付金につきましては、普通調整交付金の確定によりまして1,062万7,000円を減額するものでございます。

4款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金につきましては、再算定によりまして117万9,000円を減額するものでございます。

43ページになりますが、6款県支出金、2項県補助金、1目都道府県財政調整交付金につきましては、都道府県財政調整交付金の確定によりまして983万円を増額するものでございます。

続きまして、44ページをお開きいただきたいと思います。3の歳出についてでございますが、歳出の1款総務費、2款保険給付費、3款後期高齢者支援金等、6款介護納付金につきましては、財源内訳の補正でございます。予算額の増減はございません。

12款予備費につきましては、385万1,000円を減額し、調整するものでございます。

以上、専決第6号につきましては、地方自治法第179条第1項本文の規定によりまして、平成30年3月31日専決処分いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第6号 平成29年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））の件を採決します。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第7 議案第37号 副町長の選任について

○議長（佐藤盛雄君） 日程第7、議案第37号 副町長の選任についての件を議題といたします。

副町長、玉川一郎君の退場を求めます。

（副町長 玉川一郎君 除斥）

○議長（佐藤盛雄君） 職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君） お諮りします。

本案につきましては、さきに提案の理由の説明がなされておりますので、会議規則第37条第2項の規定により議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号 副町長の選任についての件は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、猪股謙喜君。

○８番（猪股謙喜君） 質問いたしますが、副町長という職務の中に町長の職務代理者という部分がございます。町長の職務が履行できなかった場合の第１番目の決裁権を持つと。町長にかわって決裁権を持つ立場でございますが、昨年在京下郷の懇親会の会場において副町長も町長と同席しておりましたが、やはり危機管理という意味では同じ東京出張で目的は違いますが、町長の場合は前日からの中央陳情等ありまして、翌日の在京下郷の総会並びに懇親会出席。副町長の場合は、懇親会の出席のみなのかなと、そこら辺何で上京したのかちょっとわからないのですが。その場合やはり東京に、町長と副町長が出張先で同じ会場にいるというのは、やはり危機管理上、ちょっとまずいのではないかなと思ったのですが、町長、どういった考えをお持ちでしょうか。そういった出張先で同じ場所に同席するということに関しまして。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） ８番、猪股謙喜議員の質問にお答えしたいと思います。

１年間を通じまして公務で町長が出張するとあるいは同じ日に町長がまた出席しなければならないということもございます。そのときにはどうしても町長と副町長が同時に出張する場合もございます。昨年の在京下郷会においては前日が東京要望と、中央要望ということで町長が出張しました。在京会でもそのように副町長が行くということを決めましたので、そこに同席したというのが私でございます。当然そういうものは今後もあるかと思いますが、そこは次の行政機関は別ですが、教育長、そして執行部の総務課長ということになりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） ８番、猪股謙喜君。

○８番（猪股謙喜君） 公務で同時に庁舎をあける、町長と副町長が庁舎をあけるというのは当然理解できますが、出張先が結局同じになってしまうということは、やはり会場で何かあった場合とか、帰り道何かあった場合というのを考えますと、そのほかに職務代理者、総務課長というものもございますが、危機管理上はやはり私はまずいと思います。了承してくださいということでありますが、やはり東京出張で合流というのはまずいかなと。それから、下郷に帰るときには同じ車で帰ってきたのか別々で帰ってきたのかちょっとわからないのですが、そこだけ教えていただければと思います。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 帰りは同席、同じバスで帰庁したと思います。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせいたします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。

したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

5 番、湯田純朗君。

○5 番（湯田純朗君） 投票による採決をお願いします。

○議長（佐藤盛雄君） ただいまこの採決につきまして、5 番、湯田純朗君より動議が提出されました。ちょっとお伺いします。5 番、湯田純朗君、投票の方式……

○5 番（湯田純朗君） 大変失礼しました。無記名をお願いします。

○議長（佐藤盛雄君） ただいま5 番、湯田純朗君より、この採決については無記名投票でお願いしたいと動議が提出されました。

ただいま湯田純朗君から無記名の投票がありました。この動議に対しまして賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（佐藤盛雄君） 賛成者3 人。3 人以上に達しておりますので、投票採決の要求は成立いたしました。

よって、議案第37号 副町長の選任についての採決は無記名投票により行います。

暫時休憩します。（午前11時27分）

○議長（佐藤盛雄君） 再開します。（午前11時28分）

この採決については、湯田純朗君ほか3 名から無記名投票にされたいとの要求がありましたので、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（佐藤盛雄君） ただいまの出席議員は、議長を除き11名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2 項の規定によって、立会人に2 番、玉川邦夫君及び1 番、星輝夫君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（佐藤盛雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（佐藤盛雄君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする者は賛成と、否とする者は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は、会議規則第80条の規定により否とみなします。

議会事務局長より議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。
議会事務局長。

(点呼・投票)

○議長（佐藤盛雄君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（佐藤盛雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

2番、玉川邦夫君及び1番、星輝夫君に開票の立ち会いをお願いします。

それでは、開票をお願いいたします。

(開 票)

○議長（佐藤盛雄君） 投票の結果を報告します。

投票総数11票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合しております。うち有効投票11票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、賛成8票、反対3票、以上のとおり賛成が多数です。

したがって、議案第37号 副町長の選任についての件は原案のとおり可決されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長（佐藤盛雄君） お知らせします。3番、室井亜男君から早退の届出がありました。
早退を認めます。

副町長、玉川一郎君の入場を認めます。

(副町長 玉川一郎君 入場)

○議長（佐藤盛雄君） ただいまの案件については、原案のとおり可決されました。

それでは、玉川一郎君が本席におられますので、ご挨拶をお願いいたします。

玉川一郎君。

○副町長（玉川一郎君） 本会議の大変貴重な時間を割いていただき、ご挨拶の機会を与えていただきまして心から御礼を申し上げます。

このたびは、副町長選任の同意案件につきましてご同意をいただきましたことに対しまして、衷心よりお礼とあわせまして感謝を申し上げます。誠に身にあまる光栄であり、その責務の重さに改めて身の引き締まる思いであります。また、これまでの4年間、微力な私がこの重責をとにかく務めることができましたのは、ひとえに議員各位のご指導、ご鞭撻のたまものであると存じております。副町長の選任されました以上、浅学非才、微力ではございますが、これまでの4年間、星町長の補佐役として町づくりなどに参画させていただきました経験、さらには役場職員の経験、教訓を胸に心新たに、副町長の職務をしっかりと自覚し、星町長が進める町民の幸せを実現する町づくりのさまざまな政策実現に向け、そして人口減少、過疎化等の対策、各種産業の振興など、各般にわたる課題解決のために誠心誠意全力を尽くして取り組む覚悟でございます。議会の皆様方を初め、町民の皆様方の今後より一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう心から切に

お願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

日程第 8 議案第 38 号 監査委員の選任について

○議長（佐藤盛雄君） 会議を続けます。

日程第 8、議案第 38 号 監査委員の選任についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君） お諮りいたします。

本案につきましては、さきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 38 号 監査委員の選任についての件は、議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせいたします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。

したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第 38 号 監査委員の選任についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 39 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（佐藤盛雄君） 日程第 9、議案第 39 号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君） お諮りします。

本案につきましては、さきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせいたします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。

したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（佐藤盛雄君） 日程第10、議案第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君） お諮りします。

本案につきましては、さきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第37条第2項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせいたします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。

したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 4 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（佐藤盛雄君） 日程第11、議案第41号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君） お諮りします。

本案につきましては、さきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第37条第2項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号 人権擁護委員候補者の推薦についての件は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせいたします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。

したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第41号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまより休憩します。（午前 1 1 時 5 1 分）

○議長（佐藤盛雄君） 再開いたします。（午後 1 時 0 0 分）

お知らせします。4 番、星政征君より早退の届出がありました。また、3 番、室井亜男君が議場に戻りました。

日程第 1 2 議案第 4 2 号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（佐藤盛雄君） 日程第12、議案第42号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長（佐藤盛雄君） 本案について議案の説明を求めます。

町民課長、渡部善一君。

○町民課長（渡部善一君） それでは、議案第42号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

議案書の52ページをお開きいただきたいと思います。今回の条例改正の趣旨でございますが、国民健康保険制度はこれまで市町村単位で運営してまいりましたが、市町村間の負担の格差や小規模市町村の財政の不安定さ等の問題を抱えておりまして、このような状況を改善し、負担の公平化と財政運営の安定化を図り、持続可能な医療保険制度を構築するため、平成27年5月29日に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が公布されまして、平成30年度から都道府県単位で国保運営をすることになったところでございます。都道府県は、財政運営や効率的な事業実施等の中心的な役割を担うこととなり、市町村は引き続き資格管理や保険給付、保険税の賦課、徴収、保健事業を実施していくこととなりました。

新たな制度では、福島県は市町村へ保険給付に要する費用を全額交付し、市町村は福島県が決定する国民健康保険事業費納付金を納付するため、福島県から示されます市町村ごとの標準保険料率をもとに税率を決定し、保険税を賦課、徴収することとなったわけでございます。このたびの条例改正は、福島県から示されました平成30年度の市町村ごとの国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率をもとに軽減対策を講じた上で保険税率の改定を行うため、下郷町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

まず、資料により保険税率の改正の概要についてご説明いたしますので、けさほどお配りいたしました平成30年度国民健康保険税税率検討資料という一部カラーのプリントをごらんいただきたいと思います。国民健康保険税は、上段の医療分、中段の後期高齢者支援金分、下段の介護納付金分からなっておりまして、算定方式はそれぞれ所得割、世帯別平等割、被保険者均等割の3方式となっております。上段の医療分を見ていただきますと、1行目の水色に塗り潰してあります行が改正案、2行目の黄色に塗り潰してあります行が県から示されました標準保険料率、3行目が本町の現行税率でありまして、一番下の4行目が改正案と現行の比較となっております。

税率等の決定方法でございますが、県では平成36年度に保険料税水準を統一しまして、将来的には統一保険料税率を目指すこととしておりますことから、標準保険料率を基本として改正案を決定したところでございます。このことから、所得割を標準保険料率と同率の7.85%、世帯別平等割を10円切り上げまして1万8,400円に、被保険者均等割を同額の2万5,600円としまして、調定見込み額を9,289万8,193円、徴収率93.24%から収納見込み額を8,661万8,275円としたところでございます。同様に中段の後期高齢者支援金分につきましては、所得割を同率の2.59%に、世帯別平等割を28円切り捨てて6,000円に、被保険者均等割を9円切り上げて8,400円とし、調定見込み額を3,054万7,821円、徴収率93.24%から収納見込み額を2,848万2,788円としたところでございます。同様に下段の介護納付金分につきましては、所得割を同率の1.96%に、世帯別平等割を57円切り捨てて

3,800円に、被保険者等均等割を40円切り上げて8,400円とし、調定見込み額を1,105万6,395円、徴収率93.24%から収納見込み額を1,030万8,983円としたところでございます。一番下の欄になりますが、合計額を改正案と現行で比較しますと、所得割でマイナス0.1%、世帯別平等割でマイナス6,000円、被保険者均等割でプラス400円、調定見込み額がマイナス45万6,149円、徴収率93.24%から収納見込み額がマイナス42万5,313円となったところでございます。調定見込み額を1億3,450万2,409円に對しまして、45万6,149円の減額、率にして0.34%の減で、収納見込み額は1億2,541万46円に對し、42万5,313円の減額、率にして0.34%の減となります。

それでは、条例の条文についてご説明申し上げますので、議案書の52ページ、新旧対照表の37ページをお開きいただきたいと思います。第3条第1項におきましては、医療費分の所得割の保険率を100分の0.45引き上げて100分の7.85とするものでございます。

第5条におきましては、同じく医療費分の被保険者均等割額を1,600円引き上げて2万5,600円とするものでございます。

第5条の2、第1項第1号におきましては、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の世帯別平等割額を800円引き下げて1万8,400円とするものでございます。第2号におきましては、同様に特定世帯の世帯別平等割額を400円引き下げて9,200円とするものであります。第3号におきましては、同様に特別継続世帯の世帯別平等割を600円引き下げて1万3,800円とするものであります。

第6条におきましては、後期高齢者支援金分の所得割の保険率を100分の0.11引き下げて100分の2.59とするものであります。

38ページになりますが、第7条の2、第1項第1号におきましては、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の世帯別平等割額を1,200円引き下げて6,000円に、同様に第2号におきましては特定世帯の世帯別平等割額を600円引き下げて3,000円に、同様に第3号におきましては特別継続世帯の世帯別平等割額を900円引き下げて4,500円とするものであります。

第8条におきましては、介護納付金分の所得割の保険率を100分の0.44引き下げて100分の1.96とするものでございます。

第9条におきましては、同じく介護納付金分の被保険者平等割額を1,200円引き下げて8,400円とするものでございます。

第9条の2におきましては、世帯別平等割額を4,000円引き下げて3,800円とするものであります。

第23条におきましては、今回の税率改定に伴いまして、軽減額等もあわせて各号のとおり改正するものでございます。

なお、附則によりまして本条例に係る法律の一部改正が平成27年5月29日に公布され、平成30年4月1日施行となっておりますことから、平成30年4月1日から適用するものでございます。

また、条例改正後の規定は平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によると規定するもので

ございます。

以上、下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げました。

なお、今回の条例改正につきましては、去る6月1日開催の第2回下郷町国民健康保険事業の運営に関する協議会におきまして、適当である旨の答申をいただいておりますので、申し添えて説明とさせていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号　下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13　議案第43号　下郷町公営住宅（1—1号棟）建設工事請負契約について

○議長（佐藤盛雄君）　日程第13、議案第43号　下郷町公営住宅（1—1号棟）建設工事請負契約についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君）　本件について議案の説明を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君）　53ページをお願いします。議案第43号について説明させていただきます。

上程させていただきました下郷町公営住宅（1—1号棟）建設工事請負契約につきましては、去る5月28日に4社による指名競争入札の結果、下郷町大字湯野上字沼袋乙843番地、三立土建株式会社、代表取締役、浅沼秀俊が5,648万4,000円で落札いたしました。

施工箇所は、昨年度建設いたしました姫川団地内の1の3、1の4号棟及び前年度繰り越し実施中の1の2号棟と同じ区域内で、お手元に配付しております資料、赤色の塗り潰し箇所でございます。

建設は、昭和54年、供用39年が経過し、老朽著しく、昭和56年度改正建築基準法に適用されておりません。今回の建てかえにより入居者の安全、安心な住居環境を提供するものでございます。

住宅規模は、木造2階建て、1棟2戸タイプ。間取りは1階1LDK、13.3帖、和室6帖1室、2階洋室6帖2室、床面積、1階50.72平米、2階28.98平米、合計79.7平米。トイレ、合併浄化槽による水洗式であります。

契約工期につきましては、平成31年2月28日に竣工を予定しております。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君）　このトイレのことでちょっと聞きたいのですが、ウォッシュトイレはついているのでしょうか。今各家庭でウォッシュトイレって水がふうっと出るわけですが、それがついていないとなかなかトイレを使わないなんていうような若者が多くなっているように見受けられるのですが、ウォッシュトイレというものはついているのかついていないのか、1点お願いします。

○議長（佐藤盛雄君）　答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君）　今ほどのご質問、ウォッシュトイレの件でございますが、ついておりません。便器につきましては洋式でございますので、入居者の届出によりましてウォッシュトイレが可能となっております。

○議長（佐藤盛雄君）　3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君）　そうすると入居者の要望でつけるということなのか、入居者が自分でつけるということなのか、どちらなのか、もう一回お願いします。

○議長（佐藤盛雄君）　答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君）　入居者の自己負担によりウォッシュトイレにすることが可能でございます。

○3番（室井亜男君）　了解。

○議長（佐藤盛雄君）　ほかに質疑ありませんか。

1番、星輝夫君。

○1番（星輝夫君）　1番の星でございますけれども、1点だけ質問させていただきます。

今回の契約金額ですけれども、前回の施工業者に比べますと安いのですけれども、何か平面か備品のほうで変更あったのでしょうか。

○議長（佐藤盛雄君）　答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君）　今ほどのご質問でございますが、前回の契約物件、これにつきましては12月補正で計上した建物が株式会社渡部工務所が契約、今現在繰り越し実施し

ております。その違いでございますが、建物の設備、基本的には全く同じでございますが、前回も申し上げましたように今回の1の1号棟につきましては、屋外電気設備工事に当てはまりますハンドホール引き込み開閉器設置盤等が計上されておられません。ということでございますので、その分が金額は1の2号棟に比べて安くなっているということになっております。

以上です。

○1番（星輝夫君） はい、わかりました。

○議長（佐藤盛雄君） ほかに質疑ありませんか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 完成した後の話になりますけれども、これ建設して家賃、きのうも質問しましたが、使用料のほかにこれ浄化槽関係の係る経費というのはどういうふうになるのですか。家賃に入ってくるのか、別に集金するのか、そこをお願いします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 今ほどのご質問でございますが、合併浄化槽の管理につきましては入居者ごとに管理組合をつくっていただいて、その代表者が集金をもちまして精算するということになっておりますので、特公賃とか刈合団地と同じ仕組みになっております。家賃とは別でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 実は、これと関係ないのですけれども、例えば管理組合ですか、それらによって集金して集めて払うということになるのでしょうか。払わない人はいらっしゃるのでしょうか。払わない不足分は誰が、組合長が負担するのか、誰が負担するのですか。現に刈合住宅であるのです。それを払わないために誰かが立てかえてやるのです。そういうのは町は、関係はしないのでしょうか。あくまでも町が管理して払って、それを各世帯から徴収するというふうな方法だと業者に面倒かからなくて、組合にも余計な応分な負担はしなくて済むわけです。やり方によって善良な住民がいれば、何にもどんな方法でも問題ないのですけれども、1つ払わないでいると誰かが立てかえなければならない。立てかえないと払えないわけです。そこら辺はどのような考えですか、お願いします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 今ほどのご質問でございますが、管理組合について代表者が集金をして精算する形になっております。でありますので、直接使用料とは別扱いとなっておりますので、町とは特に関与しない形になっております。私どもも知っている限りでございますが、滞納があったのかもしれませんが、その組合の中で話し合いによってまとまっているというふう聞いております。

○議長（佐藤盛雄君） 5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） もう一度、そのシステムがスムーズに運営されればいいのですけれ

ども、もしそれが滞った場合にどうなるのかという私心配しているのです。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 今ほどの質問にお答えします。

今現在特公賃なり刈合団地なり管理組合のほうで合併浄化槽の精算をしていただいておりますので、今まで未払いになった組合の中で一部そのような実例があったのかもしれませんけれども、町に対して未払いになったという状況は確認しておりませんので、今後もしそういうことがあったのであれば、何らかの形では町のほうで組合に指導していきたいと思います。

○議長（佐藤盛雄君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号 下郷町公営住宅（1—1号棟）建設工事請負契約についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第44号 平成30年度下郷町一般会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第45号 平成30年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（佐藤盛雄君） この際、日程第14、議案第44号 平成30年度下郷町一般会計補正予算（第1号）、日程第15、議案第45号 平成30年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君） 本案について議案の説明を求めます。

議案第44号につきましては総務課長、室井哲君、議案第45号につきましては町民課長、渡部善一君、順次説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君）　ご説明を申し上げます。54ページをお開きいただきたいと思います。議案第44号　平成30年度下郷町一般会計補正予算（第1号）であります。既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1,863万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億6,563万2,000円とするものでございます。

歳入につきましてご説明申し上げます。61ページをお開きいただきたいと思います。11款分担金及び負担金、1目農林水産業費分担金16万6,000円につきましては、沢田堰融雪災害に係る農業施設工事受益者分担金を計上しております。

13款国庫支出金、1目民生費国庫補助金では、障害者福祉制度改正に伴うシステム改修補助金として障害者総合支援事業費補助金19万5,000円を、5目総務費国庫補助金ではマイナンバーカード等の記載事項の充実に係る社会保障・税番号制度システム整備費補助金137万7,000円及び地方創生推進交付金100万円を、7目消防費国庫補助金では消防防災施設整備費補助金538万6,000円を計上し、歳出においてそれぞれその経費を計上しております。

14款の県支出金、7目商工費県補助金500万円につきましては、当初予算において消費者風評対策市町村支援事業として、食の安全モニターツアーに係る経費を計上しておりましたが、本事業が補助事業として採択されたことから、今回歳入につきまして補正計上するものでございます。

62ページをごらんいただきたいと思います。19款諸収入、6目雑入では、倉区防犯灯の整備に係るコミュニティ助成事業補助金250万円を、また中妻地内の防火水槽が会津縦貫南道路の用地となりますことから、その補償料として防火水槽補償料300万8,000円を計上しております。

次に、歳出でございますが、給料、職員手当、共済費等の人件費でございますが、これは主に4月1日付の人事異動に伴う増減でございます。

64ページをお開きいただきたいと思います。2款総務費、6目企画費、コミュニティ助成事業補助金250万円につきましては、歳入でご説明申し上げました倉区防犯灯の整備に係る補助金でございます。また、飲食サービス業等支援・持続化支援事業補助金200万円につきましては、販路拡大や設備投資を支援するための補助金でございます。歳入でご説明申し上げました地方創生推進交付金を充当する事業となっております。

同じく2款の10目諸費、社会保障・税番号制度システム整備委託料137万7,000円につきましては、歳入でご説明申し上げましたマイナンバーカード等の記載事項の充実に係るシステム改修委託料でございます。

66ページをお開きいただきたいと思います。3款民生費、6目障害者福祉費、システム改修委託料39万1,000円につきましては、歳入でご説明申し上げました障害者福祉制度改正に伴うシステム改修委託料でございます。

68ページをお開きいただきたいと思います。6款農林水産業費、5目農地費では、水門堰土砂撤去に係る重機等借上料86万4,000円を、69ページとなりますが、7款商工費、2目観光費では大内宿観光案内所、公衆トイレ修繕料54万円を。

次に、71ページとなりますが、9款消防費、2目消防施設費では、沼尾、田代地区の

消火栓修繕料239万3,000円を計上しております。また、同じく消防施設費の工事請負費2,140万8,000円につきましては、耐震性貯水槽2基、沢田地内及び湯野上地内に設置するもので、歳入でご説明申し上げました消防防災施設整備費補助金を充当する事業でございます。

72ページをごらんいただきたいと思います。10款の教育費、1目社会教育総務費の集落集会施設等整備補助金40万5,000円につきましては、中妻集会所床改修工事及び枝松集会所トイレ改修工事に係る補助金でございます。

73ページになりますが、11款の災害復旧費、1目農業施設現年災害復旧費であります。沢田堰融雪災害に係る費用を本科目から執行しておりますことから、予算不足により今後の災害に対応できなくなるおそれもありますことから、増額をお願いするものでございます。

2目林業施設現年災害復旧費の工事請負費につきましては、林道大峠線の崩落に係る復旧事業費500万円を計上し、予備費により収支の調整をするものでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 次に、町民課長、渡部善一君。

○町民課長（渡部善一君） それでは、議案書の74ページをお開きいただきたいと思います。

議案第45号 平成30年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ235万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,544万8,000円とするものでございます。

75ページから79ページまでは総括でございますので、省略させていただきます。80ページをお開きいただきたいと思います。2の歳入についてご説明いたします。1款国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税におきましては、保険税の算出税率の改正及び平成29年分の所得の確定による本算定によりまして577万8,000円の減額。2目退職被保険者等国民健康保険税におきましても同様の内容によりまして42万9,000円の増額でございます。

5款繰入金、1目国保基金繰入金でございますが、299万9,000円を増額し、財源を調整するものでございます。

続きまして、81ページの3の歳出についてご説明いたします。8款の予備費でございますが、調整のため235万円を減額するものでございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

なお、今回の補正予算につきましては、去る6月1日開催の第2回下郷町国民健康保険事業の運営に関する協議会におきまして適当である旨の答申をいただいておりますので、申し添えて説明とさせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 大変申しわけございませんでした。73ページでございますが、11款の災害復旧費、2目の林業施設現年災害復旧費でございますが、これにつきまして復旧事業費700万円を500万円という形でご説明申し上げてしまいました。訂正をさ

させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

2番、玉川邦夫君。

○2番（玉川邦夫君）　質問させていただきます。先ほど73ページにあります災害復旧費です、大峠、私も年に何回も歩かせてもらっている大変いい登山というか、ウォーキングのコースになるのですけれども、今回落石ではなくて足元から崩れたという、大変担当の課長さんは骨折られて今に至っているというふうに随時情報などもいただいて、行事が延期されたり中止になった、大変残念なところで。ここは観光道路でもある、お金を幾ら落とすかどうかわかりませんが、非常に300人、400人、年間は間違いなく行き来する、交流されているという貴重な道路かなというふうに思います。

3つ質問させていただきます。大峠林道の災害復旧、これここからちょっと見えないのですけれども、県の災害復旧の補助があるのかどうかということです。林道施設災害復旧という事業費があるみたいで、基本的なのが奥地幹線道路65%とか、その他林道は5割です、50%、そういった補助をここで使われるのかどうか。

もう一つは、ここはとまれば我慢するということもありますけれども、いわゆる生活ライフラインと考えれば本当に早急にやらなければならないというところのことも考えられるわけです。私たちは、早急にやってほしい。その中に査定前の着工というのが、制度があるそうなのですけれども、今回はそういった制度で既に着々と進められているのか。査定前から始まっているとか、そういうことなののですけれども、その辺教えていただきたい。

最後に、今年度まだまだスタートしたばかりです、観光ルートとしても。8月、9月めどで改修が完了すれば、いろんな行事もまた可能かなと思うのですけれども、そこが一番気になる場所なのですが、工期としてはどのぐらいがめどになってきているのか、この3点よろしくお願いします。

○議長（佐藤盛雄君）　答弁を求めます。

産業課長、玉川武之君。

○産業課長（玉川武之君）　ただいま2番議員、玉川邦夫議員のご質問でございますが、大峠線の災害復旧ということで、当然産業課のほうでも県のほうに確認しましたが、いわゆる災害復旧の補助事業に該当しないということで県と協議いたしまして情報をいただきまして、今ほどありましたように観光の林道でもありますので、早急な対応ということで町費で賄いながらの災害対応ということでお願いしたいと思っております。当然査定ということですが、災害に該当しないということでございましたので、査定も受けていないというような状況になっているところでございます。よろしくお願いします。

工期なのですが、このたび補正予算計上させていただきましてご承認いただきますと、すぐ工事の発注、そして入札、業者の決定というような中身になってきますので、7月から業者さんが決まって始まれば、これ天候にもよります。台風が2週続けて来たなんてなると工事手つけられないという状況もあるかもしれませんが、おおむね7月並びに8月いっぱいぐらいは雨季にも入りますが、ちょっとかかるのかなというような予想を

しているところです。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

5 番、湯田純朗君。

○5 番（湯田純朗君） 64ページの文書広報費の中で手数料、防災行政無線免許申請手数料と、この中身は新たにつくったものの手数料なのですか、それとも以前にもらったので、いつから供用開始している免許手数料ですか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町民課長、渡部善一君。

○町民課長（渡部善一君） 防災行政無線免許申請手数料の中身でございますが、これは特殊無線技士の講習と主任無線技術者講習の手数料でございます。今回の4月1日付の人事異動によりまして、無線技士と主任無線技術者が生活安全係のほうにいらなくなりましたので、この補正予算を議決いただきましたら、早急にその免許を取得して体制を整えたいということで計上させていただきました。無線技士3人分と主任無線技術者講習1人分の予算でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 5 番、湯田純朗君。

○5 番（湯田純朗君） そうしますと、これ試験を受けるわけですね。落ちたらどうするのですか。一応3人受け、受講者、受験ですか、皆さんがみんな受かると限っていないわけですね。そうすると、その要件に満たさないことも出てくるわけです。そこら辺どうですか。

○議長（佐藤盛雄君） 町民課長、渡部善一君。

○町民課長（渡部善一君） 係に3名おりまして、係長以下2名、3名おりまして、その3人受けるようになりまして、合格すればその中の1人を主任無線技術者ということで講習を受けていただくという今計画でございますので、講習を受けて試験ということでございますので、落ちないように講習を受けさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 5 番、湯田純朗君。

○5 番（湯田純朗君） では、質問で落ちないようにしてください。

○議長（佐藤盛雄君） 3 番、室井亜男君。

○3 番（室井亜男君） 消防費の工事請負費で2,140万8,000円、沢田と聞いたみたい、湯野上と聞いたみたいなことですが、ちょっと金額が大きいけれども、もう少し具体的にどういうふうなことをやるのか、ちょっと教えてくださいようお願いを申し上げます。

それから、先ほど2番さんが大峠の災害復旧700万円のことでちょっと聞いたわけですが、聞くとところによると何か人が通れると。車を置いて歩いてそこは渡れるのではないだろうか。でも、渡った場合に下を見る危険性というものがあるから交通止めだと、こういうふうな話もいろいろあるのですが、毎年7月に音金を中心として三倉山の山開きというものがやってございまして、音金でやってバスで日暮滝の上の駐車場ま

で送って行って、そこから上がって音金のほうにおりるという、非常に人気のある山であると、こういうふうに聞いているのですが、これを先ほど課長が答弁しました7、8月にやって、9月ごろになったらできるのかなということで、早急にこの予算が通ったら発注してやるという、短期間でやるという一つの方策というものをやって、山開きとかそういうことではなく、そこを観光で先ほど2番さんが言われたように非常に好んで行く人たちがいるみたいなのです。ですから、早く急ピッチでやるという方法、ひとつお願いをしたいと。

もう一つは、先ほど2番さんが言われたように災害復旧というものが該当しない。融雪災害でも該当しないのでしょうか、これ。融雪災害等に合致しますと7割ぐらいでできるのですが、3割負担ぐらいでできるのですが、そういうようなことの該当になると確かに事前着工できない、そうした場合に秋口になる、災害復旧ですから。ですから、災害復旧に該当しないというのは早くやるがためにそちらのほうを強く災害というものに持っていかなくて早くやるのだったのか、その辺の結論はどうだったのか、町長、どうだったのか、ひとつ教えていただきますようお願いを申し上げます。とにかく一日も早くやって、音金でやっている三倉山山開きというものをやっぱりやるべきではないだろうか、こういうようなことをお願いして、町長、一言その辺からお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町民課長、渡部善一君。

○町民課長（渡部善一君） それでは、室井議員ご質問の防火水槽の関係でございますが、先ほど申しましたように2基、1基は沢田字赤岩地内、ちょうどセコニックのところになります。あと、湯野上につきましては民宿沼袋の前の辺になります。それで、今回の防火水槽につきましては耐震性の既製の貯水槽を、40立米の貯水槽を埋める形で設置する形でございまして、1基1,000万円ちょいかかりまして、2基で2,140万8,000円ということになりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

産業課長、玉川武之君。

○産業課長（玉川武之君） 先ほど3番議員の室井亜男議員のご質問でございますが、まず融雪災並びに災害復旧というようなご質問でございますが、融雪災害につきましては冬の積雪量の状況並びに春の雨の状況ということで、24時間ですと1日80ミリというような基準がございまして、これに該当しないというような内容でございましたので、単費で早急にやるというような内容でございました。並びに今回の崩落、連休後におおむね確認しておりましたので、その後測量の委託発注並びに現在工事の補正予算の要求となっております、今後業者さん決まりましたならば、いわゆる擁壁工になるかと思いますが、急ピッチでやる方法を考えてお願いはしたいと思っております。ただ、時期的に雨季にも入りますし、条件が悪い足場のところもございまして、その点は何分ご容赦いただきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 災害工事につきましては、常日ごろから災害に該当する雨量あるいは融雪の積雪、そういうところを各行政区の皆さんに現地を必ず確認して早急に上げてほしいということを言っていますけれども、たまたま大峠ですので、昨年の台風で恐らくそのような状況になったのではないかと思いますけれども、春先になってわかったということで、やはり測量に時間かかるということで、発注が要するにおくれてしまったということになるかと思いますので、ご了解いただきたい。今後災害に該当すべき場所は災害でやっていきたいと、これが私の基本的な考えでございます。ご了解願います。

○議長（佐藤盛雄君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 沼尾とそちらのほうで一応防火水槽2,000万円もかけてやるわけですが、中妻に南縦貫道路で250万円ほどつくって町のほうに補償金が出るわけですか。あれがなくなると中妻の一番上のほうなのですが、困るわけですが、そういうふうなことを来年あたり例えばやる場合に、やはりこういうふうな予算をつけて1,000万円かかってもやるのだなと、こういうふうなことになるかと思うのですが、町長、そういうようなことは大丈夫なのでしょうか、それ一言お願いいたします。

もう一つは、騒ぐ割には工事費というものが大峠のほうで700万円、何か通れないというか、三倉山の山開きができないとか、安全だから交通止めした。ですから、私の考えはもう少しお金がかかるのかなというような考えがあったのです。そしたら、見てみたら700万円。700万円ならば早目に終わるのではないだろうか、こういうようなことで、なるべく雨が降らないように、早くやるように祈りながら、山開きができるようにひとつお願いを申し上げ、質問を終わります。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 会津縦貫で補償金をいただいた防火水槽の手当てについては、今後中妻区やあるいは中妻消防のほうと協議し、あと土地の問題もございます。それから、早急に実施するとすれば、消火栓の設置とかいうようなことを考えられますので、その辺は今後の協議をして進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号 平成30年度下郷町一般会計補正予算（第1号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第45号 平成30年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。（午後 1時54分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年6月15日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員